

# 博士論文

論文題目 近世後期名目金貸付と江戸幕府

氏名 曹承美 (CHO SEUNGMI)

# 近世後期名目金貸付と江戸幕府

曹承美

## 目次

序章	研究史の整理と本論文の課題	4
第一部	近世名目金貸付の成立	16
第一章	公儀御修復から貸付へ——京都妙法院を例に——	17
第一節	妙法院の公儀御修復請願	17
第二節	勸化の実施とその成果	30
第三節	貸付への傾倒	36
第二章	宝暦・明和期名目金貸付の展開	52
第一節	触流請願の許可とその代価	53
第二節	名目金貸付における仕組み	68

第二部	名目金貸付に対する幕府の認識	85
第三章	名目金貸付の掌握の試み	86
第一節	触流再出願に対する幕府の対応	87
第二節	公金貸付化案の浮上と修正	101
第四章	名目金貸付における訴訟優先処理権の撤廃	119
第一節	名目金出入優先の慣習法	119
第二節	名目金貸付支配人に対する一斉調査	125
第三節	公金貸付化案の再浮上と幕府の選択	140
第三部	名目金貸付と公金貸付の諸関係	157
第五章	幕府公金貸付の動き	158
第一節	勘定吟味役伊奈の上方吟味	159
第二節	在方手当金貸付の実施	171
第六章	幕府委託の名目金貸付―江戸深川霊運院を例に―	189
第一節	霊運院名目金貸付の委託	190

第二章	天明四年靈運院の請願	196
第三章	代官委託の名目金貸付―湯島靈雲寺を例に―	205
第七章	大名金融における名目金貸付	218
第一節	寛政期妙法院名目金貸付と小城藩	220
第二節	小城藩の名目金貸付の借金処理	228
終章	近世後期における名目金貸付の意義	249

## 序章 研究史の整理と本論文の課題

本論文は、近世日本における名目金貸付の特質とその様相を、幕府権力とその政策とのかかわり方のなかで解明することを目的とする。

### 一）本論文における名目金貸付の概念について

土地基盤の経済から貨幣経済の社会へ変貌した日本近世社会では、その貨幣経済の核心ともいえる金銀の貸借も前例なく盛んに行われるようになった。貸借に対する当時の幕府権力のスタンスは、繰り返し出された相対済令に代表されるように、債権をめぐる問題を権力に頼らずに基本的に当事者の間で解決させることであった<sup>(1)</sup>。貸付において債務者が返済しないことはあくまでも債権者の「自己不明」の結果であり、債権者がその解決を幕府に押し付けることは不都合である、こうした金公事に対する認識と制度未整備に因って、貸付における債権保護は概して弱かった<sup>(2)</sup>。しかし、そこには幕府の「御為替金貸付」など幾つかの例外も存在し、本論文の対象である名目金貸付<sup>みょうもくきん</sup>もこの例外に属するものであった。

本稿では、名目金貸付を近世有力寺社や諸侯がその貸付を幕府に報告し、取立における幕府の支援を受けることの承諾を得た貸付として捉えている。

名目金貸付に関する先行研究では、主に特定の寺社が行った貸付を代表的な名目金貸付として取り上げられてきた。従来、寺社が自分の財源を貸し付けることは、中世の祠堂銭貸付の伝統に基づいて行われてきたものである<sup>(3)</sup>。この貸付も金公事において一般町人のものよりはいささか保護されたと思われる。

こうした寺社の貸付と名目金貸付との区分点は、その貸付に幕府がどこまでコミットしたかにあると筆者は考えている。寺社の貸付も借金返済に問題が生じた場合、時によって幕府が特別に処理してくれたのであるが、名目金貸付は最初から当該寺社が幕府に貸付を報告し、その借金取立に幕府が援助する事前承認を得られたという差が存在する。幕府は寺社が借金取立の援助を求めてくる前段階から名目金貸付を認知していたのである。つまり、借金取立における問題の発生とは関係なく、幕府は名目金貸付を把握することができたともいえる。

一方、名目金貸付を行う側においても債権保護のため、幕府が関与していた貸付であることを打ちだしていた。天明元年（一七八一）京都青蓮院の名目金貸付支配人として新たに任命された町人に渡された貸付証文の雛形をみると

(4)、

奉御借御用銀之事

合銀 御利足定之通

右者栗田御殿御祠堂御修理銀、先達而江戸御奉行所へ被仰達置之御銀之内、私要用ニ付、慥奉拝借候処、実正也、返上納之義ハ、来ル「空白」限無遲滞可奉返上候(後略)

上記のように名目金貸付証文では「御祠堂御修理金」「御遺金」「御寄付金」「御勸化金」など、その貸付元金の名目を示すと同時に「江戸御奉行所へ被仰達置之御銀」と、これが幕府に報告されている貸付であることが明記されている。

また名目金貸付の形態は、その主体である寺社・諸侯が直接に借主との相対で貸し付ける仕方(相対貸付)と、彼らが幕府の代官や奉行所へその貸付を委託する仕方(委託貸付)とに大別できるが<sup>(5)</sup>、本論文では主に前者の相対貸付を一般的な名目金貸付の形態として捉えているため、特に言及がない限り、本論文で言う名目金貸付は相対の方式をとる名目金貸付を指す。また名目金貸付はその貸付主体が多様であるが、本論文における名目金貸付は主に寺院が行った名目金貸付を指すことを断わっておく。

## 二) 研究史の整理

名目金貸付に関する先行研究を大観してみると、その債権における幕府権力の保護を前提に、こうした幕府の権威を背負った有力寺社・諸侯が行った特権的貸付として名目金貸付を分析してきた。就中、寺社名目金貸付研究の出発点ともいえる堀江保蔵氏の分析は特記すべきものである。氏によると、名目金貸付は宮門跡寺院及び幕府と特殊関係にある寺社が祠堂金など他の資財を各種の名目を付けて貸付したことから始まったが、借金延滞の際にその債権が幕府によって保障されたことは、自然に町人などの投資資金を引き寄せる結果となり、その実質は変質されたと名目金貸付を規定した<sup>(6)</sup>。これ以降の諸研究はこの問題意識をもとに進められ、個別寺社や諸侯の名目金貸付の事例分析などの名目金貸付の基礎的研究が行われた<sup>(7)</sup>。

さらに、こうした特権的金融である名目金貸付が幕藩制社会の解体にどのような影響を与えていくのか、いわば幕藩体制社会解体の一要因として高利貸付資本―名目金貸付―の浸透を措定した研究が進められてきたと思われる<sup>(8)</sup>。寺社の名目金貸付に関する総体的な研究成果である三浦俊明氏の研究はそうした視角に立っており、同氏は寺社の名目金貸付が当時の社会階層の分解を促進し、それが民衆の世直し運動にいたる過程の分析を通じて、高利貸資本としての名目金貸付の庶民金融における影響、またこうした高利貸資本の浸透が幕藩制社会の解体過程にどのようなかかわっていたのかを究明した<sup>(9)</sup>。

以上をまとめると、幕府の保護をうけた特権的貸付金融として名目金貸付を規定したうえ、それが幕藩制社会の



矛盾を如何に深化し、また解体させてきたのか、という問いが近世名目金貸付の研究に貫通されてきたと思われる。

### 三) 本論文における分析視角

しかしながら名目金貸付を封建社会の分裂・解体に結びつけて論じる視角だけでは不十分な面がある。一八世紀に登場し、明治政府による廃止に至るまで長年存続された名目金貸付は、まさに当該期存在した「近世特有の金融」であり、それが近世を通じて持続されたことの意味合いについても考察しなければならない。本論文はこうした素朴な疑問から始まったものである。殊に名目金貸付が隆盛をきわめた宝暦・天明期(一七五〇～一七八〇年代)は、幕藩領主による様々な財政改革・経済政策が講じられた時期でもあり、当時盛んになった一つの貸付金融として名目金貸付を見直すと、どのようなことが言えるのであろうか。何より、名目金貸付は幕府が関わっていた貸付であることは綿密な考察が必要である。

かくして本論文は、近世的金融としての名目金貸付を、一八世紀の幕府権力やその経済政策とのかかわりの中で分析する。名目金貸付と幕府権力との関係について既存の研究では、幕府が名目金貸付の債権を保護したことで幕府権力の有力諸侯・寺社に対する援護策として名目金貸付を規定した。または、有力諸侯・寺社への既存の経済的支援を断ち切る代わりに出された幕府財政節減の一策として名目金貸付を把握することに留まった。名目金貸付に対して、

幕府の経済政策としての積極的な評価は行われてこなかったのである。

その点で名目金貸付と幕府の公金貸付政策との関連性を見いだした三浦氏の研究は興味深い。同氏は、天明六年（一七八六）公金貸付を前提に全国的に出された幕府の御用金徵募令から、当時名目金貸付を行っていたと推測される「宮門跡方」「尼御所」などが除外されていたことに注目し、これは当時の幕府権力が名目金貸付を幕府の公金貸付と同様な役割を果たしているものとして認識したためであると指摘した<sup>(10)</sup>。名目金貸付を宝暦以降、積極的になつてきた幕府金融政策―特に公金貸付政策―を基礎にして成立・発展したこととしてみる氏の理解は、両者の関係について多くの示唆を与えている。そして本論文の史料分析や研究方法も三浦氏の研究に多くのことを負っている。

一方、名目金貸付の研究者からではなく、幕府財政経済史の方からも名目金貸付に注目した研究がある。幕藩体制を維持できた経済政策として幕府の公金貸付を取り上げた竹内誠氏は、幕府の公金貸付の展開において官方・寺社の名目金もその資金として重要な役割を果たしたと名目金貸付を公金貸付との関わりの中で言及したことがある

<sup>(11)</sup>。また同じく幕府の公金貸付を研究した飯島千秋氏は、寺社の名目金貸付も幕府の公金貸付と同様、貸付を行つてそこからの利得で問題を解決するという金融の論理が導入されたものと指摘し、これは宝暦・天明期幕府の経済政策に一脉相通するところがあると評価した<sup>(12)</sup>。しかしながら彼らの問題関心は主に幕府財政・経済政策に置かれていたため、名目金貸付と幕府の公金貸付との関連性を示唆したものの、その具体的なあり方の究明までは至らなかった。

#### 四) 本論文の課題設定

本論文はこうした先学からの展望を受け継いだもので、一八世紀後半の名目金貸付を当該期幕府権力とその経済政策の中から捉えなおし、その積極的な検討を行なう。検討する課題は以下の通りである。

- ①名目金貸付の成立過程の再検討による幕府権力と寺院とのかかわり方の解明
- ②名目金貸付に対する幕府の規制の背景ならびにその意図の分析
- ③名目金貸付と幕府の公金貸付との関係
- ④名目金貸付の当該金融市場における意義

以上の分析を通じて、近世的金融として名目金貸付のあり方、また一八世紀後半の幕府の経済政策ならびに当該期の経済社会の様子に迫る。

#### 五) 本論文の構成

第一部では、近世名目金貸付の成立を幕府との関わりの中で考察する。第一章「公儀御修復から貸付へ―京都妙法院を例に―」では、京都の門跡寺院である妙法院を取り上げ、妙法院の幕府への諸請願と勸化の実施とその成果を検討しながら、宝暦期に妙法院が名目金貸付に乗り出す過程を辿る。第二章「宝暦・明和期名目金貸付の展開」では視野を更に広げ、宝暦・明和期の名目金貸付における寺院の幕府への請願とその交渉過程を考察することによって名目金貸付の背景を明らかにする。また第一章で紹介した京都妙法院の名目金貸付の運用様相に立ち入って、実際の貸付における内部構造、貸付における幕府役所との関係も考察する。

第二部では、名目金貸付に対する幕府の思惑を考察する。第三章「名目金貸付に対する幕府の認識」では、寺院からの触流再請願、また名目金貸付に関する最初の幕府法令である安永四年令をめぐる幕府側の対応を再検討し、その背景や意図を明らかにする。また第四章「名目金貸付における訴訟優先処理権の撤廃」では、名目金貸付の代表的な特権である訴訟優先処理権の廃止にいたる幕閣の議論とその背景を取り上げ、大坂における名目金貸付の運用様相とそれに対する幕府権力の対応を考察する。

こうした検討を踏まえたうえ、第三部では名目金貸付を幕府の代表的な経済政策であった公金貸付との関わりの中において論じる。第五章「幕府公金貸付の動き」では、明和期江戸で始まった在方手当貸付を同時期の名目金貸付との係わりのなかで考え、捉えなおす。第六章「幕府委託の名目金貸付―江戸深川靈運院を例に―」では、幕府

に名目金貸付を委託することになった江戸深川の霊運院を取り上げ、その貸付の様子を考察し、幕府に委託された名目金貸付をめぐって各主体の思惑を論じる。第七章「大名金融としての名目金貸付」では、寛政期小城藩を事例に大名金融としての名目金貸付の可能性を見いだす。

以上、一八世紀の名目金貸付を幕府権力とその経済政策との関わりの中で検討することによって、近世日本社会における金融の様相、こうした貸付金融の発達をめぐっての当時の人々や幕府権力の対応を検討し、転換期の日本近世社会の一面を描き出す。

(1) 幕府は、金公事を受理せず、個人間の和談での解決を求め、貞享二年(一六八五)に始め、元禄十五年(一七〇二)、享保四年(一七一九)、元文元年(一七三六)、延享三年(一七四六)、寛政九年(一七九七)、天保十四年(一八四三)に繰り返して出したとされる(『日本経済史辞典』上巻、日本書評新社、一九四〇年、棄損項目参照)。ただ相対済令は全国統一な法令ではなかったようで、江戸の場合、寛文元年(一六六一)から天保十四年(一八四三)までの一〇回ほど(もちろん宮門跡社の名目金は相対済令から除外)、京都は寛文八年(一六六八)から文化元年(一八〇四)まで一二回の相対済令が出された。一方大坂は相対済令が出されなかったことがないと確認される(金田平一郎

「徳川時代の特別民事訴訟法―金公事の研究―」『国家学会雑誌』第四二卷一一号、一九二八年。

(2) 石井良助『近世取引法史』創文社、一九八二年、二五頁。

(3) 寶月圭吾「中世の祠堂銭について」『一志茂樹博士喜寿記念論集』一九七一年。

(4) 「貸附雑記 九」。この「貸附雑記」という史料は、嘉永期青蓮院宮の金銀元々方である渡辺河内介隨が青蓮院宮の貸付金関係文書を編集した史料である(三浦俊明「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心に(上)」『人文学報』三五(一)、一九八五年、一八頁参照)。現在、京都大学文学部国史研究室に所蔵されている。

(5) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し運動―』吉川弘文館、一九八三年、四〇〜四一頁。

(6) 堀江保蔵「徳川時代の寺社名目金」『経済論叢』二七卷三号、京都法學會、一九二八年。

(7) 代表的な研究として寺尾宏二氏の「大阪に於ける青蓮院名目金の貸附について」(『研究部報 第三輯』昭和高等商業学校、一九三四年)、同氏「近世高野山に於ける祠堂金制度」(『経済史研究』一四卷五号、一九三五年)、同氏「奈良に於ける寺社の貸附金史料について」(『経済史研究』一八卷一号、一九三七年)、同氏「近世寺院の貸付

について―青蓮院名目金の研究序説」(『産業経済論叢』二(三)、京都産業大学、一九六七年)、同氏「名目金源流考」(『経済経営論叢』九(二)、一九七四年)、菅野和太郎「紀州家名目金」(『経済論叢』三四卷三号、一九三二年)、同氏「尾州家名目金」(『経済史研究』通卷四一号、一九三三年)、児玉洋二『熊野三山経済史』(有斐閣、一九四一年)、吉川秀造「明治政府と名目金」(『経済史研究』一号、一九二九年)、同氏「熊野三山の貸付金」「寛永寺貸付金」(『明治維新社会経済史研究』日本評論社、一九四三年)などが近世名目金貸付に関する主要な先行研究として挙げられる。

(8) 三浦前掲書。その他、安岡重明「江州郡山藩領における名目金借入制限」(『大坂大学経済学』八卷一号、一九五八年)、白川部達夫「幕末期関東における農村金融の展開―青蓮院名目金の貸し付けをめぐる―」(『江戸地廻り経済と地域市場』吉川弘文館、二〇〇一年)も幕藩制社会の解体と名目金貸付との関わりを解明するという問題意識のうえで書かれていると思われる。

(9) 三浦前掲書。

(10) 三浦俊明「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心に(上)(下)」『人文学報』三五(一)(二)、一九八五年。

(11) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』近世下、東京大学出版会、一九六五年)二  
一頁。

(12) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について―」  
『横浜商大論集』十八卷二号、一九八五年。



第一部  
近世名目金貸付の成立

## 第一章 公儀御修復から貸付へ―京都妙法院を例に―

はじめに

近世における寺社修復は、基本的に幕府による公儀普請や大名の手伝普請などの寺社外部からの助成、または檀家からの寄進、朱印地からの収入など寺社の自力によるものに大別でき、元禄期（一六九〇年代）以降、後者の自力による寺社修復へ傾く傾向であったことが指摘される<sup>(1)</sup>。そのような自力手段の一つである勸化<sup>かんげ</sup>は、幕府許可のもとに一定期間、一定地域の一般諸人に対して行う募金活動である<sup>(2)</sup>。三浦俊明は京都光雲寺、京都妙法院、熊野三山本宮社に関する老中宛の寺社奉行の伺文を分析し、寺社の勸化では期待した金額を必ずしも募金できるとは限らないと言及した<sup>(3)</sup>。これら勸化不振を示す例として挙げられた寺社は、全て近世期名目金貸付を活発に行っていたものでもある。本章はそのなか、京都の妙法院<sup>みょうほういん</sup>を取り上げ、その記録である『妙法院日次記』<sup>(4)</sup>から当時の状況を汲み上げ、妙法院という一個の寺院がどのような過程を辿って本格的に貸付を行うにいたったか、という寺社名目金貸付の成立過程を追い、そこから明らかになる点を整理したい<sup>(5)</sup>。

### 第一節 妙法院の公儀御修復請願

妙法院は現在京都市東山区妙法院前側町に位置する天台宗の門跡寺院で、延暦年間（七八二〜八〇六）僧侶最澄によって創建され、安貞元年（一二二七）後高倉院（守貞親王）の王子である尊性法親王が入寺して天台座主になって以降、法親王（男子皇族が出家して僧籍に入った後に親王宣下を受けた場合の身位・称号）が住職する宮門跡となった（6）。近世期の妙法院において念頭に置くべきことは、管領している京都方広寺大仏殿（史料の中では「大仏殿」と蓮華王院（三十三間堂）の修理・復興に必要な経費を如何に調達するかという問題が近世の妙法院にとって常に大問題になっていたと指摘されている（7）。

当該期の妙法院の財政状況を、宝暦七年（一七五七）四月に武家伝奏へ報告された石高から確認してみると、山城国愛宕郡おたぎの鹿ヶ谷村ししがたに、大原上野村おおはらうえの、柳原庄やなぎはらの三ヶ村、同国葛野郡かどのの牛ヶ瀬村うしがせ、朝原村あさはら、東塩小路村ひがしおこうじの三ヶ村、同国乙訓郡おとくにの寺戸村でらとの一ヶ村、そして方広寺大仏殿境内の石高を合わせた総高約一九七二石二斗八升二合を知行として持っていた。これに抱えの蓮華王院所領の石高一〇石九斗を合わせると、二千石弱の知行石高が妙法院の財政基盤をなしていたと思われる（8）。

本来、寺院として実施すべき儀式、また京都の宮門跡として行うべき礼式などに必要とされる費用を考えると、大仏殿をはじめとする妙法院所持の施設の諸修理にかかわる出費は相当な負担になったと思われる。宝暦三年（一七

五三)六月二十四日、妙法院の坊官(菅谷式部卿)が武家伝奏(柳原光綱・広橋兼胤)宛に提出した願書を見てみよう。

〔史料一〕『妙法院日記』(9)

一、伝奏衆江被差出書付、如左、

口上覚

妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り、近年及破損歎思召候、差当り而者蓮華王院之西之門、当春已来就中大破二付、先達而御書付を以被仰入候通二御座候、然処此度右之門西之方片屋根、棟際より一面にくつれ落、垂木・瓦等悉皆致破却、弥以難及御手沙汰候、依之御届被仰入候間、何分急々御見分之上、従公儀御修覆之御沙汰被成進候様二、

酒井讚岐守殿江宜御伝達頼思召候、以上

(前司代 酒井忠用)

近年大仏殿の伽藍周辺の破損が激しく、特に当年(宝暦三年)の春には蓮華王院の西門が大破し、また夏にはその片屋根が崩れ落ちるほどの状態であった。そしてこれらの修復を妙法院自身の手では無理であると、京都所司代(酒井讚岐守忠用)に見分の上「公儀御修覆」、つまり幕府からの経費支出による寺社修復を行ってもらうことを願っている。以前幕府が寺社修復を手掛けることは稀ではなく、妙法院によると実際妙法院における公儀御修覆は寛文頃

(二六六〇年代)に行われ、その以降も朝鮮通信使が来日する度毎に少々修復が行われてきたので、破損が目立つまでは至らなかったようである<sup>(10)</sup>。

しかしながら、この公儀御修復の請願について幕府からの何の返答も来ないまま年は明け、翌年の宝暦四年(一七五四)二月十一日、妙法院は伝奏衆宛に「先達而被仰入候通、御見分之上、何卒従公儀御修復被成進候様、再応御願被仰入候、此旨酒井讃岐守殿江宜御伝達頼思召候」<sup>(11)</sup>と再び所司代へ公儀御修復を願い出た。前回の請願以来、損壊が酷かった蓮華王院西門では人馬の往来も止め、幕府による修復を待っている状態であったのである。

しかしながら妙法院の再三に亘る修復請願に対する幕府の答えは「御修復場所之儀者、当時御定も有之事ニ候間、御修復者難被仰出候、七ヶ年之間諸国勸化被仰出候(宝暦四年五月十八日条)」<sup>(12)</sup>であり、当時の定めもあるので公儀御修復は出来ないが、代わりに諸国における七ヶ年の勸化を認めることであった。ここでいう御定めは、寛保元年(一七四一)五月老中から寺社奉行への書付の中、以降は原則的に寺社修復に幕府が関与しない方針を打ち出した幕府法令を指すと思われる<sup>(13)</sup>。享保改革以降、幕府は寺社の修復を基本的に寺社自身の募金活動にまかせ、そこから得た資金を修復資金として充てる方策を取ったことが指摘されるが<sup>(14)</sup>、まさに宝暦期妙法院の公儀御修復請願に対する幕府の答えがそれであり、妙法院自ら勸化を行って修復資金を賄うことが求められた。

このような幕府の指示に対して、宝暦四年(一七五四)五月十八日妙法院(坊官の菅谷)は武家伝奏(柳原・広橋)宛に下記の書付を提出した。

〔史料二〕 『妙法院日次記』 (15)

(前略) 早々諸国勸化可相催儀ニ御座候得共、宮御方御勝手向、元来至極御不如意之儀ニ候得者、右勸化として諸国江被差出候人體・旅用並諸雜用等、差当一向難相調、進退御難渋至極歎思召候儀ニ御座候、尤当時御修復場所之儀御定も被為有之候由、然処彼是被仰入候儀、甚以御気毒ニ御座候得共、所詮大伽藍等御修復之儀者、御小身之御事ニ御座候得者、不被為能御料簡候、何とそ先例之通、従公儀御修復被成進候様ニ、再応御歎被仰入度候間、右之趣酒井讚岐守殿へ宜御通達頼思召候、以上

(所司代酒井忠世)

妙法院は勸化実施で修復費用を自分で賄わせるという結論に納得できず、その理由として国々への役人派遣費用など勸化に掛る諸経費を難渋の宮としては調達できないこと、また大伽藍の修復はそもそも手にあまる大工事であるため、先例通りに幕府が公儀御修復をしてくださることを再願している。しかしながら寺院の修復を寺院自身に任せるといふ幕府の方針は揺るがず、妙法院の公儀御修復請願は受け入れられなかった。

宝暦四年(一七五四)七月二十九日、妙法院は武家伝奏に次のような書付を提出した。

〔史料三〕 『妙法院日次記』 (16)

口上覚

妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り、并蓮華王院之西之門、及大破候二付、先達而御修復之儀御願被仰付候得共、御修復場所之儀者、当時御定茂被為有候間、御修復者難被仰出、七ヶ年之間諸国勸化被仰出之、忝思召候、依之早々勸化可被相催候処、御勝手向至極御不如意之儀二候得共、為勸化被差出候人體・旅用并諸雑用等一向難相調、進退御難渋被成候二付、御修復之儀、何とそ再応御願被仰立度思召候得共、所詮当時御修復場所之儀ハ御定も有之、難被仰出、諸国勸化被仰出候御儀二御座候上ハ、再御願不被仰入候、勿論亥年(宝曆五年)より七ヶ年之間、勸化之儀二御座候得者、右勸化相廻り候人體・萬端入用之儀、彼是御勘弁御座候得共、元來御勝手向御不如意二而、兎角御手当も難相成、必止と御難儀御氣毒思召候、其上大仏殿回廊廻り并西之門、就中及大破、其儘二御差置候而ハ、弥以朽損至極歎思召候儀二御座候故、急務之場所御修復被成度御座候得共、当節御困窮二付、難被任御心御座候、諸国勸化被仰出候上、随而御願被仰入候儀ハ如何御氣毒二御座候得共、甚御到惑歎思召候儀二御座候間、此度何とそ御金五千兩拝領御願被仰入度候、畢竟右御拝領之御金を以、諸国勸化相廻り候人體・旅用并諸雑用等、且又差当り候破損所御修復被成度思召候、此等之趣、(所司代酒井忠用)酒井讚岐守殿江宜御伝達可被進候、已上

ここで妙法院は前回の公儀御修復の要求から一步後退して、勸化に必要な諸費用および当座修復を急務とする場所の修繕に充てる経費として五〇〇〇兩の拝領金を幕府に願ひ出ている。しかしながら幕府はこの拝領金請願に対し

ても「此儀者例茂無之儀、外江茂相障候事故、一向難及御沙汰候」(17)と前例もなく、他へも障りになると請願を却下した。緊縮財政路線で寺院の修復にできるだけかわらないことにした幕府にとって、拝領金の請願も公儀御修復の請願と同じく到底受け入れられるものではなかった。

結局妙法院に認められたのは勧化という募金活動のみであった。そこで妙法院は宝暦四年(一七五四)十月九日武家伝奏宛に「所詮諸国江為勧化人躰被指出候儀者、難被任御料簡候故、勧化等之儀、関東表江御使を以、何とそ御願被仰入度思召候、此段酒井讚岐守殿江宜御伝達頼思召候」(18)と勧化実施における人選は妙法院一手としては難いため、それについて幕府に直接にお願いしたいことがあると、使者の江戸派遣について所司代の許可を求めた。当時妙法院は毎年年初、新年の例として使者を江戸へ派遣していたが、今回はその定例の挨拶を兼ねて幕府へ直接に願うつもりであったと思われる。その請願内容は一体何であったのか。同年十二月十八日、所司代の質問に対して妙法院の坊官が武家伝奏に提出した書付の内容を見てみよう。

〔史料四〕『妙法院日次記』(19)

口上覚

一、妙法院宮御抱大仏殿伽藍廻り并蓮華王院之西之門及大破候二付、(宝暦五年)来亥年より七ヶ年之間、諸国勧化被仰出忝(所司代酒井忠用)思召候、依之勧化二被差遣候役人人躰、先達而酒井讚岐守殿より御尋被成候得共、未御返答不被仰遣候、



此儀諸国江勸化ニ被相廻候役人人躰等、早々可被仰入候処、先達而被仰達候通、御勝手向御不如意故、右被相廻候旅用并諸雜用等、一向難相調御難渋ニ付、甚御到惑之儀ニ候得者、人躰御治定之儀兎角御食着難被成候ニ付、今以人躰等之儀不被仰入候御事、

一、先達而被差出候御書付之内ニ、勸化等之儀、関東宛江御使を以、何とぞ御願被仰入度思召候由と有之候、此儀者、如何様之儀ニ候哉、御承知被成度候旨、

此儀諸国為勸化被相廻候旅用并諸雜用等、一向難相調御難渋ニ付、所詮諸国江人躰被差出候儀者、兎角御食着難被成候故、関東宛江御使被差下、何とぞ御願被仰入、御府内ニ而向寄江勸化相廻り候ハ、諸雜用等もおのつから可致減少候哉、右ニ付関東宛江御使を以、御願可被仰入と思召候儀ニ付、先達而被差出候書面之通ニ御座候御事、

右之趣、(所司代酒井忠用)酒井讚岐守殿江宜御伝達頼思召候、已上

所司代から妙法院へ二つの問い合わせがあった。一つ目は、勸化実施が許可されながらその担当役人が未だに選ばれていないことについての問いであり、二つ目は関東に使者を派遣する件の目的についての質問である。まず勸化担当役人の未選定については、財政難により勸化を行う準備もできない状況なので担当者を選定も遅くなっていると答え、財政状況の厳しさを強調している。また江戸への使者派遣については、そこで勸化にかかる諸費用節約

のため、江戸府内での勸化実施を幕府へ直接請願したためであると、使者派遣の目的を述べている。

さて、年明けの宝暦五年（一七五五）正月十二日、恒例の新年挨拶の使者として妙法院坊官の菅谷が江戸へ派遣されることになるが、同日に家来の青水内記も江戸へ向かうことになった。この青水は妙法院の財政管理に深く関わっていたと思われる人物で、後に京都と江戸に妙法院の勸化所が設置される際、江戸の勸化所に詰める役人としてその名が確認できる（20）。

菅谷と青水は三ヶ月後の三月になって帰京し、また二ヶ月後の五月「関東へ御使被差下御願被仰入之儀者、可為格別之由、先頃御返答之趣御座候故、此度御使菅谷式部卿・青水内記、右兩人被差下候」（21）と前回江戸で直接行った請願に対する幕府からの返答が出されたため、再び江戸へ向かうことになった。彼らは約三か月後の八月十一日に帰京し、早くもその翌日の八月十二日、下記の書付を武家伝奏宛に提出した。やや長文であるが、江戸における妙法院の請願内容であるため、次にその全文を乗せる。

〔史料五〕 『妙法院日次記』（22）

覚

大仏殿諸伽藍大破二付、先達而御修覆之儀、御願被成候処、難被仰付旨ニ而、七ヶ年之内諸国勸化之儀被仰出、忝思召候、依之諸伽藍修覆入用大積並勸化巡行等之儀、段々積立吟味仕候処、大寺之儀殊更及大破候故、入用

夥鋪儀御座候、随分可罷成程勘弁相加而茂、勸化ニ而行届可申哉、其程難計御座候、然共巡行不仕指越、彼是御願被仰立候事如何思召候故、一先被仰出候通、当亥<sup>宝曆五年</sup>ノ年より七ヶ年巡行之上、何れ共可被成御覚悟ニ御座候得共、七ヶ年之間、国々相廻候役人一組二組ニ而者、中々行届不申、指当巡行之入用・駄路賄等之御心当、一向無御座候、其上巡行之中、入用積立候得者、是又夥儀御座候、右入用等諸勘定、勸物ニ而大凡差引仕候者、残勸物ニ而者、大伽藍大破之修覆、中々無覚束奉存候、然共御願被成候儀者難相成旨ニ而、御取上無御座、勸化之儀被仰出候、勸物等諸勘定引合不申候とて、大破之处打捨置、修覆延々相成候而者、猶更又大破ニ罷成候間、勸化之儀被仰出候通可被遊候得共、役人等諸国巡行之儀御座候而者、右申上候通、夥鋪入用茂相掛、中々御修覆金相残可申共不奉存候間、何卒御触流ヲ以、巡行不仕、於御府内勸化所相建指置、以御威光可罷成儀御座候ハ、御領者御代官、私領者從領主、武家寺社町在々共、其所ニ而勸物御取集、其国々より勸化所江御代官・領主等より御渡被下候様、御願被成候事、

一、諸国勸化巡行之儀、先達而嵯峨法輪寺諸国勸化之節、於所々不埒茂有之、公儀御世話ニ茂罷成候儀、御門主及御聞、兎角巡行候而者、何程御世話被成候而茂、御手放被差出候輕キ者之分者、御世話届兼、不埒有之候ニ而者、甚御迷惑思召候、幾重ニ茂巡行之儀御断、御触流を以勸化所江相集候様ニ御願思召候、

一、江戸・京・大坂三ヶ所並町方寺社門前町家別ニ寄附有之候様ニ被成度思召候、諸国在々迄茂同様、家別ニ物之多少者不相構、寄附有之候様被成度、御願思召候、右之通御願被成候茂如何ニ思召候得共、余寺与違、

大寺之儀ニ御座候得者、一通之儀ニ而者、中々御修覆御調難被成儀御座候間、格段御威光を以ならては、御修覆成就難相成御座候ニ付、公儀思召之程憚思召候得共、無是非右之通御願被成候事、

一、勸物取集七ヶ年与被仰出、御承知被成候得共、段々申上候通、伽藍唯今大破之儀、此上七ヶ歳過候得者、中々御修覆二者相成不申、御建直茂無御座候而者相成間鋪趣ニ御座候、勸化七ヶ年目相集、夫より取掛候而者、九ヶ歳茂過不申候而者、御普請取掛不罷成候、右之通御座候間、七ヶ年之処三ヶ年ニ御詰被成、来ル丑<sup>(宝曆六年)</sup>之歳迄ニ勸物相納候様被成度、御願思召候事、

一、最初御修覆之儀、御願被成候得共、難被仰付旨被仰出候、然共大寺之儀、元々御修覆之儀御座候処、一通りニ被指置候而者、甚御難渋思召候、大寺之儀、何方江御願可被仰御方茂無御座、幾々関東御世話被成不被為進候而者、御門主難被成御立、御難儀被成候、然共一旦被仰出候通御承知被成候而、勸化之儀被思召立候、是非々々御力ニ難及儀ニ罷成候得者、猶更御願可被仰上思召候、此段勸化相調候上、否之儀可被仰上候、御寄附金等之儀茂此節御願可被仰上候得共、先御指控被成候、偏関東御威光無御座候者、一向相集兼申候間、何卒被為添御威光、年限三ヶ年ニ相縮メ、国々より無遅々被相納候様、御触流被為仰付被為進候様被成度御願思召候、此段酒井讚岐守殿江宜御伝達可被進候、以上

妙法院は「勸化ニ而行届可申哉、其程難計御座候、然共巡行不仕指越、彼是御願被仰立候事如何思召候」勸化で

は、どうも修復費用にあたる金が集まらないことを予想しながら、それ以外に他の請願をすることもいかかと、したたなく勸化に乗り出している。

そこで書付の趣旨は、前年許可された勸化について妙法院から大幅な修正を願うものである。第一は、触流の請願である。募金のため諸国巡行を行うには多額の費用が必要であり、その諸経費を差し引いた後どれほどの金が残り、それでどれほどの修復ができるのか覚束ないので、諸国をまわる巡行ではなく、触流を通じて勸化を行いたいと願ったのである。第二は、江戸・京・大坂を始め町方などで家別に妙法院への「寄附金」を期待するということである。大寺の修復には多額の費用が必要であるため、通常のやり方では十分な修復費用は集まらないためであると述べている。第三に、七ヶ年という勸化の実施期間はその分、修復に取り掛かる時期も遅れることになるので、勸化期間を七年から三年へ短縮することを求めている。最後に大仏殿の修復は「関東御世話」、幕府の助力なしでは到底不可能なことであり、一応幕府の決定通りに勸化を実施し、それで修復費用を賄うようにするが、それでも自力でも修復できない場合は、再び幕府に公儀御修復を要請するつもりであることも述べている。

以上の妙法院の請願内容は、所司代への事前報告した請願内容(「史料四」とは相当差があるものであった。経費節約のため関東周辺で勸化巡行をしたいという最初の請願が、実際に寺社奉行宛の請願においては、触流の実施、代官・領主による勸化金を取りまとめおよび設置された勸化所への納入、家毎に妙法院への寄付金の設定、勸化期間の短縮など、勸化の仕方に相当な修正を要求した大胆な請願であった。これらについて寺社奉行は「右之御願書

被差戻之上、右之御願書者、於京都伝奏衆江被差出候様ニとの御事」<sup>(23)</sup>と一応願書を妙法院に差し戻し、京都の武家伝奏を通じて再び願い出ることを妙法院の使者に命じたのである。これは寺社奉行へ出された妙法院の請願は、事前報告されていない内容であったため、これを再び所司代に提出するよう命じたのである。従って彼らは江戸から帰京した後、改めて武家伝奏に「史料五」の書付を提出することになったと思われる。

四ヶ月後の同年(宝暦五年、一七五五)十二月三日、「御老中より御承知之返答有之候上二而、右勸化物取集候儀、関東江以御使者寺社御奉行中江御願書被指出候様被仰達候」<sup>(24)</sup>と老中からの承知の旨が来て、宝暦六年(一七五六)三月五日、江戸への使者として坊官の松井左近は青水とともに再請願のため江戸へ向かった。そこで家別に寄付金を割り当てることは却下されたが、その他の勸化期間の短縮、勸化に関する触流実施、勸化所への代官・領主の納入など、妙法院が願った勸化方式における修正は結果としてほぼ受け入れられることが確認できる<sup>(25)</sup>。

こうして宝暦期幕府に対する妙法院の修復請願は、勸化という寺院自身の募金活動で修復資金を調達することで決着した。最初幕府に願い出た公儀普請や拝領金要請は何回願い出ても却下されるのみであったが、勸化所の設置や触流による募金など妙法院に多少有利な形式の勸化が実施されることになった。そこにはもちろん大仏殿を修復する妙法院に対しての幕府の配慮も存在したが、検討したように妙法院の使者の数ヶ月に及ぶ江戸滞在と何回にも及ぶ請願からようやく得られた成果でもあった。当時妙法院のような格高い門跡寺院ですら幕府からの直接的な援助を得られず、少しでも有利な形式の勸化が認められるように努力しなければならなかった時代状況を窺わせる。

## 第二節 勸化の実施とその成果

妙法院の勸化は請願の通りに、幕府の役所による触流の実施、また代官・領主による勸化金の取集めなど、幕府がその募金活動を支援する形の「御免勸化」<sup>(26)</sup>として宝暦六年(一七五六)から三年間実施されることになった。

京都方広寺と江戸山王社(日枝神社)境内に妙法院の勸化所が設置され、京都には松井備中、初瀬川采女の二名が、江戸には松井左近、中村帯刀、青水内記の三人の中から二人が交代で勸化所に詰めることが決められ<sup>(27)</sup>、早速宝暦六年(一七五六)五月二六日、中村帯刀が江戸へ派遣されることになった<sup>(28)</sup>。そしてこの時に出されていた妙法院の勸化に関する触れを見てみよう。

〔史料六〕『妙法院日次記』<sup>(29)</sup>

京大仏殿諸伽藍大破二付、諸国勸化被仰出可巡行処、失脚多相懸り為、造営之不相成候付、江戸表ニ勸化所建置、御料・私領・武家方并寺社領・在町共ニ、志之輩者物之多少ニよらず寄附有之、御料者御代官、私領者領主・地頭江取集差出候様、妙法院御門跡被成御願候間、被存其趣、為取集当地屋敷其外江茂不相廻候間、御料者御代官、私領者領主・地頭、寺社領者近辺御代官・地頭、町方者其所之支配江取集、<sup>(宝暦六年)</sup>当子年より来ル<sup>(宝暦八年)</sup>寅年迄三ヶ年之間、

江戸山王境内勸化所江可差越者也、

五月

右之通可被相触候

これは宝暦六年（一七五六）五月二十二日、寺社奉行が江戸に派遣されていた妙法院の使者（松井・青木）二人宛に渡した勸化に関する触流の内容である。ここでは宝暦六年（一七五六）から同八年までの三年間妙法院の勸化が実施されること、そして使者の巡行の代りに幕府領は代官、私領はその領主が勸化金を集めて江戸の山王社境内にある妙法院の勸化所へ渡すことが示されている。そして同内容は、宝暦六年（一七五六）五月の江戸町触、また宝暦七年三月の京都町触で確認できる（30）。

さて、この三年間の勸化から妙法院はどれほどお金を集められたのか。勸化を実施した一年目である宝暦六年の成果ははかばかしくなかつたようで、同年十月五日妙法院の坊官（今小路兵部卿）は武家伝奏の広橋宛に次のような書付を提出している。

〔史料七〕 『妙法院日次記』 （31）

覚



大仏殿修復ニ付、(宝曆六年)当子年(宝曆八年)より寅年迄三ヶ年之間、諸国勸化被仰出候、然ル処当七月御歴々御大名方より御寄附物勸化所江被遣候、殊之外些少之儀ニ御座候、勸化最初ニ右躰之儀ニ御座候而者、外之御大名方例ニ茂可被成哉、左候へハ勸化物集り方、甚無覺束御座候、因茲於関東右之趣宜被仰出候様ニ、又と御願被成候間、此旨(所明代、松平權高)大夫殿江宜御伝達可被進候、已上

子十月

勸化を始めた処、早速同年七月に歴々の諸大名からの寄付があつた。しかしながらその金額は予想外に些細なものであつたようで、これがもし他の大名が出す寄附金の基準になると勸化の成果が少なくなることを妙法院は懸念し、幕府に勸化における助力を再度求めていた。またこの書付が提出された一週間後の十月十一日、京都の勸化所に詰めていた松井が使者として江戸へ向い、この他、大坂、大津、伏見、奈良の諸奉行所へも妙法院の使者が次々と派遣されるなど、勸化の成果をあげるために尽力する様子を窺える。

こうした努力にもかかわらず、宝曆六年からの三年間の勸化は、結局期待したほどの成果はなかつたと推測される。勸化が終わつた直後である宝曆九年(一七五九)正月妙法院の記録に「子丑寅三ヶ年之内御取集之儀ニ御座候処、右三ヶ年之年限相満候得共、勸化物未悉不集候」(32)と勸化期間が終わる時になつても勸化金の取集めが順調ではない状況が記されており、また翌年の宝曆十年(一七六〇)三月の記事には「諸国勸化を以修復相加候様被仰出、去子(宝曆六)

之<sup>(宝曆八年)</sup>年より寅<sup>(宝曆八年)</sup>之年迄勸化物御取集候処、集方事之外無甲斐、諸雜用ニ茂行届不申候、右之仕合ニ御座候」<sup>(33)</sup>と勸化の成果が期待したほどではなく、その経費すら賄えなかったと思われる。

当時妙法院の勸化に関連して次の高田藩(越後、十五万石)の記録を見てみよう。

〔史料八〕『高田藩制史』<sup>(34)</sup>

覚

宝曆八寅年七月廿五日

一、銀拾枚

内

三枚半 奥州御領中

貳枚 頸城郡御領中

壹枚 町中

三枚半 上方

右者京大仏諸伽藍大破ニ付勸化割合、触元大肝煎塚田源次右エ門へ申渡ス、尤先年多賀大明神勸化金並嵯峨法輪寺勸化金割合之通ニ御評議之上相究候事

史料が作成された宝暦八年（一七五八）は、宝暦六年（一七五六）から行われた妙法院の勸化活動の最後の年にあたる。同年七月高田藩では妙法院の勸化金について銀一〇枚を出すことを決め、その勸化金を藩内に割り当てていたことがここから分かる。実際にこの割り当て金は同年九月と十二月の二回にわたって納められているが<sup>(35)</sup>、多賀大明神・嵯峨法輪寺の勸化金の前例のように妙法院の勸化金を割り当てたという記述から、当時寺社の勸化は自発的な信仰心に訴える募金というより、もはや支配機構を通じて強制された募金として行われたことがわかる。これを逆説的にいえば、民衆からの自発的な募金が期待できない当時の社会状況を物語っていることである。たとえ妙法院のように勸化における幕府からの様々な支援があつたとしても勸化を通じて期待通りの資金を集めることは不可能な時期になっていたのである。

宝暦十三年（一七六三）二月、妙法院の坊官・諸大夫は連名で大仏殿修復について寺社奉行へ願書を提出した。

〔史料九〕 『妙法院日次記』 (36)

京多大仏殿并諸伽藍大破二付、御修復之儀、先達而再応御願被仰立候得共、御修復之儀者、難相成旨被仰出候、

気毒思召候、然ル処、旧冬阿部伊予守殿より御書付を以、御尋之趣御承知被成、則大破之旨、委細御書付被差出

〔寺社奉行阿部正吉〕

候通ニ御座候、大伽藍之儀ニ御座候得者、中々難被及御手沙汰候、因茲幾重ニ茂御修復被進候様御頼被成候、若

又御修復難被仰付候者、格別之御拝借金御願被成度御座候、御拝借被仰出候者、其利倍を以可被加修復候、尤御返上之儀者、年々何程宛二而茂御返上可被成候間、右之趣何分二茂宜御沙汰頼思召候、以上

勸化が終わった後になっても妙法院が修復に取り掛かっていないことが寺社奉行から尋ねられたようで、そこで妙法院はどうも修復は自分の手にあまるので、公儀御修復にしてくださいと推測できる。また同じく宝暦十三年の状況から資金に充てるほどの資金が勸化から到底集まらなかったと推測できる。また同じく宝暦十三年の記事では「去辰年御願被成候処、御修復之儀ハ、何分難被為仰出候旨、翌巳年被仰達候」<sup>(宝暦十三年)</sup>と宝暦十年(二七六〇)から既に幕府に公儀御修復を願っていたことが推定される。つまり勸化の年限が終わった直後から幕府に公儀御修復を願い出たことは、勸化を通じる資金助成はそれほどの成果がなかったことを物語る。

こうした公儀御修復・拝借金請願も幕府は依然として却下するが、代わりに再び明和元年(一七六四)からの三年間の勸化を行うことが妙法院に許された。同年五月妙法院は再勸化の実施にあたって、前回と同じく江戸山王社、京都大仏殿の境内に勸化所を設置し、各地の代官や領主らが募金を取り集めて勸化所に持参してくれること、また今回は納入期限直前の秋頃に勸化について触れを流してくれることも願った<sup>(38)</sup>。これに対する寺社奉行(土岐定経)からの返答は「再勸化物取集方触流之儀并右勸化物大坂町奉行支配之町人之内江も御貸附之儀者、御願之通被仰出候」<sup>(39)</sup>と再勸化の実施方式に関する妙法院の請願が許可されているが、それと同時に勸化から集められたお金を大坂

町奉行支配地域の町人へ貸し付けることについても許可されていることが興味深い。

上記の「史料九」でも「御拝借被仰出候者、其利倍を以可被加修復候」と幕府からの拝借金を貸付けしてその利得を修復費用に当てたい、貸付について言及している部分があった。このことは、その貸付の元金は幕府の拝借金から勸化金へと変わっているものの、これら手元のお金を他方へ貸付し、そこから得られた利益を修復費用にあてるという一連の貸付構想は読み取れる。

### 第三節 貸付への傾倒

以上、明らかになったことは、幕府の寺社に対する支援のあり方が大きく変わり、たとえ由緒のある門跡寺院であっても、その堂舎の修復は自らの努力と才覚で行わざるを得なくなったこと、また幕府の支援はせいぜい勸化の実施と、そのための触流などを認める程度で、妙法院は勸化を実施する許可を得たものの、その成果は十分なものとはいえず、期待外れに終わってしまったことである。それを補うべく考えられた方策が貸付で、これがその後の妙法院の堂舎修復の主たる財源となっていたと考えられる。ついては以下にその経緯を検討したい。

さて、いつ頃から妙法院が本格的に貸付に乗り出すことになったのか。妙法院の本拠である京都では宝暦七年（一七五七）から貸付支配人の存在が確認できる。次は宝暦七年（一七五七）七月の記事二つである。

(朔日)

一、御出入町人、誓願寺通御幸町西入町堺屋又兵衛、御願申上御殿御修理銀貸附支配之儀、願之通被仰出、於御  
玄関松井備中・松井左近立会、申渡也、  
但、右願書并差上證文等、元々方二記之、

(中略)

(八日)

一、両町奉行所江御使中村帶刀被遣、堺屋又兵衛願御殿御修理金貸附之儀、届書被差出、妙法院御門跡江御出入  
之町人、誓願寺通御幸町西入町居住仕候堺屋又兵衛と申者江、御殿御修理銀貸附之儀、支配被仰付候、萬一  
相滞候節者、御奉行所江可被出候、仍而御届被仰入候、已上、

七月

妙法院御門跡御使

中村帶刀印

御奉行所

一つ目の七月朔日の記事では、出入りの町人である堺屋又兵衛が妙法院の修理銀の貸付を行いたいと願って、妙法院がそれを許可している様子が分かる。また八日の記事では妙法院が堺屋又兵衛を貸付支配人にするについて京都町奉行所に報告している様子がうかがえる。この宝暦七年という年は、妙法院が勸化を始めた宝暦六年の翌年であり、早くもこの時期の京都では妙法院の修理銀の貸付を行いたいという希望者があらわれていたことが分かる。

「御殿御修理銀」と表現されていることから、この貸付されている金は大仏殿の修復資金の一部であったと思われる。また同年十一月には妙法院の院家である常住金剛院が寺社奉行に対して「至心院様御遺物金弐百両、大坂表江貸附仕者、利足を以御法事并修復之助力ニ仕度奉願候」<sup>(41)</sup>と当代將軍の徳川家重の側室であった至心院の遺金二〇〇両を、大坂で貸し付けしその利益を修復の充当にすること、またその返済が遅滞にならないように大坂表での触流を請願し、許可されていることが寺社奉行の老中への伺いから確認できる。恐らく宝暦七年(一七五七)から妙法院は京都と大坂において本格的に貸付をはじめることになったのではないかと思われる。

さて『妙法院日次記』から宝暦・天明期における貸付支配人に関する記事を整理してみると「表1」の通りである。京都における妙法院の貸付支配人は、宝暦七年(一七五七)七月任命された小田又兵衛から始まり、明和二年(一七六五)九月には橋本長兵衛と橋本與右衛門の二名が加えられ、更に同年十月には神谷半兵衛と佐々木九右衛門の二名が追加された。また同年十二月には大谷利兵衛と三輪五郎右衛門と望月長兵衛の三名(退役する佐々木九右衛門の

【表1】 宝暦～天明期妙法院貸付支配人の任命 (出典『妙法院日記』より作成)

	年代	地域	任命	大坂	年代	地域	任命	その他	年代	地域	任命
京都	宝暦7年7月	京都	小田又兵衛 (堀屋又兵衛)		明和3年3月	大坂	河内屋平助 (西田平助)		明和2年6月	伊勢山田	森儀宇衛門 天春藤吉、
	明和2年9月	京都	橋本長兵衛 橋本興右衛門		明和3年12月	大坂	伊藤作兵衛 (伏見屋作兵衛) (小支配) 古谷藤右衛門 (木嶋屋藤右衛門) (小支配) 平井吉左衛門 (銭屋吉左衛門)		明和2年10月	大津	永田平助 茂呂久治
	明和2年10月	京都	神谷半兵衛 佐々木九右衛門								
	明和2年10・11月	京都	大谷利兵衛 三輪五郎右衛門 望月長兵衛、		明和4年9月	堺・大坂	菊屋五兵衛 (倅相統)		明和3年正月	越前	石川弥惣次 小谷与三郎
	明和4年3月	京都	小谷三助助		明和4年10月	大坂			明和3年2月	丹後	中西瀬右衛門 松下権太兵衛
	安永4年11月	京都	俵屋金兵衛 (堀田金兵衛)		明和4年11月	大坂	菊屋嘉兵衛		明和3年8月	堺	菊屋五兵衛 (横田五平衛)
	安永4年12月	京都	綿屋久兵衛		安永3年7月	大坂	銭屋(平井)吉左衛門(倅相統)		明和4年5月	長崎	菱田次右衛門 渡邊左兵衛 両人
					安永4年9月	大坂	(下支配) 道明寺屋吉左衛門(富永吉左衛門)				
					安永5年2月	大坂	矢野仁三郎 (伊勢屋仁三郎)				



	天明元年正月	京都	紀伊国屋久次郎		安永6年6月	大坂	和泉屋久次郎		明和4年7月	境内貸付	隅田兵左衛門
	天明元年5月	京都	守山屋平吉		安永8年6月	大坂	播磨屋太兵衛		明和4年7月	堺	(小支配)濱 絳屋九郎右衛門(彦右衛門)
	天明2年4月	京都	大和屋為五郎				紀伊国屋佐兵衛(下支配)		明和4年9月	堺・大坂	菊屋五兵衛(倅相續)
	天明3年2月	京都	大和屋甚藏		天明元年8月	大坂	近江屋宗兵衛(下支配)		明和4年10月	三河	勝鬘寺、 支配人不明
					天明2年正月	大坂	近江屋源藏		明和4年11月	和泉	八百村屋文 右衛門
					天明2年6月	大坂	大和屋庄七(下支配)		明和4年閏9月	加賀	兼王寺屋平 兵衛
					天明2年8月	大坂	福嶋屋利右衛門				錢屋小左衛門
					天明3年4月	大坂	河内屋清次郎(下支配)		明和5年正月	奈良	松田伊兵衛
					天明3年9月	大坂	丹後屋庄右衛門(下支配)		明和5年9月	三州	松平十六夫
					天明4年正月	大坂	新屋平藏				新寛惣十郎
					天明4年2月	大坂	中村屋序助(下支配)		明和5年12月	播磨	平井吉左衛門
					天明4年12月	大坂	八幡屋源二郎(下支配)				庄屋次郎右衛門
					天明5年2月	大坂	嶋屋喜助		明和8年11月	信濃	尾崎伊右衛門
					天明6年5月	大坂	丹後屋兼三郎		安永2年11月	大津	福尾半兵衛(錢屋半兵衛)
					天明7年正月	大坂	和泉屋安右衛門(下支配)				

跡継ぎ)が加えられ、明和二年の一年間で京都における貸付支配人の数は一名から七名に急増していることが目立つ。その後、若干の増減があるが、京都における妙法院の貸付支配人の員数は、ほぼ十名前後で推移している。

一方、大坂においては明和二年(一七六五)七月から御用達町人が支配人選定まで臨時的に貸付を始め、翌年の明和三年(一七六六)三月河内屋平助が大坂における貸付支配人となり、同年十二月には伏見屋作兵衛と木嶋屋藤右衛門・銭屋吉左衛門の三人が貸付支配人として加えられ、その以後も貸付支配人が続々増員されている。明和・安永期の大阪における妙法院の貸付支配人も大体一〇名ほどで、京都と同数の貸付支配人が活動していたと推測される。

京坂以外の地域でも、妙法院の貸付支配人の存在が確認できる。明和二年(一七六五)六月には勢州山田の町人森儀宇衛門と天春藤吉の二名、同年十月に大津の町人茂呂久治と永田平助の二名、堺では明和三年(一七六六)八月に菊屋五兵衛、長崎では明和四年(一七六七)五月に菱田次右衛門と渡邊左兵衛の二人が、同年十月に三河の勝鬘皇寺、同年閏九月には加賀の銭屋小左衛門、同年十一月には和泉の八百村屋文右衛門と薬王寺屋平兵衛、奈良では明和五年(一七六八)正月に松田伊兵衛、同年十二月播磨の平井吉左衛門と庄屋次郎右衛門、明和八年(一七六一)十一月には信州の尾崎伊右衛門など、妙法院の貸付支配人が次々と任命されており、明和期に妙法院の貸付規模が広範な地域に及んでいたと推測される。恐らくこれらの背景には明和元年からの三年間の勸化が終わった後、再び請願した勸化が「当時御門跡御無住中之御事御例も無御座候由ニ而、願書御下ヶ被成」<sup>(42)</sup>と妙法院の門主がいらないことを理由に却下されたことが影響していたのではないかと推測される<sup>(43)</sup>。

妙法院の宝暦期の貸付開始、また明和期の貸付展開においても、その前後に勸化が行われていた。特に勸化実施の翌年である宝暦七年（二七五七）から早くも貸付支配人を置き、貸付が始められていたことは重要であると思われる。明和四年（二七六七）二月、妙法院は再び幕府に拝借金を請願しているが、ここから貸付に対する妙法院の考えを読み取れる。

〔史料一一〕 『妙法院日記』（44）

（前略）大伽藍修復之儀、何分御憐愍愍奉願候外、無他事奉存候、依之何卒格別之思召ヲ以、此度御金壹萬兩拝借被仰付被下候様奉願候、何分願之通被仰付被下置候者、右金子、京都・大坂町御奉行所并向寄御代官所より武家方・町家、其外向寄之在方江御貸附被下、半々利足御取立可被下候、上納之儀者、本金并御礼金共々、廿五ヶ年之内、毎歳金五百兩宛上納仕、利足之余并追々集り候勸化物を以、年々修復仕候旨、漸々修復成就可仕与奉存候、乍然御奉行所御代官所ニ而、御貸附之儀難被仰出候儀ニ御座候者、御門室江拝借金引受、右向々江貸附ニ仕、右申上候通、年々無相違返上可仕候、萬一相違之儀御座候者、大仏境内町々屋地子銀、京都町御奉行所より、直々御取立可被下候、右御願申上候儀、千萬恐入奉存候得共、先御門主御願之上、御取掛ケ被置候御修復之儀、何卒成就仕度奉願上候、右願之通被仰付被下候者、年々利足之余分を以、当時之修復相加、式拾五ヶ年之間拝借返上、皆済仕候上、貸附元金壹萬兩之内五千兩ヲ以、修復不残成就仕、相残ル五千兩者、永々修復料貸シ附ニ仕置、右利足積ミ金を仕、

（巻末法親王）

三拾ヶ年ニ老度宛、諸伽藍惣修復仕、永々修復之儀、公儀江御願申上間敷候間、何卒格別之御沙汰を以、右願之通御金老萬兩拝借被仰付被下置候様、幾重ニ茂奉願上候、以上

まず〔史料一〕の前略部で、妙法院は以前行われた修復請願とその代りに許された勸化、またその勸化金の貸付について述べている。「勸化物、京・大坂町御奉行所御支配之町人并向寄御代官所江貸附置、追々被加修復候様被仰渡候」と勸化から集められたお金を京・大坂町奉行支配の町人や周辺の代官支配の地域に貸し付け、その利益を修復しようとしたが、勸化実施では十分な金が集まらなかった。そこで大仏殿境内の町々や妙法院所縁の者なら納得して寄付して貰えると思ったが、巨額の金をただの寄付で集める事は難しかった。そこで「此度寄附可仕金子、手広ク御貸附被成」寄付された勸化金を手広く貸し付けることにし、彼らに毎年利益を渡すことにしたならば「何茂出精、御修復御手当ニ相成候様、寄附可仕」寄付される勸化金が多く集まることを期待した。そこで明和三年（一七六六）六月「勸化金空敷積ミ金ニ不相成様ニ、手広ク貸附ニ仕、御取立之儀、為御替金同様ニ茂無之候而者、勸化物貸シ失可申」と集められてきた勸化金の貸付における幕府の御為替金と同等な取立保護を得ようとしたがその請願は却下され、当初の目論見の実現には至らなかった<sup>(45)</sup>。

そこで妙法院は〔史料一〕の通りに幕府に一〇〇〇〇両の拝借金を願い、その拝借金を京・大坂町奉行所や近辺代官所へ預け、彼らから武家方、在町へ年一割の利息で貸付し、その利息を奉行所と妙法院で半分宛分け合うこと

を願っている。もし奉行所・代官所を通じての貸付が無理であれば、一〇〇〇〇両を妙法院自身が引受け、直接に貸付を行いたいことであった。

この一〇〇〇〇両の拝借金は二五年間を拝借の期間とし、拝借金と礼金を合わせた五〇〇〇両を毎年幕府へ上納することにし、もし上納に延滞が生じる場合、大仏殿境内町の地子銀を町奉行が直接取り上げることにも約束している。更に拝借金の拝借期間が終わった後、一〇〇〇〇両のうち半分の五〇〇〇両を修復に当てて、また残りの半分を修復費のために貸し付けることにした。こうした拝借金の貸付を通じて自力に永続に修復できる仕組みを作り出すことが妙法院の構想であったのである。そしてこの一〇〇〇〇両の拝借金請願は全額ではないが認められ、翌年の明和五年（一七六八）正月、妙法院は幕府から金三〇〇〇両の拝借金を受けている（<sup>46</sup>）。

このような幕府への拝借金請願と、その中に記された拝借金の貸付構想から、妙法院はこの時期になると貸付を修復資金捻出の第一の方法として考えていたことが分かる。勸化から集められた金であれ、幕府からの拝借金であれ、資金を直に修復費用へ充てずに、一応貸付に廻して、そこからの利益を修復費用に充てることで、永続的・安定的な修復財源を確保することを考えるに至ったと思われる。この時期になると、幕府への拝借金請願もただ修復に当てる経費としてではなく、貸付に廻す元資として最初から想定されていたことである。その理由は、元金が幕府の拝借金であることがその取立てにおいて幕府の保護が厚いと考えたからであると思われる。またそれと同時に更なる貸付資金確保のためでもあった。妙法院は「史料一〇」の明和四年（一七六七）拝借金請願の際に「京・大坂之内ニ而者、借り

受相望候もの少ク候故、貸附手広ク難相成候」と京・大坂における貸付が上手く行かなかったように記しているが、しかし「表1」でみた通りに明和三年（一七六六）の時点で京都と大坂における名目金貸付支配人は既に各一〇人に達していたので、借りる人がなく貸付が上手く行っていないという主張はどうも信じ難く、ただ妙法院は貸付資金の更なる確保を願っただけであると思われる。

## 小括

本章では宝暦・明和期における妙法院の修復に関する幕府への請願内容を検討した。妙法院が最初に願い出たのは幕府による公儀御修復であったが、請願は却下され、代りに勧化という自力による募金活動が許されることになった。しかしながら、当該期はもはや自発的な募金を期待できず、幕府の力を借りなければならなかった。それにして勧化では修復に当てる十分な資金を集めることは難しく、ましてや恒久的な財源になりえなかった。最初の勧化を実施した翌年である宝暦七年（一七五七）妙法院は幕府の許可を得て京都と大坂で手早く名目金貸付を開始したことは、結局手元の金を廻して増やす貸付を主たる修復資金の調達手段として考えるに至ったことではないかと思われる。勧化の経験は妙法院を貸付へ導く引き金として作用したともいえる。これを皮切りに妙法院は本格的な貸付を行い、それに幕府の保護を求めることになった。これが妙法院名目金貸付の発端になったと思われる。貸付許可後にも幕府

へ拝借金を求めた明和四年（一七六七）の拝借金請願さえ、その拝借金を修復資金としてではなく、新たな貸付資金として確保する目的で行われたものであった。

そしてこれは先学の研究から明らかになったように、必ずしも妙法院という一つの寺院に限る特殊な動きとは思われない。当時寺社の名目金貸付が活発になった背景には、妙法院と同様に如何にして恒久的な財源を確保するのかという問題が潜んでいた。そこで確たる手段として貸付が選好されることとなり、これに安全を期するため、幕府に債権保護を要請した名目金貸付という現象は、こうして時代の流れとなったと思われる<sup>(47)</sup>。次章では視野を広めて、このことを寺院と幕府との関係の上で考察したい。

（１）倉地克直「『勸化制』をめぐって」『論集近世史研究』京都大学近世史研究会編、一九七六年、一〇八頁。

（２）同右、一〇六頁。倉地克直によると、勸化の最初の例は享保七年（一七二二）四月熊野三山権現社の諸国勸化であり、その背景には幕府の財政窮乏を打開しようとした享保改革の財政政策があった。また勸化制を考える際に重要な点は、募金対象が一般民衆を対象にしている点であった。江戸幕府の宗教政策の基本は寺檀制度を通じて寺院・僧侶と檀家を結合させること、言い換えれば宗教が壇家以外に一般諸人に直接に働きかけることを原則的に否定してい

たが、勸化はその例外であると指摘している。

(3) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し運動―』吉川弘文館、一九八三年、三四～三七頁。

(4) 『妙法院日次記』は妙法院門跡中核の御広間当番関係者によって書き続がれた寛文十二年(一六七二)から明治九年(一八七六)までの二〇〇年間にわたる記録である。現在寛政六年(一七九四)までの記録が翻刻され、活字化された本が『史料纂集』として第二十四巻まで出刊されている(田中潤「門跡に出入りする人びと」(高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、二〇〇七年、一一〇頁参考)。

(5) 村山修一氏も同じく『妙法院日次記』を利用し、京都大仏殿修理金調達に励む寺院の姿を記述したことがある(村山修一『京都大仏殿盛衰記』法蔵館、二〇〇三年、一五〇～一五一頁)。

(6) 『国史大辞典』妙法院の項目参考。

(7) 村山修一「天台宗門跡妙法院史の刊行」『日本歴史』六〇八号、一九九九年。

(8) 『妙法院日次記 第十三巻』、続群書類従完成会、一九八四年(以下、出版社・年度省略)、一八四～一八六頁。

(9) 『妙法院日次記 第十二巻』、二〇〇頁。

(10) 同右、二〇八～二〇九頁。



- 
- (11) 同右、二四七頁。
- (12) 同右、二六七頁。
- (13) 「令條秘録 六下」 『日本財政經濟史料』卷四、七七六～七七七頁。
- (14) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し運動―』吉川弘文館、一九八三年、一二二頁。
- (15) 『妙法院日記 第十二卷』、二六五～二六六頁。
- (16) 同右、二七七～二七八頁。
- (17) 同右、二八五頁。
- (18) 同右、二九三～二九四。
- (19) 同右、三〇五～三〇六頁。
- (20) 同右、三三七頁。
- (21) 同右、三三五頁。
- (22) 同右、三三七頁。
- (23) 同右、三七二頁。

(24) 同右、四〇八頁。

(25) 『妙法院日記 第十三卷』、六四〇～六五頁。

(26) このように幕府の行政機構による勸化の触流、勸化金の取集めなど幕府の補助による勸化は「御免勸化」として、これと対立的に寺院自身の純粹な自力による勸化は「相對の勸進」として見做される(杣田善雄『幕府権力と寺院・門跡』思文閣出版(二〇〇三)、八五〇～八六頁)。

(27) 『妙法院日記 第十二卷』、三三七頁。

(28) 『妙法院日記 第十三卷』、六二〇～六三頁。

(29) 同右、九五〇～九六頁。

(30) 宝曆六年(一七五六)五月の江戸町触(近世史料研究会編『江戸町触集成 第六卷』塙書房、一九九六年、一六頁)、また同七年二月の京都町触(京都町触研究会編『京都町触集成 第三卷』岩波書店、一九八四年、四五四頁)。

(31) 『妙法院日記 第十三卷』、一〇九頁。

(32) 『妙法院日記 第十四卷』、二頁。

(33) 同右、一八〇～一八一頁。

- (34) 中村辛一編『高田藩制史研究 資料編 第一巻』風間書房、一九六七年、五一九頁。
- (35) 同右、五二八、五五八〜五五九頁。
- (36) 『妙法院日次記 第十五巻』、一九一〜一九二頁。
- (37) 同右、一九二〜一九三頁。
- (38) 同右、三七八頁。
- (39) 同右、四五三頁。
- (40) 『妙法院日次記 第十三巻』、二二一〜二二三頁。
- (41) 国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ一」、二四〜二八コマ。
- (42) 『妙法院日次記 第十六巻』、一二一〜一二二頁。
- (43) 堯恭法親王が明和元年(一七六四)閏十二月没したため、次の門主真仁法新王が安永七年(一七七八)六月妙法院入室するまでの約一四年間、妙法院が門主がない無主の時期であった(田中淳「門跡に出入りする人びと」(高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、二〇〇七年、一一〇〜一一一頁参照)。
- (44) 『妙法院日次記 第十六巻』、一六〇〜一六二頁。

(45) これは、許可された名目金貸付より更なる幕府の保護を受けるための妙法院の運動であったと思われる。賀川隆行によると名目金貸付より更に債権が保護されたのが幕府の御為替金貸付であった。名目金貸付と御為替金貸付が訴訟において処理順で競合する際、御為替金貸付が名目金貸付より優先されたのである(賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一二〇頁)。

(46) 『妙法院日記 第十六卷』、二二〇頁。

(47) 一方、貸付に走らず、依然として勸化を行っていた寺社も存在した。これらの差異はどこから起因するのか、これは残された重要な課題になるだろう。

## 第二章 宝暦・明和期名目金貸付の展開

はじめに

本章では宝暦・明和期の名目金貸付の展開様相を、名目金貸付における基本前提ともいえる触流と貸付支配人を通じて考察する。

まず、名目金貸付における触流は、寺社奉行の指示にもとづいて各地の幕府役所(奉行所・代官)が名目金貸付の借用人に対して、借用証文で契約した通り返済するように触れを発することである(1)。三浦俊明氏は明和元年(一七六四)京都青蓮院の触流請願を取り上げ、幕府は触流によって名目金貸付に特権を与える代わりにその貸付の内部まで立ち入り、それに規制を加えようとしたと指摘したことがある(2)。しかしながら、必ずしも触流請願をめぐる全体像を明らかにしたとはいえず、不明な点が多い。特に触流許可と同時に出された幕府の措置には特記すべき点が多く、この幕府が触流請願に対して課した条件については、更なる検討が要される。

また、名目金貸付における寺社外部からの参加者である貸付支配人についても考察すべき点は多いと思う。名目金貸付における貸付支配人は、町の両替商のようなある程度資力の豊富な者が任命されたこと、また該当の寺社などは、彼らに名目を貸与することで彼らから名目料・印料などの上納金をもらうほどであったなど、名目金貸付の運営に

おける貸付支配人の主導権が強調されてきた<sup>(3)</sup>。しかしながら実際の面々をみると、必ずしもそうとはいえない点も見えてくる。

以下では、これらの点を念頭におきながら初期名目金貸付の展開様相を検討する。

### 第一節 触流請願の許可とその代価

旧幕府引継書の中の「宮門跡貸附金」は幕府の寺社奉行が老中に提出した伺文を集めたものであるが<sup>(4)</sup>、この史料の前半部には寺社奉行に対する寺社の触流請願が散見される。まず、寺社が提出した触流請願の具体的な内容を確認することから始める。「宮門跡貸附金」で確認できる最初の触流請願は、宝暦三年（一七五三）京都光雲寺の請願である。

〔史料一〕 「宮門跡貸附金」<sup>(5)</sup>

（朱書） 宝暦三酉年

京東山光雲寺祠堂金借付願之儀申上候書付<sup>(貸カ)</sup>

青山因幡守<sup>(寺社奉行青山忠朝)</sup>

(後筆) 「伺之通京都・大坂町奉行所江可申遣候旨被仰聞承知仕候 酉二月十二日」

京東山 五山流 光雲寺

右相願候者、寛文中東福門院様(後水尾天皇の中宮)為御当家御繁栄之御祈祷所、被為成御開基、徳川家綱嚴有院様御建立、寺領三百石御朱

印被下置候、然処御代々之 御尊牌奉安置候仏殿、東福門院様御位牌、徳川秀忠台徳院様之御孫宮女三宮様御骨骸被

為入候 御靈屋等、御建以後及九拾年大破仕候付、為修復山城、撰津、近江三ヶ国勸化相願候処、御免被 仰付

難有仕合奉存候、然共時節柄故、勸化物集り方少分御座候間、諸入用之失墜ニ相引、修復取掛候程之助力ニ相成

不申難儀仕候、御尊牌奉安置候仏殿并御牌殿御靈屋等次第及大破、雨漏候様相成可申与奉恐入候、右修復取掛可

申手段一向無御座候付、只今迄有来候東福門院様御供養料之御祠堂金并去ル(延享三年)寅年三ヶ年勸化仕候節、相集り候

勸化物少々有之候を相加、於京都・大坂借付仕、(貸カ)其利足を以年々少々宛成共、修復之助力ニ相成候様仕度奉願候、

是迄一通之相對を以貸附仕候而、返済相滞、本金失却仕候儀茂御座候而迷惑仕候、依之御祠堂金貸附之儀、望之

者有之、借請候者大切之御祠堂金ニ候間、元利無相違返済可申旨、於京都大坂御触流被成下候様、両地之御奉行

所江被仰遣被下置候様奉願候、右之通相願申候金高相尋候処、古来被下置候祠堂金之残并寅年勸化物寄金百五拾

両程、合千両余茂有之、(貸カ)其内借付置候金子も有之段申候間、願之通申付、京都大坂町奉行江茂右祠堂金相對を以

借請候者は、元利無相違返済可仕旨相触置候様可申遣候哉奉伺候

(宝暦三年) 二月

上記の宝暦三年(一七五三)二月、寺社奉行が老中宛に出した伺書から、以下のようなことが分かる。京都光雲寺は寛文年間(一六六〇年代)將軍秀忠の娘でまた後水尾天皇の女御であった東福門院の祈禱所として將軍家綱が建立した寺院で、朱印地として寺領三〇〇石を幕府から与えられていた。創建から九〇年後の延享三年(一七四六)、修復金調達のため山城・摂津・近江の三ヶ国における勸化を幕府に願ってその許可を得た。しかしながら「時節柄故、勸化物集り方少分御座候間、諸入用之失墜ニ相引、修復取掛候程之助力ニ相成不申難儀仕候」と当初の期待とは裏腹に勸化の成果ははかばかしくなく、寧ろ経費がかさみ、十分な修復資金を集めることができなかつた。

そこで光雲寺は東福門院の供養料として寄付されてきた祠堂金、また勸化から集められたお金を合わせた金一〇〇〇両を元手に貸付を行い、その利益を修復に当てようにしたのである。ここで光雲寺が寺社奉行に願っていることは、今までと同様に借主と相対で貸付を行うが、その貸金返済に問題が生じると大きな損害になるので、借金を必ず返済すべき旨を京都・大坂の両町奉行所から借主に知らせる触れを流して欲しいということであった。幕府はこの触流請願を許可し、その旨が京都・大坂の町奉行へ伝達されることになった。

前章の妙法院の勸化実施からも明らかになったように、光雲寺も三年の勸化成果はかんばしくなく、修復資金の確保のため貸付を主たる資金調達的手段として取りはじめ、そこで借金返済の厳守を求める触流を幕府に要請し、許可





を行って、その許可を得ていることが確認できる。このような触流請願は当時寺社が貸付活動に重点を置くようになったことを物語ると同時に、そのゆえ貸金取立の困難を実感した寺社が幕府の権力を借りることでその問題を解決しようとした動きとして理解できる。

幕府の保護を受ける名目金貸付が成立するうえで、それが寺社自らの要請で始まった点は、名目金貸付を考える上で重要な問題になると思われる。何故なら幕府がこれら寺社の請願を無条件で許可した訳ではなかったからである。「史料二」は明和元年（一七六四）京都青蓮院が行った触流出願に関する、寺社奉行（酒井忠香）から老中（松平武元）への問い合わせとその返答である。

〔史料二〕 「宮門跡貸附金」〔？〕

（朱書） 明和元申十月廿八日右近将監殿江直達

（老中松平武元）

青蓮院宮御門跡修復金貸付御触流御願之儀申上候書付

（寺社奉行酒井忠香）  
酒井飛驒守

（後筆） 「利金一ヶ年五分之積五ヶ年季二相定、右年之内毎年利金斗取立、五ヶ年目二元利共取上候積り、尤借受候者名前・所付・金高書付、其所奉行支配江差出置、定之通取立相済、又々借付、右利金之外諸懸り者、取立不申貸附候様申渡、承知仕候ハ、御触流之儀御願之通可仰出旨、被仰聞承知仕候

（明和元年）  
申聞十二月十三日

酒井飛驒守

青蓮院御門跡御小知高之儀御座候得者、御院内御修理難相調候二付、年来於京・大坂持寄講相催、右懸金百五拾貫目余預置、貸付候而御修理相調来候処、近来返済相滞、其上元文中伝奏中江差出被置候金銀米、且上々様方御遺金千五百兩を年々貸付被置候処、元金四千兩余茂有之候、右利潤を以年々御忌御法事又者御勝手不足被補候処、当時二而者返納方相滞、必至与差支甚御難渋御事共御座候故、去午年御灌頂之節御拝借金被成候得共、先々御門主方当御門主迄相続候間、御物入多、御勝手至極御不如意二付、前々之通御法事難被相務、殊更御殿廻り御院内諸堂社等一向御修復出来不申、甚歎敷思召候、依之先達而御拝借御願之儀被仰入候得共、御拝借願之儀難被成旨被仰渡、御承知被成候、左候ハ、何卒以来御修復金拝借仕候者共、如証文無遅滞可致返済旨、江戸、京、大坂、大和、近江え御触流之儀被仰付、被遣候様御願被成候、此上返納之節相滞候ハ、其所之御奉行所江御願可被入仰候、其節者早速返納仕候様被仰付被遣候様、是又御願被成候（後略）

青蓮院は、前章で挙げた妙法院と同じく京都にある天台宗の門跡寺院で、朱印地は一三三二石余である<sup>(8)</sup>。青蓮院は寺領からの収入が少なく院内の修理が困難であることを理由に、既に二つの貸付を行っていたことが、この史料から確認できる。まず一つは京・大坂で講を組み、そこから集まった銀百五〇貫（金二五〇〇兩）を貸し付け、その利益を修復に充ててきた。一方、元文期（一七三六〜一七四〇）から天皇や将軍関連の遺金一五〇〇兩を貸し付

けそこからの利金で法事や勝手不足を補ってきた<sup>(9)</sup>。こうして金四〇〇〇両を原資とする貸付を行ってきたが、その返済が遅れていたため、行事修行や堂社修復などが困難であった。そこで時期は定めがたいが、この史料の明和元年以前の段階で、青蓮院は寺社奉行宛に宝暦十二年(一七六二)と同様に拝借金をくださることを願ったが<sup>(10)</sup>、その拝借請願は却下された。

ここで青蓮院は、借り手が滞りなく返済するよう、江戸・京・大坂・大和・近江の五ヶ国々へ触れを流してほしいこと、また返済が遅れた際には、奉行所から借主に返済を命じてほしいことを寺社奉行に願ひ、寺社奉行は老中にその可否を伺ったのである。

三ヶ月後の明和元年(一七六四)閏十二月、老中からは〔史料二〕の後筆部分にあるように、条件付きで請願を許可する旨の指示が来た。その条件は、青蓮院の貸付の利子を年五パーセント、貸付の期間を五年(その間は利子のみを取り立て、五年後に元金を返済すること)にすること、また借主の名前・住所・貸付金額を幕府の当該役所に報告すること、また借主から利子以外の代価を取らないことであった。そして寺社奉行(酒井忠香)は青蓮院の使者(永原直介)を呼び出してこれらの条件を示し、すべてを受け入れると青蓮院側が了承したうえ、触流請願は許可されることになった<sup>(11)</sup>。従って寺社奉行(酒井)は江戸・京都・大坂の各町奉行宛に青蓮院の貸付に関する触流を行うように知らせている<sup>(12)</sup>。

ここで注目すべきことは、明和元年(一七六四)の触流請願によって青蓮院は貸金取立てにおける幕府の保護を受

けることになったが、これは幕府が示した条件を承諾した上で得られたものであったことである。幕府が提示した条件は、実際の貸付にどのような影響を及ぼすことになったのか。

まず、既存の青蓮院の貸付を青蓮院側の史料から確かめたい。実際、幕府が請願許可の条件を青蓮院に提示する一ヶ月前の明和元年（一七六四）十一月十一日、江戸に派遣されていた青蓮院の使者（永原直介）は寺社奉行（酒井忠香）の役宅に呼び出され、酒井から「貸付金利足何程ニ有之哉、年季ヲ切貸付候哉」と当時青蓮院が行っていた貸付の利子と期間について問われた。それに対して翌日の十二日、永原は下記のように返答した。

〔史料三〕 「貸附雜記」 (13)

覚

一、御貸附金利足之儀者、老カ月金百両ニ付老両ツ、之定、又者三步九匁・三步三匁等之相對を以、従先年貸付来ル儀ニ御座候

一、御貸付金之儀者、六ヶ月限ニ相定貸付来候、尤限り月来候得者、元利とも相納之事御座候、無抛子細も御座候へ者、証文等相改、又々貸付候儀ニ御座候、年季貸付与申儀者、曾以無御座候、右之内式千両余数年定之通六月切ニ貸付被置候処、尤御由緒も御座候ニ付、近年致年賦被遣候方も御座候、其余者右之通六ヶ月限り之定を以貸付来候処、近年段々与相滞候而、必止と御難渋之御事御座候

(明和元年)  
申十一月

これによると、当時青蓮院の貸付利率は一ヶ月金一〇〇両に付き一両(年利一二%)の定めであり、相対によっては三步九匁(年利一〇・八%) もしくは三步三匁(年利九・六%)で貸付を行なっている。また貸付期間は六ヶ月が原則で、六ヶ月目に元利共に返済する仕組みとなっていた。ただ貸金が六ヶ月の期限内に返済できない事情がある場合、貸付証文を書替えて貸付を継続することもあったが、年単位の貸付は過去一度も行ったことはない。例外的に金二〇〇〇両ほどが借主の事情により年賦になっているものがあったが、それ以外は定めの通り六ヶ月の貸付を行っている。

以上の回答から当時の青蓮院貸付は、年利一〇〜一二パーセント、六ヶ月を期限とする貸付であったことが分かる。これと後から幕府から示された貸付条件を比較してみると、幕府の条件に従う場合、貸付利率は年利五%へと半分以上になり、また貸付期間も六ヶ月から五年へと大幅に延長されることになる。つまり、幕府が触流許可の代りに出した条件は、青蓮院を以前より一層不利な貸付をしなければならぬ状況に追い込む結果になったのである。

何より注目したい点は「史料三」の調査が「史料二」の幕府の条件付きの許可が出される前の時点で行われていたことである。これは幕府が許可をする前に青蓮院の貸付状況を把握したことを示すものであり、幕府が要求した条件は恣意性が強いものであったと理解できる。これは名目金貸付を考える上での重要な問いを投げかけてくる。

周知の通り、名目金貸付が他一般の貸付より有利な点として、借金の取り立てにおける幕府の援助がよく指摘され

てきたが、ここで見た限り、その保護の裏側には貸付運営を貸し手に不利にさせうる要素が幕府によって含められるようになった。それに後述するが、この条件だけが青蓮院の貸付に否定的な影響を与える要素でもなかった。幕府が指示した他の条件である借主の名前、住所、貸付金高など貸付関連事項の役所報告を義務付ける規定も貸付に影響を与える要因となったと思われる。

以上では宝暦三年（一七五三）光雲寺と明和元年（一七六四）青蓮院の触流請願の内容を見てみたが、この両者の間に請願についての幕府の態度に明らかな差異が見られる。明和元年（一七六四）青蓮院の請願について幕府は様々な条件を提示し、寺院がその条件を受け入れることが許可の前提となっていたが、その一〇年前の宝暦三年（一七五三）光雲寺の請願に対しては幕府から何の条件も示されず、「伺之通京都大坂町奉行江可申遣」と許可されるのみであった。前章で取り上げた宝暦七年（一七五七）の妙法院の請願においても「願之通貸附仕、利足金高利ニ無之様ニ与可申渡」<sup>(14)</sup>とただ貸付利子が高利でないように注意するに止まり、出願について寛容な姿勢であったと思われる。このような幕府の態度の変化はどこに起因するものであろうか。

「宮門跡貸附金」の中に所収されている寺社の触流請願の事例を纏めた〔表2〕に戻してみると、寺社の触流請願は検討した件以外にも宝暦八年（一七五八）泉涌寺、宝暦十一年（一七六一）靈源寺、宝暦十二年（一七六二）円満院などである。

その中、宝暦十一年（一七六一）京都の靈源寺が触流を出願した際の内容を見てみよう。当時靈源寺は朝廷や幕府

から下賜された祈祷料・祠堂金など金五一三〇兩を元手に貸付を行っていたが、その借金返済の遅滞で困惑したため、「右之金銀相對を以借り請候者は、元利極之通無相違返済可仕旨、京都・大坂町奉行所より触流御座候様仕度」<sup>(15)</sup>と靈源寺から金を借りている者に対して証文通りに返済すべき旨を京・大坂町奉行所から触流を行ってほしいと寺社奉行に願い出た。そして寺社奉行は老中から「貸付方并触流之儀者、御勘定奉行申上候趣を以、京都・大坂町奉行江可申進旨被仰聞」<sup>(16)</sup>と寺社奉行は靈源寺の貸付や触流請願につき、勘定奉行から申し上げた趣を京都・大坂町奉行へ伝達するように老中から指示された。

そして、その具体的な内容は〔史料四〕から確認できる。〔史料四〕は宝暦十三年（一七六三）に京都仏光寺が触流請願を行った際の寺社奉行から老中宛の伺文であるが、それにつけられた例書として宝暦十一年（一七六一）靈源寺の触流請願に関する内容が挙げられている。

〔史料四〕 「宮門跡貸附金」<sup>(17)</sup>

## 例書

（寺社奉行毛利匡平）  
毛利讃岐守

勅願所 京西賀茂 濟家宗 靈源寺



(中略)貸附方之儀五ヶ年季ニ相定、利金一ヶ年ニ五歩之積ニ而、元金千両ニ利金五拾両与相極、年季之内者毎  
年利金斗取立、五ヶ年目ニ元利共ニ取立之積ニ而、身元慥成者江貸附、借り請候者之名前、所付、貸渡候金高  
等書付、京都大坂共町奉行所江差出、尤年季之通元利取立相済候者、又々年季を定貸附候儀者、勝手次第二可  
致候、勿論利金之外ニ札金并掛物等一切不取立、貸附之惣金高五千百三拾両之外者、貸出申間敷段可申渡旨、  
且右靈源寺御祈祷料、御祠堂料、御寄附金惣高五千百三拾両之内、借請候者名前、所付、金高并申渡之趣を以  
書付差出候者、元利無相違可致返済旨、借請候者共江相触置候様、京都大坂町奉行江可申遣 (後略)

靈源寺は触流請願の許可の代りにその貸付についての幾つかの条件を定められた。まず貸付期間は五年、貸付利子は年五パーセントとして決められ、この期間のうちには毎年利子のみを取って五年目に元金を取り立てることにした。また貸し付ける際にはその借主の名前や住所、貸付金額を記した書付を靈源寺から京・大坂の町奉行所に提出すること、また借主から謝礼金などを取らないことも定められている。更にこの時の貸付資金として報告した金五一三〇五両以上は貸し付けないことも決められている。こうした宝暦十一年(一七六一)靈源寺の触流請願に対して幕府が提示した条件は、検討した明和元年(一七六四)青蓮院の触流許可の条件とほぼ同一である。また〔史料四〕は寺社奉行の後筆が加えられていないため、請願の結果は不明であるが、恐らく仏光寺の触流請願も許可され、その許可と同時に例書として挙げられた靈源寺と同様な条件を求められたと思われる。

いつ頃から触流請願に対する幕府の態度に明確な変化が生じたのか。恐らく宝暦八年（一七五八）京都泉涌寺が出願した時であると思う。同年二月泉涌寺は寺社奉行（鳥居忠孝）宛に「祠堂金貸附之儀望之者有之、借請候者別而大切之祠堂金二候間、元利無相違返済可仕旨、於京都大坂触流之儀、両所奉行所江申遣候様相願申候」<sup>〔18〕</sup>と、京・大坂町奉行所から借金返済の厳守を求める触流を行ってほしいと願った。当時泉涌寺の貸付資金として報告された貸付資金は金五〇七〇両ほどで、その中には既に貸し付けられていた分も含まれていた。結論からいうと幕府はこの請願を受け入れることにしたが、その際幕閣ではこれをめぐる議論が行われた。

〔史料五〕『御触書宝暦集成』（19）

寺社奉行へ

泉涌寺祠堂金貸附并触流願之儀、是迄例も有之事二候得共、右類之願段々相増候ては、其内ニは願相済候貸附之名目ニて、内々外金等加入貸附候類も有之候ては紛敷、其上濟方之儀も実々祠堂金同様ニ厳敷取立候ては、差支之儀も出来可申哉ニ付、難成旨可申渡候得共、右祠堂金之儀は、格別之御寄附ニて、貸付利潤を以御法用も相勤候由ニ候之間、當時有金五千七拾兩余計貸附申候、尤外金不取交、當時之有金高を後年迄之貸附高二相極、銘々借主之国・所・名并借受候金高共、泉涌寺より京都町奉行へ書出させ、右五千七拾兩余不殘貸出相済候上ニて、右金借受候者共え計、願之通元利無相違返済可仕旨触流、且又京・大坂えは、泉涌寺依願祠堂金五千七拾兩余貸

附被仰付候二付、右金借り受候者えは、此度別段二相触置候

これは宝暦八年（一七五八）五月に老中が寺社奉行宛に出した書付であるが、ここで泉涌寺の触流請願について言及されている。ここで老中は最近こうした触流出願が増えている状況について懸念を示している。触流が許可され、幕府の保護を受けることになった寺社の祠堂金貸付にその他の資金が紛れ込み、これらの投機金が寺社の祠堂金を装って取立における幕府の保護を受けることになることが予想されたからである。しかしながら法事を勤めるための祠堂金貸付であるため、請願を却下されることはできなかった。

そこで防止策として、当時の貸付原資として報告された金五〇七〇両を貸付高として決め、これ以上の金額を貸し付けてはならないこと、借主の住所や名前、貸付金額の書付を京都町奉行に提出することが規定された。ここから幕府が触流許可の代わりに付けた条件は、外部からの資金が幕府の債権保護を受ける泉涌寺の祠堂金へ紛れ込む事態を阻止するのが目的であったことが分かる。そして恐らくこの宝暦八年（一七五八）を皮切りに幕府が寺社の触流請願に対して条件付きの許可を出していたのではないかと思われる。

この時期幕府が触流許可の代りに寺社に要求した条件を時系列に整理してみると、宝暦八年（一七五八）泉涌寺に対しては、貸付金の上限、役所への貸付報告を求め、また宝暦十一年（一七六一）霊源寺の触流出願に対しては、それに貸付期間と利子の設定、謝礼金禁止といった条件が加えられ、またこれらの条件は明和元年（一七六四）の青蓮院の

請願で同様に確認できる。このような条件が、その以降の全ての寺社の触流請願に対して例外なく適用されたとは確言できないが、ここで指摘したいことは、この時の幕府の態度が次第に変わり始めていた点である。幕府は寺社からの触流出願の増加に伴い、その貸付活動を制限する条件を示し始めたといえる。幕府の保護をうける寺社の名目金貸付に他からの金も紛れこみ、そうした金も取り立てにおける幕府の保護を受けることになることが憂慮されていたのである。

以上から、幕府が寺社の触流出願を許可することで彼らの借金取立を支援しようとしたことは間違いない事実ではあるが、寺社の貸付活動を幕府が全面的に支持していた訳ではない。触流許可の代りに幕府が求め出した条件は、貸し手が一層不利な貸付をするように強いるものであり、また増加する寺社の触流請願やその貸付活動に対して幕府は不信や懸念を抱いていたことが読み取れる。

ちなみにこの宝暦・明和期、幕府が触流請願に対して示した貸付利子と期間と、幕府の公金貸付のそれと比較してみると、明和期江戸で開始された在方御手当金貸付は「五ヶ年季之積為貸附、年老割之利金年々相納」(20)と、その貸付期間を五年季で、利率を年一〇%として設定されている。これを同時期幕府が寺社の触流許可のかわりに示した貸付条件と比較すると、貸付期間は両方とも五年の長期的な貸付として設定されているが、貸付利率の方をみると寺社の名目金貸付の利子である年利五%は幕府の公金貸付の利子である年利一〇%に比べ半分を設定されている。恐らく幕府は寺社の名目金貸付をより長期の低利な貸付にすることを目論んでいたのではないかと推測されるが、こ

れについては今後更なる検討が必要であろう。

## 第二節 名目金貸付における仕組み

### 一 貸付支配人の選定

名目金貸付の実際の運用に関して、寺院へ出入りする町人を貸付支配人として任命し、実際の貸付は彼ら支配人の手によって行われていたことが指摘される<sup>(21)</sup>。寺社は貸付支配人に自らの名を貸し、その代価として印料などを受け取る程度であり、名目金貸付における寺社の役割や影響力というものはそれほど大きくなかったような説明である。本節では妙法院を取り上げ、その貸付支配人との関係に焦点を絞って、名目金貸付の運用の仕組みについて考察する。

明和二年（一七六五）十二月十日妙法院は貸付に関して下記のような書付を伝奏衆宛に差し出した。

〔史料六〕 『妙法院日次記』 (22)

大仏殿勸化物、従関東被仰出候通、於大坂表ニも貸附申候ニ付、貸附所并支配人等之儀、先達而御届申上候而、即大坂御町奉行所へ御通達御座候处、町内之者共不得心ニ付、御聞届難被成旨ニ而、御届書御返却被成候、併右

貸付所之儀者、町内年寄迄、先達而支配人□相談、町内差障無之趣申聞候間、表向より御達被成候儀ニ御座候、然ル処町奉行所、右町内御糺之節、差障り之儀申立候由ニ御座候、御貸附方段々及延引、関東より被仰出候趣も難相立差障ニ相成、於御門室御難渋之御儀ニ御座候間、何とそ今一往御吟味被仰付被下候様被成度候、尚亦紙面ニ難相分儀者、大坂出役藪澤図書御奉行所へ罷出可申上候間、此段大坂町奉行所へ宜御通達御座候様被成度候、尤右之趣大坂御城代江も出役候もの御届申上候様ニ申付候儀ニ御座候、以上<sup>(23)</sup>

ここでは前年幕府の許可を得た大坂における勸化金の貸付について、その貸付所や貸付支配人に関する書付を大坂町奉行所へ申し入れたところ、町奉行所から該当の町内の人々が反対したため、許可できないと大坂町奉行所へ提出した書付が妙法院に返却されていたことが分かる。それについて妙法院は、先だつて支配人と相談し町内に問題がないと聞き、大坂町奉行所へ書付を提出したはずであること、また町内で故障を申し立てるものがあるため、妙法院の貸付開始が遅延になっていることは、幕府の許可を得た趣旨も立たず、当院も困難になると、そこで大坂町奉行がもう一度この問題を吟味するように、その取り成しを所司代に要請している。このことから、たとえ幕府の許可を得たとしても、実際の貸付を開始するにおいては当該地域の役所での取り調べが行われ、時には容認されない場合もあることが分かる。

さて、ここで大坂町奉行所が大坂における妙法院の名目金貸付を遅延された「町内之者共不得心」の事情とは、

一体どのようなものであったか。「史料六」の妙法院の請願から二ヶ月後である明和三年（一七六六）二月二十八日、大坂町奉行所からの書付が妙法院に伝達された。この内容は、大坂における妙法院の貸付支配人をめぐる事情がよくあらわれているものであるため、長文であるがそのまま紹介する。

〔史料七〕『妙法院日記』（24）

一、大坂町奉行所紙面写、如左、

以切紙致啓上候、然者、大仏殿勸化銀貸附北草屋町老町目加賀屋甚右衛門借屋京屋與一郎、并支配人同町近江屋多助、同淡路町三丁目山城屋作兵衛へ、妙法院御門室より御申付可有之由ニ付、町内之者共相糺候処、差障申立候ニ付、難相成事候旨、先達而得御意候処、右貸附所之儀者、町内年寄江支配人より致相談、差障無之趣申候故、御門室より表向御達有之儀候処、拙者御役所ニ而糺之節差障申立、貸附延引候由ニ而、御門室より伝奏衆へ被達候書付一通御到来ニ付、旧臘被遣候ニ付当表ニ罷有候、尤御門室家士藪澤図書儀、多助・作兵衛兩人二者者、一向行届不申候故、亀山町河内屋平助を相加候様、其表より申来候而、別紙書付差出候ニ付、尚又致吟味候処、右支配相勤候儀、多助へ〔 〕年寄天王寺屋嘉吉江致内談候段無相違、右貸附銀之儀者、御役所より相触候事故、差支有之間敷旨、嘉吉致挨拶候故、依之加賀屋甚右衛門借屋を多助悴與一郎名前にて借り受候事之旨、多助・與一郎申之、甚右衛門儀年寄嘉吉右之通致挨拶候事ニ付、與一郎へ借屋貸渡候、然レ共、五人

組江者相届候方ニ可有之与存、嘉吉へ及相談候得共、御役所より不申渡内者内分之事故、及其儀間敷候段、嘉吉申二付、其儘ニ致置候旨、甚右衛門申之、嘉吉儀も多助・與一郎・甚右衛門同事ニ而、其外町人共へ先達而之通不得心之旨申立候、并山城屋作兵衛ハ支配人之儀、凶書より内意有之候砌、町内年寄茂木屋忠兵衛へ申聞候処、不承知之由、乍然源介ニ申付との儀ニ候ハ、町内之者共と可致相談候間、今一往相知申候様ニ忠兵衛申候故、右之様子作兵衛儀、凶書へ申達候処、其儀者凶書より御役所へ可申達旨申付二付、其後者、忠兵衛へ何之沙汰も不致由、作兵衛申之、忠兵衛儀も作兵衛同事之申立ニ而、忠兵衛并外町人共、不相替不得心之旨申之候ニ付、嘉吉・多助致相談之節、町人共之存寄をも不承、一存ニ而差障有之間敷旨及挨拶候段、卒忽成儀并家主甚右衛門儀も貸附所ニ相成候訳承知之上、借屋貸置ながら、外町人共一統ニ不得心之旨申立候故、嘉吉・甚右衛門兩人共不埒之段、急度叱置、右貸附所且支配之儀者、町人共不得心之由申立候事ニ付、先達而之通、難承知旨申渡候、將亦河内屋平介儀者、居町年寄・町人共差障無之旨申候故承届候、右之趣伝奏衆へ御通達可被下候、且又與一郎方貸附所ニ相成候儀、町人共差障り申立候書面ニ、御門室御紋附之挑灯可被差置候由之儀相認有之候、右者六年已前、妙法院宮・正親町大納言殿中宮、寺宮用達当表町人共江御申付之節、得其意、其後も追々申進候通、絵符挑灯之儀者、難相成事御座候間、是又伝奏衆へ御達置可被下候、尤前書之通、松平（大坂城代）和泉守殿へ相達申候、以上



妙法院は当初大坂における貸付支配所を北葎屋町一丁目の加賀屋甚右衛門（以下、甚右衛門）の借屋に設置し、同町の近江屋多助（以下、多助）、淡路町三丁目の山城屋作兵衛（以下、作兵衛）の二人を貸付支配人として任命し、大坂での貸付を始めようとした。しかしながら大坂町奉行所が調べた結果、該当町の町人がそれに反対したため、妙法院の貸付を許可できないという大坂町奉行所からの知らせが〔史料六〕の通りに来た。そこで妙法院の家来（藪澤図書）は支配人として亀山町の河内屋平助を新たに加え、再び大坂において妙法院の貸付支配人を取り立てたため、この件について大坂町奉行所で再吟味されることになったのである。その結果が〔史料七〕として再び大坂町奉行から妙法院へ伝達された。

この事例に大坂において貸付支配人をめぐっての状況があらわれている。まず当初貸付支配人として選定された多助は、町年寄の天王寺屋嘉吉（以下、嘉吉）に妙法院の貸付支配人になることについて相談し、嘉吉から妙法院の貸付は町奉行所が関わることになるため、支障がないようにすべきと彼の同意を得た。そこで多助は甚右衛門の借屋を悴の與一郎の名前で借り、それを妙法院の貸付支配所にすることにし、甚右衛門もこれが町年寄の嘉吉の承諾を得た事だったので借屋を多助へ貸し渡した。その際、甚右衛門は借屋の件を五人組に届けるべきか、嘉吉に相談したところ、嘉吉から町奉行所からの町触が出る前は内分の事であると言われ、結局借屋に関する五人組への報告は行われなかった。

一方、もう一人の貸付支配人として選定された作兵衛は、妙法院の貸付支配人になることについて町年寄の茂木

屋忠兵衛（以下、忠兵衛）へ相談したが、忠兵衛はそれに反対し、源介という他の人物が支配人であれば町内の者と相談すると答えた。作兵衛が妙法院の役人（図書）へその旨を申し聞かせ、図書はそれについて町奉行所に話すと作兵衛に答えたが、その後、何の連絡も忠兵衛へ来なかったため、同町の人たちは作兵衛が妙法院の貸付支配人になることについて依然として反対している状況であった。

これらについて大坂町奉行は、多助が町年寄の嘉吉に妙法院の貸付支配人になることについて相談した際、嘉吉が他の町人たちの意思も聞かず独断で町内に差障りがないことにしたこと、また甚右衛門も妙法院の貸付所になることを承知したうえ、多助へ借屋を貸したのに、知らぬ顔で他の町人たちと一緒に「不得心」を申し立てたことから、嘉吉と甚右衛門の両人とも不埒で処罰すべきと判断している。そして依然として人々が反対している多助と作兵衛は、妙法院の貸付支配人として認められないことであった。また後から貸付支配人として立てられた河内屋平助については、その居町の年寄・町人とも差障りがないと返答しているので、平助が妙法院の貸付支配人になることは許可されている。

結局、妙法院の大坂における貸付支配人として当初妙法院が指名した多助と作兵衛の二人は町内の反対で貸付支配人から脱落し、町内の反対がなかった河内屋平助のみがこの時、妙法院の貸付支配人として認められることになったのである。翌月の明和三年（一七六六）三月十六日、平助は妙法院の坊官から「大仏殿御修復勸化金貸附支配之儀、其方江被仰付候間、其旨相心得僉抹之儀、堅有之間敷者也」<sup>(25)</sup>と妙法院の貸付支配人として正式的に命じられる

ことが確認される。

こうした大坂における妙法院の貸付支配人の任命をめぐる過程を見ると、妙法院の貸付支配人といってもそれは妙法院とその支配人との合意だけで決定されるものではなかったことが分かる。妙法院から選択された貸付支配人に対して、貸付することになる該当地域の役所―大坂町奉行所―での調査が行われ、該当者が貸付支配人になることについての町内の人たちの賛否が問われた。該当者が貸付支配人になることについて町内では支障がないという同意を事前に得らなければならなかったのである。そこに反対が存在する限り、役所では名目金貸付の支配を認めなかった。

妙法院が大坂の貸付支配人として最初取り立てた兩人とも該当町内の反対で貸付支配人から脱落され、新たに貸付支配人を取り立てることにして、ようやく大坂における妙法院の貸付を実施することができたのは重要な事項である。このように名目金貸付支配人の選定には、寺院外部の力も強く作用していた。貸付支配人に対する該当役所の調査が実施され、そこで当該町の意見が問われたのである。これは恐らく名目金貸付が既存の貸付とは違って境内ではなく、町内に貸付支配人が運用する貸付会所を置いたため、それに対する町内の意見が重要であったと思われる。また〔史料七〕の中から当該の町人が反対した理由は「絵符挑灯之儀者、難相成事御座候」と名目金貸付支配役所へ置かれることになる門跡の絵符・挑灯であったと思われるが、これについては更なる検討が必要であるだろう。

## 二) 貸付支配の仕組み

次に妙法院名目金貸付の管理の仕組みを検討する。第一章で見た通り、妙法院の名目金貸付の支配人は、その貸付が幕府から許可された同年である宝暦七年(一七五七)からその希望者があらわれ、京・大坂をはじめ堺・大津など近辺の国々において多数の貸付支配人が次々と任命されることにいたった。一方、これら貸付支配人を管理する妙法院側の貸付担当者も選定され、家来の青水内記・木崎丹下の二人が勤めることになった。明和二年(一七六五)八月、妙法院の坊官と諸大夫の四人(菅谷民部卿・今小路大蔵卿・喜多治部卿・松井大隅守)が青水・木崎に申し渡した内容を見てみよう。

〔史料八〕『妙法院日次記』(26)

一、申渡一通、如左、

青水内記

木崎丹下

大仏殿修復勸化銀支配之儀、兩人江被仰付候間、萬端相談之上、取計可被申候、尤右御貸附、当地者勿論、他国貸附等之儀者、相談之上可被窺之事、

一、右集り金銀多少ニよらず、元々役所へ持参預可被申候、尤右金銀錢被受取候員数帳面、毎月五日可被差出

事、

一、貸附被仰付候町人共より、願筋等有之候ハ、各相談之上、拙者共へ可申聞事

(後略)

青水と木崎に大仏殿修復の勸化金支配を任せているが、これは他でもなくその貸付の支配であった。勸化金を本拠の京都やその他の国へ貸し付ける際には、必ず先に報告すること。また集められた勸化金はその金額の多寡によらず、妙法院の元々役所へ持参すること、とりわけ勸化金銀を受け取る際に書き留めた勸化帳も毎月五日に妙法院へ提出するように指示している。更に貸付支配人からの請願がある場合、それをひとまず坊官たちに報告するように命じている。

またこれら大仏殿修復勸化金の支配することになった家来(青水、木崎)は、任命された翌月の明和二年(一七六五)九月、貸付支配人に貸付支配における注意事項を書いた掟書を渡しているが、その最後の箇条書に「證文御判印、毎月廿七日、於御殿相調可遣者也、但、割印無之證文者、可為反古事」(27)と貸付證文の判元が毎月確認されること書かれている。もし妙法院の印が押されていない証文であれば、それは妙法院の貸付として認めないことにしている。これは貸付における妙法院の規定を無視した貸付支配人の恣意的な貸付を防ごうとしたものである。

このように妙法院の名目金貸付は、実際貸付を行う外部の町人、そのうえに貸付支配人を監督する妙法院の家来、そのうえにまた家来筆頭の坊官たちが貸付に関する最終的な報告をうけていた。貸付に関する諸事項は必ず坊官への

報告のうえで決定されることになっており、妙法院は名目金貸付の全般的な状況を、自ら把握できることを当初から目指していたのである。貸付運用は外部者である貸付支配人に委任していたが、これに対して寺院側も監視・監督を行うことを目論んでいた。これはただの決まり文句ではないことは、実際度々起きた貸付支配人の罷免から分かる。下記の明和三年（一七六六）二月二十二日の記事を見てみよう。

〔史料九〕 『妙法院日次記』（28）

一、勸化銀貸附支配人小田又兵衛、子細有之、支配人被除候二付、町奉行所江届書被差出、如左、

覚

先達而御届申上置候大仏殿勸化銀貸附支配人小田又兵衛・橋本長兵衛・橋本與右衛門三人之内、小田又兵衛御不埒之儀有之候二付、此度支配人相除申候、然上者、橋本長兵衛・同與右衛門、右兩人支配仕候、追而代り仁躰相加候ハ、其節御届可申上候、以上、

これは京都における貸付支配人のうち小田又兵衛という人物に不埒があったため、彼を貸付支配人から放つことを妙法院の貸付担当家来（木崎）が京都町奉行へ報告している記事である。小田又兵衛は明和二年（一七六五）九月京都における妙法院の貸付支配人に命じられた者で、それから半年も経たない時に罷免になったことである。ここで言う

「御不埒」の内容は不明であるが、妙法院側が貸付支配人を監視・管理をしていたからこそ、このように貸付支配人を罷免することになったのではないだろうか。また本拠京都ではなく、他の地域においても罷免される貸付支配人が見られる。

〔史料一〇〕『妙法院日次記』(29)

覚

大坂内平野町亀山町

河内屋平助

右平助儀、先達而大仏殿勸化銀貸附支配之儀申付置候処、貸附方取計不埒之儀共御座候二付、支配取上申候、依之御届申上候間、此段大坂御奉行所江御達被下候様支度候、以上

これは明和四年(一七七七)十月二十六日、妙法院の坊官(今小路)が武家伝奏(広橋・姉小路)に提出した書付である。妙法院は大坂の貸付支配人である河内屋平助が「貸附方取計不埒之儀共御座候」と彼らの貸付支配に問題があったため、河内屋を罷免する旨を大坂の町奉行所に伝達してほしいと武家伝奏に願っている。このことから貸付支配人に対する妙法院側の監督は本拠の京都を越えて大坂でも行われていたのではないかと思われる。

また明和から天明期までの妙法院の貸付支配人の交替の面々をみると、不正・不埒を理由に支配人から取り放たれた貸付支配人は少なくない。これは貸付支配人に対する妙法院の管理監督はある程度有効に機能していたことを示すものであると思われる。またこれは次章で詳述する。

このように妙法院の名目金貸付は寺社外部の町人に委任された貸付であるが、それは全的な委任ではなく、そこには寺院側においても貸付支配を家来に任せ、それに対する監督も伴っていたと思われる。寺社はただ名目を町人に貸すだけで、実際の運用は町人の手によって行われたという解析は慎重であるべきであり、貸付についての寺社側の確かな思惑が働き、それに従わない貸付支配人は貸付支配から次々と排除されたと思われる。

## 小括

本章では宝暦・明和期の名目金貸付における寺社の触流請願とその許可の代価として幕府から求められてきた条件について具体的な検討を行なった。幕府は増加する寺社からの触流出願に対してその貸付活動に規制する条件を示すことになったのである。その背景には盛んになる寺社の貸付活動に便乗し安定した利益を狙う資金が寺社の名目金貸付に紛れ込むことについての幕府の警戒があった。幕府が名目金貸付の取立を支援しようとしたことは確かであるが、それと同時に増加する寺社の貸付活動について不信や懸念を抱いていた。これら幕府が掛けた条件の意味やその



影響がどのようなことであったのかは、名目金貸付の本質にかかわる重要な問題であると思われる。名目金貸付は寺社の借金取立を保護しようとした幕府の恩典として成立したことではあるが、示した条件で分かるように幕府はそれに全的に好意的な立場ではなかった。したがって、これら貸付をめぐって寺社と幕府との間に軋轢も生じることは予想し難くない。

また比較的早い時期から名目金貸付を行っていた京都妙法院を取り上げ、貸付支配人の選定過程、また寺院内部の家来と貸付支配人との関係を検討した。幕府に債権保護を受ける名目金貸付になることは、貸付における寺院外部の関与を招く結果を呼び出した。妙法院の大坂における貸付支配人の選定過程から明らかになったように、貸付支配人は妙法院と支配人との合意だけで選定されず、貸付支配所が置かれる地域の該当役所は、貸付支配人に対する町内の支障有無を糺す調査を実施していた。その過程から妙法院から選定されたにもかかわらず脱落される貸付支配人も生じ、貸付開始が遅延される事態も発生した。

かつ、妙法院側の内部ではその貸付金を専門的に担当する家来もあらわれ、寺院外部の貸付支配人に対する管理・監督が行われるようになった。名目金貸付は貸付支配人という外部人をその貸付に参加させたが、それが必ずしも貸付支配人の恣意的貸付を許す意味でもなかった。貸付支配人に対する監督を常に行われ、意に沿わない支配人を除外された。

かくして名目金貸付は、寺院、貸付支配人、そして幕府権力という異なる主体がその貸付に関与したうえで成り

立った複層的性格の貸付になったのである。

- 
- (1) 三浦俊明「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心として―(上)、『人文学報』三五(二)、関西学院大学、一九八五年)、七頁。
- (2) 三浦前掲論文、一四頁。
- (3) 寺尾宏二「大阪に於ける青蓮院名目金の貸付について」(『研究部報』第三輯、昭和高等商業学校、一九三四年)、一二二頁。
- (4) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し騒動―』吉川弘文館、一九八三年、一七頁。また三浦氏は、上記の本の第一編で文政十三年作成の「宮門跡方其外貸附金一件」をはじめ、「宮門跡貸附金」の史料を多く引用している。
- (5) 「京東山光雲寺祠堂金借付願之儀申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ一」、二〇～二四コマ)。
- (6) 「表2」は、明和・安永期の触流請願のみ纏められているが、全体的な状況については三浦俊明氏の研究を参考にして頂きたい(三浦前掲本、四五頁。宝暦期から文政期までの触流請願が整理されている。)

(7) 「青蓮院御門跡御修復金貸付御触流御願之儀申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ一」、六八〜七二コマ)。

(8) 伊藤俊一「青蓮院門跡の形成と坊政所」(『古文書研究』三五号、吉川弘文館、一九九一年)

(9) 「貸附雑記 弐卷」の明和元年九月の記事によると「上々様からの御遺金」とは、靈元天皇(寛文三〜貞享四年在位)、東山天皇(貞享四年〜宝永六年在位)、中御門天皇(宝永六年〜享保二〇年在位)、桜町天皇(享保二〇年〜延享四年在位)、桃園天皇(延享四年〜宝暦一二年在位)の遺金など天皇関係の金ならびに將軍家重の室の證明院の遺金など將軍関係の金であった。

(10) 「貸附雑記 弐卷」の明和元年六月二八日の条によると京都町奉行所の勘定方から拝借金として六〇〇両を二〇年賦にして下付されていたことが分かる(「一昨年宝暦十二年御灌頂之節、御拝借金六百両ニ而御座候、右者伝奏衆江被仰立、京都御所司代ニ而被仰渡、金子者町御奉行所御勘定方々請取申候、尤廿年賦之御願ニ付、去末年より右御勘定方へ相渡候」)。

(11) 「貸附雑記 弐卷」明和元年十二月十三日記事

(12) 「青蓮院御門跡御修理金貸付御触流之儀ニ付伺書」(国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ一」、七二〜七五コマ)。

(13) 「貸附雑記 貳卷」、明和元年十一月十二日条。また史料「貸附雑記」については、序章の註4を参照する。  
ハト。

(14) 「妙法院御門跡院家常住金剛院僧正御遺物金借付願之義ニ付申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸付金 上ノ一」、四三コマ。

(15) 「京靈源寺於京都大坂貸付金触流願之儀申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸付金 上ノ一」、四六〜四九コマ。

(16) 同右。

(17) 「佛光寺於京都・大坂貸付金触流被相願候儀申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸付金 上ノ一」、六〇〜六四コマ。

(18) 「京泉涌寺祠堂金貸附願之儀申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸付金 上ノ一」、三八〜四一コマ。

(19) 高柳真三、石井良助編『御触書宝曆集成』岩波書店(一九五八年)、三二九頁。

(20) 『東京市史稿 産業編二五』三五〇〜三五一頁。安永五年(一七七六)二月、前年からの在方御手当金貸付に二万両が増額される際、それについて老中松平武元が南町奉行牧野成賢に出した書付である。

(21) 先駆的な研究として寺尾宏二氏「大阪に於ける青蓮院名目金の貸附について」(『研究部報』第三輯、昭和高等商業学校、一九三四年)がある。

(22) 『妙法院日記 第十六卷』、七五〇七六頁。

(23) 同右、七五〇七六頁。

(24) 同右、九二〇九四頁。

(25) 同右、九五〇九六頁。またこれは明和三年三月七日の大坂町触でも確認できる『大阪市史』触二五七五号。

(26) 同右、五〇〇五一頁。

(27) 同右、五八〇五九頁。

(28) 同右、九〇頁。

(29) 同右、二〇五頁。

第二部 名目金貸付に対する幕府の認識

### 第三章 名目金貸付の掌握の試み

はじめに

前章では宝暦・明和期における寺社の触流請願の内容と、それを許可するに当たって幕府が示した付帯条件を検討した。幕府は保護を求めてきた寺社に様々な許可要件を示し、彼らの貸付活動に関与しようとする動きを見せはじめたのである。そればかりか、妙法院の大坂における貸付実施の過程から明らかになったように、その貸付支配人の選定においても町奉行所の調査が行われていた。要するに、幕府によって債権が保護される名目金貸付になることは、それと同時にその貸付について幕府からの干渉も受けることになったといえる。

本章は、こうした名目金貸付における幕府の動向についての考察である。名目金貸付に対する幕府の対応について従来の研究は、幕府が名目金貸付を如何に規制したのかというその規制の側面が強調されてきたが、名目金貸付に対する幕府の態度を単なる規制としてまとめることについての戸惑いも感じざるをえない。これを名目金貸付が許可された寺社の触流再請願という現象から考えてみたい。それに幕府が名目金貸付に対して出した最初の法令といえる安永四年令を取り上げ、法令の実施様相とその意味合いについて再検討する。このことによって成立期の名目金貸付に対する幕府の思惑を考察したい。

## 第一節 触流再出願に対する幕府の対応

奉行所など幕府の行政機構を通じて借主に返済厳守を促す触流は、名目金貸付が幕府の保護をうける特権的な貸付になる発端であった。まず史料から読み取れる触流の形態は、「祠堂金等之名目にて貸附之儀相願候得は、被相伺候上、借受候もの之名前・所付并金高書付等、其所之奉行所え差出置、右借受候者え無滞返納可致旨、奉行所より触流之儀被申達候も有之候」<sup>(1)</sup>と名目金貸付が行われる際、借主の名前や居所、彼らが借りた金額などを記入した書付が寺社側から管轄の奉行所へ提出され、これをもとに奉行所から借主宛に借金返済を厳守すべき旨の触れが流されるものであった。

そして幕府は触流を許可することと同時にその貸付活動に関するいくつかの条件を出したことは前章の触流請願の許可内容から検討した通りである。ここでは寺社奉行に提出された寺社の触流請願について次の二つの点を特記しておきたい。一つ目は、触流を許可された後に再度触流を請願している寺社がいること、二つ目は幕府がその触流再請願を許可しなかったこと、の二点である。一体これはなにを意味するのか。

〔表2〕から分かるように京都青蓮院の場合、明和元年（一七六四）寺社奉行に触流を請願しその許可を得ることになったが、その直後である明和二年（一七六五）と同四年（一七六七）に再び寺社奉行に触流を請願している。また大津



円満院は宝暦十二年（一七六二）と明和二年（一七六五）の二回、奈良円照寺は宝暦十三年（一七六三）と明和六年（一七六九）に再度触流を請願していることが注目される。既に触流の許可を得たにもかかわらず、また触流請願が出されていることはどういうことであろうか。

その再出願の際、出された請願の具体的な内容を見てみよう。下記は明和二年（一七六五）三月、青蓮院の家来（永原）が寺社奉行（酒井忠香）宛に提出した書付である。

〔史料一〕 「貸附雜記」 〔2〕

同三月十五日寺社奉行酒井飛驒守殿へ差出書付左之通

（明和二年）

（酒井忠香）

口上覚

一、御貸附之儀、御願之通先達而被仰出被進候ニ付、江戸表町一統ニ御触流被成進候様思召候処、二月廿日町御奉行所方借用之者とも八人被呼出、嚴重ニ被仰渡、各奉承知候、乍然右之者とも斗ニ而者出訴茂仕候哉と相心得、殊之外混乱仕、却而御難渋ニ相成候、仍之御府内外町々一同ニ御触流被成進候様ニ御願被成度思召、京都之儀者被相願候ニ付、別紙写之通町々在々等悉被相触候、何卒江戸表大坂表之儀も一統ニ御触流被成進候様、何分御願被成候、尤先達而御免被成進候儀ニ御座候得者、同様ニも御門室御為ニ相成候様、可取締被

成進候様、重々御頼被成度思召候

(明和二年)  
西二月

青蓮院宮御使

永原帯刀

上記からは前年の明和元年(一七六四)青蓮院の請願が許可された後、それがどのような形態で行われたのかを分る。ここで青蓮院が問題にしている江戸では、触流が許可された二ヶ月後の明和二年(一七六五)二月に江戸町奉行所が、青蓮院から金を借りていた八人の町人を役所に呼び出し、青蓮院に借金を返済するように命じている<sup>(3)</sup>。ここで、その時の触流は借主を役所に個別に呼び出して口頭で指示する形態で行われていたことが分かる。しかしながらこれは「江戸表町一統ニ御触流被成進候様思召」と当初青蓮院が期待していたものとは相当違っていた。青蓮院は町奉行所から江戸の町全体に知らせる形の触流を出願の時から期待していたのである。一方同時期京都で行われた触流は「別紙写之通町々在々等悉被相触候」と、期待した通りに町奉行所から在町全体を対象にする触流が行われていたと思われる。

このことから名目金貸付における触流は、その対象地域によってその形態も異なっていたと推測される。この原因

は、触流の具体的なあり方がその地域の担当役所に委任されていたため、その形態に差異が生じることになったと思われる。いずれにせよ江戸のように個別的・直接的な触流を青蓮院は好まず、再び寺社奉行に触流を出願することになったのである。青蓮院は「江戸表大坂表之儀も一統ニ御触流被成進候様」と、江戸・大坂における触流も京都のように町全体に触れを流す形にすることを請願した。言い換えれば、この明和二年（一七六五）の青蓮院の触流再出願は、触流というものを特定の借主に限定しない、より一般的なものとしてその範囲を拡大することであった。その狙いはどこにあったのであろうか。

この触流再出願の件について同年七月寺社奉行（酒井）は老中宛に次のように伺書を提出した。

〔史料二〕 「宮門跡貸附金」〔4〕

（前略）貸附金借請不申候者共江も、此以後借請候節心得ニも罷成、貸附之都合も宜相成候間、いまた借請不申もの江も、先達而借請候ものとも江御触流有之候通、此度一同御触流被仰出候様ニ奉願候、尤被仰出候通之貸附金高二而貸付仕候儀ニ御座候、先達而御触流之節、借請候もの共斗江御触流御座候而、当時借用不仕もの者、御触流之儀不奉存候間、此以後借請候ものとも心得ニも相成候付、当時貸付不申者江も一同御触流之儀奉願候段、

（青蓮院の家系）  
御使 永原帯刀申出候、依之奉伺候（後略）

ここで寺社奉行は今回の青蓮院の請願を許可したいとして、老中にその可否を伺っている。その理由として先年行われた触流は貸付を受けていた者のみを対象にしたため、該当者以外は触の趣旨を知らないこと、そこで触流が町全体を対象に実施されれば、人々にとって以後青蓮院のお金を借りる際の心得になると述べている。

しかしながら老中は「貸付金融流之儀、当時貸付不申もの江も一統相触候儀者難成候、且亦大和・近江両国江者重而ハ触流難相成候間、右両国之内江者貸付申間敷旨、可申達段被仰聞承知仕候」<sup>(5)</sup>と借主以外の人々までに触れを流すことは許可できないと請願を却下した。老中は、あくまでも金を借りている者のみを対象にするべきであると考えていたのである。更にこの老中の返答から興味深い部分は、青蓮院の最初の触流請願の際、触流の対象地域として許可された江戸・京・大坂・大和・近江の五ヶ国のうち、大和と近江の両国が触流対象地域から除外されていることである<sup>(6)</sup>。そしてこの国々での触流が行われなかったため、この地域での名目金貸付もできなくなる。このことから、当時の老中は触流と名目金貸付を関連付けて考えていたと推測できる。触流が行われない地域では貸付もできず、触流が許可された地域のみ貸付が可能ということは、幕府が触流許可の可否によって寺社の名目金貸付を統制しようとしたことを意味するものであろう。

しかしながらこのように触流再出願が却下されたにもかかわらず、青蓮院はまた二年後の明和四年（一七六七）九月、下記のような書付を寺社奉行（久世広明）宛に提出した。

〔史料三〕 「貸附雜記」 (7)

(明和四年)

同九月三日久世殿へ差出

(寺社奉行久世広明)

口上覚

一、青蓮院殿御祠堂金并御修理方持寄講銀、於京・大坂御貸付之儀、年来御出入仕候町人とも引請世話成上度之由相願候、右之者共町所書付可差出候間、右之方ニ而相對を以借請、証札之通無滞返納可致旨、町々御触流有之様、京・大坂御町奉行へ被仰遣候様被成御願候、右之趣何分宜被取計被遣候様、御頼之御事御座候、以上

亥八月  
(明和四年)

青蓮院宮御使

永原帶刀

青蓮院は京・大坂における貸付を出入りの町人へ委任したいと願っている。同時に当該町人の名前と住所を記した書付を町奉行所に提出するので、貸付証文の通りに返済すべき旨を該当役所から町々に触れを流してほしいと願っている。青蓮院が貸付の実務を町人に委任することを理由に「町々御触流」を請願していることは注目すべきである。つまり貸付支配人に委任することを契機に、前回却下された町全体を対象とする触流を再度要請していることである。

そして、このような請願の意図は幕府にも看破されたと思われる。同年十二月寺社奉行(久世広明)が老中(松平武元)に提出した伺書をみてみよう。

〔史料四〕「宮門跡貸附金」(8)

(前略) 御貸附金借請不申候者共江茂、此以後借請候節之心得ニ茂罷成、貸附之都合茂宜相成候間、いまた借請不申者江茂先達而借請候者共江御触流有之候通、一同御触流被仰出候様奉願候旨、去ル<sup>(明和二年)</sup>酉年御使永原帯刀申出候ニ付、<sup>(寺社奉行酒井忠彦)</sup>酒井飛驒守奉伺候処、貸附金触流之儀当時貸附不申者江茂一統相触候儀者難成候、且又大和・近江両国江者重而之触流難相成候間、右両国之内江者貸附申間敷旨、可申達段被仰聞、其段申渡候、右御貸附金借請候もの名前、奉行所江認出候儀ニ付、借用仕候者無之、差支候ニ付、金高書付差出候儀、御用捨御座候様被成度旨、去ル<sup>(明和三年)</sup>戌年御使隠岐大輔を以被仰入候付奉伺候処、御願之通二者難相成旨可申達段被仰聞、其段申渡候、然ル処御貸附金、京・大坂にて町人之内世話仕度旨相願候者御座候付、向後借請候者、右町人与相對を以借請、証文之通無遅滞返納仕候様、一同御触流御座候様被成度、御門跡御願被成候(後略)

上記の史料からは、明和元年(一七六四)最初の触流請願が許可された以来、寺社奉行宛に提出されてきた青蓮院の出願内容が窺える。まず一つ目は明和二年(一七六五)貸借の有無に関係なく全町を対象とする「一同御触流」を願った

触流再出願（「史料一」）であり、これは先に検討したように受理されなかった。その次は明和三年（一七六六）の願いで、触流許可の条件の一つであった借主の名前・貸付金額などを役所に報告する条件が貸付活動に支障をきたすと、その廃止を願うものであった。これに関する記録は寺社奉行の記録「宮門跡貸附金」には見当たらないが、青蓮院側の史料「貸附雑記」にその詳細が確認できるので後述する。

その次の請願は今回の明和四年の願いで、貸付支配人の任命をきっかけに町全体を対象とする触流を願うものであった。重要なことは寺社奉行が、提出された青蓮院の請願を前回却下された「一同御触流」と同趣旨の請願として把握していることである。この伺書に対する老中の回答は、「書面貸附金之儀、町人共江被任候儀者、御勝手次第二候、御触之儀者難相成」<sup>(9)</sup>と青蓮院の貸付を町人に任せることは勝手次第であると許可しているが、触流の対象を全町に拡大する件については許可しなかった。

では明和三年（一七六六）請願内容を青蓮院側の史料で確認してみよう。同年五月に青蓮院の家来（隠岐）は寺社奉行（久世広明）宛に次のように請願した。

〔史料五〕 「貸附雑記」 <sup>(10)</sup>

口上覚

青蓮院御門室へ従上々様方被進候金銀被貸付候処、滞銀多、一昨申年限月返済候様、御触流之事御願御座候処、

（明和元年）

御願之通京都・江戸・大坂等御奉行所へ被仰渡被進、御満足之御事ニ御座候、仍之京都町奉行所へ滞銀御取立之儀被願出候処、少々返済御座候二付、又々御貸付置、右利潤を以御遠忌等被執行度候処、借受候者町所・名前等書付、御奉行所へ可被差出之段被仰渡候趣、借用願候者共承及、御公辺江名前之出候事、甚恐入候二付、借請候者無御座、左候得者、元金を以御法事御執行候様ニ相成候得者、次第ニ致減少、後々難被相勤様ニ可相成敷与深歎思召候、仍之滞銀ものも御座候節者、可被願出候間、借請候者名前最初ニ御聞届之儀、御用捨御座候様願思召候（後略）

明和三年（一七六六）青蓮院は明和元年触流許可の代りに幕府が求めた条件の一つであった貸付事項の役所提出の廃止を求めている。青蓮院の金を借りようとする者にとって、お金を借りることで自分の名前や懐中事情が役所に知られてしまうことは是非避けたいことであつたと推測できる。すなわち借金をした事実が当事者以外の人々に知られてしまう名目金貸付の仕組みは、人々がそのお金を借りることを躊躇する状況を作り出したと思われる。かくして貸付を希望する人が少なくなることは、青蓮院の名目金貸付に大きな支障をきたすことを意味する。そこで青蓮院は貸付関連事項の役所報告という触流条件の廃止を求め、そうした報告は借金返済に延滞などの問題が生じ、幕府にその解決を求める場合に限定したいと願つたのである。貸付事項の役所報告を一括的なものから選択的なものに変更しようとしたこの請願は「史料四」から確認したように「御願之通二者難相成」と、結局許可されなかつた。



以上の触流再請願の内容から、青蓮院は明和元年（一七六四）触流が許可された後にもその触流の仕方と課された条件について納得できず、それを修正するため努力したことが明らかとなる。しかし幕府は一貫してそれらの修正要求を許さない態度を堅持していた。

これは青蓮院に限った話ではなかった。奈良円照寺も宝暦十三年（一七六三）触流請願許可後である明和六年（一七六九）再び寺社奉行宛に請願した。これらの請願内容を下記の明和六年の老中への寺社奉行伺文からみてみよう。

〔史料六ノ一〕 「宮門跡貸附金」<sup>（一）</sup>

（寺社奉行松平兼世）

（前略）御祠堂金貸附触流之儀、宝暦十三未年被仰立、松平和泉守様勤役中相伺候処、右貸附金利率金壹ケ年五歩之積り五ケ年季ニ相定、右年季之内毎年利金斗取立、五ケ年目ニ元利共取立候積りニ而、身上慥成もの江貸附、借請候者之名前・所附・金高書付、京・大坂町奉行所江被差出、尤定之元利取立相済、又々年季を定貸附之儀者可為御勝手次第候、且又右利金之外諸掛物等一切取立不申、貸附金高茂御願候五千五百両之外者、貸出無之様可致旨、圓照寺宮御使江可申渡候、尤右之趣を以貸附候名面之者共江斗、定之通返済可仕旨触流いたし候様、京・大坂町奉行江可申遣旨、御書付を以被仰聞、則御使乾内記江申渡、京・大坂町奉行江も触流之儀申遣候儀御座候（後略）<sup>（前カ）</sup>

まず、前年の宝暦十三年（一七六三）行われた請願について確認したい。この時、円照寺は触流許可に付随する貸付

期間や利率の規定、貸付金額上限、謝礼物の受取禁止、借主の名前・住所等の役所報告の条件を受け入れることになったと思われる。重要なのは、この時行われた触流は「貸附候名面之者共江斗、定之通返済可仕旨触流いたし候」と事前に町奉行所役に提出された借主のみを対象とする触流であったことである。そこで円照寺は今回次のように願い出たが、これは〔史料六〕の後略部に該当する。

〔史料六ノ二〕「宮門跡貸附金」(12)

(前略) 大坂ニ而貸附所相構候得共、最初ニ御祠堂金貸附ニ相成候段、御触流無御座候故、諸人貸附之儀存不申候  
ニ付、借受ニ参候もの無御座、尤纒斗者承伝借受ニ来候者御座候間、貸附申候処、年季長ク御座候ニ付、其間ニ  
者町人之儀ニ御座候得者、身上之浮沈有之、返済之年季ニ至相滞候者御座候而及損失候間、自今利足切月之儀者、  
以相對定申度御願思召候、且又貸附金ニ相成候段、諸人不存候而者貸附出来不仕、御願相済候無詮御難儀之御事  
ニ御座候付、何卒京都并大坂町中江御祠堂金貸附相成候間、望之者は貸附所江可罷越、利足切月致相對借請、尤  
大切之御金ニ候間、証文定之通可致返済旨、御触流被成進候様、偏御願思召候(後略)

円照寺はそのような借主に限定される触流方式に異議を申し立てている。大坂に貸付所を構えて貸付を行おうとしたが「御触流無御座候故、諸人貸附之儀存不申候ニ付」と借主のみを対象にする触流であったため、人々が円照寺貸

付の存在を知らず、貸付が順調ではないと訴えている。更に幕府が定めた五年という貸付期間は、借主が町人であると、そのあいだ破産などで借金返済に困難が予想されると期間の長さを訴え、貸付期間は借主との相対で自由に決めたいと願っている。

このように円照寺は触流再請願において触流対象の変更、貸付期間・利率の規制廃止を願っていた。特に触流を借主に限定したため、貸付が順調に行われまいという主張は、町全体を対象とする触流範囲の変更を要請した上述の青蓮院の触流再請願と同じ趣旨であると思われる。しかしながらこの円照寺の請願も青蓮院の時と同じく却下された(13)。似たような状況は明和六年(一七六九)円満院の触流再出願でも確認できる(14)。

触流という貸金取立てにおける幕府の保護を得たにもかかわらず、なぜ幕府に再び触流を出願することになったのか。以上の検討から、触流は単に借主に借金返済を督促することだけではなく、その付加的な影響も明確に認識されることになったと思われる。寺社がまず訴えたのは触流が持つ宣伝効果であった。借金返済を督促するには、借主限定の触流であっても問題がないはずである。しかし町全体へその貸付に関する触れが流されると、関係ない人々にも自然に貸付の存在を知らせることになる。活発な貸付を行ってさらなる利潤獲得を目論む貸し手にとって、宣伝として触流の対象をより拡大させようとしたことは当然な動きと思われる。

しかしながら、こうした表面的理由以外に触流再出願の背景には、貸付事項を役所へ提出することに対する当事者の忌避が強く作用されていたのではないかと思われる。上述した明和六年(一七六九)円照寺の触流再請願に対して老

中宛に出された寺社奉行伺書からは、「(明和元年)同申年右貸附之儀、年季を被定、且借受候もの之名前御届被成候様相成候得者、自然与御寺納茂少分二而、御手当等茂難行届可有之与思召候」(15)という部分で、貸付期間が制限され、また借主関連事項が役所に報告されることになるという懸念が読み取れる。この明和元年(一七六四)は触流請願が最初許可された宝暦十三年(一七六三)の翌年であり、円照寺は触流許可の条件であった貸付事項の役所報告に対して当初から不満を持っていたと思われる。したがって、触流を借主に限定しない町全体を対象にすることに变えることで、借主関連事項を役所に報告する必要をなくすことが、触流再出願に隠された意図ではなからうか。

正確な理由は不明であるが、当時の人々は自分の借金事情が他へ知られることを忌避していたと思われる。やや後の時期であるが、寛政三年(一七九一)七分積金の江戸町会所が設置された際、その貸付仕法は町会所に詰めていた勘定所御用達ならびに手代が貸付けることであったが、実際その積金の半分は勘定所御用達に預けられ、彼らの私宅で貸付することであった。竹内誠によると「町会所一件書留」のなか「身元宜町人共は、仮令、家質借受度存候而も外聞等に拘」るので、「町会所江は不願出、御用達共江申込、相对を以て、不目立様借受」ける傾向が強かったとされる<sup>(16)</sup>。つまり、お金を借りようとしても、町会所からお金を借りることは「外聞」にかかわるものなので、町会所ではなく、勘定所御用達の自宅を外へ目立たないようにお金を相対で借りていたのである。

また青蓮院名目金貸付における触流の記事をみると、明和七年(一七七〇)九月江戸町奉行所が青蓮院宛に江戸で

の触流を行うため当時の借主の名前を提出するように命じたが、それについて青蓮院は「名前書出候事ハ御用所大キニ差支、又書出シ不申候而者、御触出かたく」(17)と借主の名前を町奉行所へ提出することに消極的であったが、奉行所にそれを提出しなければ触流が出来なくなると悩んでいた。その結論は借主との相談がよく済んだので「仍之江戸町人貸付之分名前を以御触被成下候儀者、御除可被下候様奉願候」(18)今回江戸での触流は行われなくても大丈夫なので、触流から借主の町人の名前を除けてくださることを町奉行所に申し入れ、借主の名前を役所へ提出しないことにした。これは役所への報告を避ける為、触流という特権を自ら放棄したとも解釈できる。寺社にとっては借金督促より、時には貸付事項の役所報告から生じる問題がもっと厄介なものとして思われたのではないだろうか。

以上検討したように、円滑な取立てのために幕府の力を利用しようとしたのが寺社の触流請願であるが、その許可と引き換えに幕府から求められた条件は、逆説的に貸付活動自体を萎縮させる危険性を潜んでいた。この矛盾を解消するため寺社は触流を借主に限定しない、より一般的な貸付としてその範囲を拡大しようとしたことが、即ち触流の再出願としてあらわれたのではないかと思われる。これは貸付事項の役所報告の必要性をなくすための努力であった。

しかしながら幕府はこうした努力に応じなかった。その理由の一つとして名目金貸付における差加金の存在があったと思われる。差加金とは、名目金貸付に与えられた幕府の債権保護を狙って、寺社外部から投資された資金である。幕府はこれらの外部資金が名目金貸付に便乗することを防ぐため、名目金の代官取扱、訴訟優先権の廃止など様々な方策を講じていたと先行研究で指摘されてきたが(19)、触流許可の代りに幕府が提示した貸付事項の役所報告とい

う条件も、まさにこの差加金を防止するための策であったと思われる。触流に対する最初幕府の条件が確認できる宝暦八年（一七五八）泉涌寺の触流請願に際して老中からの寺社奉行宛に出した書付をみると名目金貸付における差加金の存在を幕府が見抜いていた。幕府は触流請願を許可するが、その代わりに泉涌寺が借主をはじめとする貸付事項を京都町奉行所へ報告することを貸付金上限の規定と同時に提示した。このように最優先的にもうけられた貸付の役所報告という条件は、譲ることができない重要な条件であったと思われる。だから幕府は貸付の役所報告の無用を狙う触流再請願を受け入れようとしなかったと推測できる。

## 第二節 公金貸付化案の浮上と修正

幕府が名目金貸付に対して発した最初の法令である安永四年令は、名目金貸付がその訴訟における有利な取扱いをうけたことに起因した弊害をなくすため講じられた名目金貸付の規制策としての側面が評価されてきた。また安永四年令の發布をもって寺社の名目金貸付が制度化されるにいたったとみなされる<sup>(20)</sup>

安永四年令の要は、既存の触流を廃止し、貸し手と借り手との相対の名目金貸付を禁じ、貸付元金を幕府に預け、奉行所や代官が代りにその貸付を行うことである。しかしその以降でも依然として行われていた相対の名目金貸付が存在したため、その法令には不適用の例もあるということが安永四年令に関する大体の理解であろう。

本節では、この安永四年令を前節で検討した触流再請願に対する幕府の態度の延長線のうえにあるものとして捉え、そこから読み取れる名目金貸付に対する幕府の認識を明らかにする。安永四年令は、安永四年（一七七五）六月、老中から寺社奉行宛に出された達しであるが、まずその内容を再確認したい。

〔史料七〕 『御触書天明集成』（21）

寺社奉行え

惣て門跡方其外寺院等、御寄附金又は自分貯金を貸附ニ致し置、堂舎修復再建等手当ニ致し候由を以、祠堂金等之名目ニて貸附之儀相願候得は、被相伺候上、借受候もの之名前所付并金高書付等、其所之奉行所え差出置、右借受候者え無滞返納可致旨、奉行所より触流之儀被申達候も有之候處、右は奉行所より返濟方之触流迄ニ候得は、自分金貸附等も難相知に付、以来は寺社貸付金返濟方触流之儀願出候共、難相成候間、被得其意、実々堂舎修復等之手当ニ致し候譯立、難捨置筋ニ候ハヽ、相願候金高不残、公儀え為差出、其所之奉行所又ハ御代官より、利足并年限を定、在町え貸附、其寺社入用之節願出候ハヽ、取立相渡候積ニ候間、貸附金相願候門跡方其外寺院等有之候ハヽ、右之趣を以其節可被相伺候、

六月

ここで説明されている名目金貸付における既存の仕組は、寺社が名目金貸付を行いたい旨を幕府(寺社奉行)に願出、それが許可されると、借主の名前や住所、貸付金額などを記した書付を貸付地域管轄の奉行所に提出し、その提出された書付をもとに役所から借主宛に証文の通りに返済すべき旨の触が流されることであった。ここで問題になっていたのは、貸主の報告をもとに触流が行われる既存の仕組では、役所に報告された名目金貸付と「自分金貸付」、つまり報告されていない所持金の貸付との判別ができなかった。何故なら名目金貸付は、該当寺社などの貸主から役所への報告のみで成り立ったものであったため、それが名目金貸付であるのかどうか、幕府が峻別することが極めて困難といわざるをえなかった。ここには恐らく他の金銀も幕府の保護をうける名目金であるように装うことについての幕府側の懸念が存在したと思われる。

老中は以降寺社からの触流請願を受け入れないことにし、貸主からの報告に基づいて行われてきた触流を全面的に廃止することにした。また堂舎修復を目的とする貸付が必要であれば、その資金を幕府へ差し出し、奉行所・代官所が貸付の利率や期間などを定めて直接に在町へ貸し付けることとし、寺社に修復が必要となった時は、役所が取り立てて当該寺社に金を渡すことであった。貸付を希望する寺院などがあれば、この旨をもって対応することを寺社奉行に指示している。

このことは貸付から取立てまでの全過程を幕府が直接行うこと、つまり幕府が寺社の名目金貸付を完全に掌握するようになることを意味する。それまで幕府は触流を願い出てきた寺社に対して条件付きで許可し、借金の取立を助



けるほどの役割にとどまっていたことを考えると、この安永四年令は、名目金貸付を幕府が行う公金貸付と一体化させるという大改革ともいえる。

しかしながら名目金貸付を公儀による貸付にするこの安永四年令について、その以降の時期でも新たな相対の名目金貸付を許可されたことが確認されるので、安永四年令が直ちに実行されたわけでもないことが推測できる。これについては一先ず安永四年令が出された時の様相を見なければならぬ。

後の時期になるが、天明八年（一七八八）行われた大坂における名目金貸付に関する議論の中から、この安永四年令の実施について下記のように言及されている。

〔史料八〕 『御仕置例類集』 (22)

（前略） 安永四年末年、門跡方其外寺社等貸附金之儀、寺社奉行え被仰渡有之、同年土井大炊頭所司代之節、（土井和忠） 宮方門跡方寺社等名目祠堂金銀、以後紛敷貸附方無之様取締方之儀、（山村良愷） 山村信濃守京都町奉行勤役中、申上候書面を以大炊頭より相伺候趣、御勘定所え被成御下、猶信濃守え掛合評議仕申上、撰家宮方堂上方貸附も門跡方寺社等同様取計方之儀可被仰渡処、一体京都は撰家宮方堂上方貸附多、於彼地町奉行所貸附二相成候得は、たしか成家質引当等取不申候ては、難貸附候付、貸先家質等調兼、却て通用差支候筋も可有之趣、信濃守より申越、一同改候てハ向々何故と申儀も不存、騒立候儀も可有之哉に付、不被及御沙汰、其節迄貸附有之分ハ、貸附銀高町奉行

所にて調置、是迄之通取計、以来貸附之分、伝奏衆より所司代え達有之、無抛訳にて御聞濟候ハ、所司代より町奉行え被仰渡、貸附先返濟方等取扱は、直相對を以濟候上、町奉行え銀高借主名前等被届置、返濟滞候節は被申立、右届無之分は取立不申様、町奉行え可申渡（後略）

勘定吟味役によると、当時安永四年令に対する反応は予想外のもので、これに反対する声は他でもなく、幕府内  
部から提起された。上記では老中から寺社奉行へ出された安永四年令について、当時京都町奉行の山村良旺（以下、  
山村）から官方・門跡方・寺社などの名目金貸付における取締り方法に関する書面が所司代を通じて老中に提出され  
たこと、またそれについて勘定所と京都町奉行の間で評議が行われることになったことが確認できる。勘定所が山村  
に対して、撰家・官方・堂上方の貸付も門跡方・寺社と同様に取り計らうべきであると意見を述べていることから、  
恐らく山村が老中に提出した書面は出された安永四年令の一括的な適用に反対する内容であったと推測できる。山村  
によると、京都には撰家・官方などの貸付が多いため、このすべてが安永四年令の通りに町奉行所管轄の貸付、つま  
り借主から確かな担保を取らなければならない貸付になると、それに手間がかかり、却って貸付に支障をきたす恐れ  
があると安永四年令の実行に難色を示した。

この山村は二年前の安永二年（一七七三）七月京都西町奉行に任じられたもので、彼は朝廷役人の金銭不正（安永  
二年・三年の口向役人不正事件、いわゆる安永の御所騒動<sup>(23)</sup>）を摘発し処罰したことなどから、京都における金

―特に朝廷廻り―の事情に関する情報を持っていた人物であったと推測できる。安永四年令の実施に対する彼の反対は、このような実情を踏まえた上での、実務者としての意見であったと思われる。

結局、京都における安永四年令は「不被及御沙汰」と名目金貸付の改革案は棚上げになり、既存の貸付分は町奉行所でその貸付金額などの調査のうえ、これまでの通りに取りはからうことにし、その以降の貸付についてもその妥当性について所司代が検討を行い、許可されれば相対で貸し付けるようになった。もちろんその場合、貸付金額や借主名前などを町奉行所に報告することが決められ、未報告の貸付については役所ではその借金取立てに関与しないことにした。少なくとも京都における名目金貸付は安永四年令の対象外になったと思われる。これは当時名目金貸付を行っていた京都の宮門跡寺院である青蓮院に届いた伝奏触からも確認できる。

〔史料九〕 「貸附雜記」 (24)

同四年

十二月廿九日伝奏衆方触書如左

撰家方宮方門跡方堂上方貸付金銀、当時貸付有之分者是迄之通ニ取計、此已後被貸付候金銀之分、拙者へ達有之候様、御取計可有之候、無扨訳ニ而貸付無之候而者難相成筋ニ候ハ、其旨拙者方町奉行共江可申渡候、貸付銀高借主名前等、先々方町奉行所へ届置候様可被仰達候、尤届無之分者返済滞候共、於町奉行所取立方不申

付筈之旨、兼而向々江可被仰達置候事

安永四年（一七七五）十二月二十九日届いたこの触書では、摂家・宮方・門跡方・堂上方の既存貸付分については今までのように取計らうこと、また以降の貸付についてはその妥当性を所司代が吟味し、許可される場合、貸主と借主との相対で貸付をすること、その際には必ず町奉行所に貸付金額・借主名前などを届け出ること、未提出の貸付については借金延滞などの問題が生じてもその件を奉行所では取り上げないことなど、その内容は〔史料八〕で確認した通りである。

触流を廃止し、相対の名目金貸付を禁じ、幕府役所が代理でその貸付を直接行うという安永四年令は、それが出された時から半年も経たないうち修正された。名目金貸付を掌握しようとした幕府の試みが、その実施を担うことになる町奉行の反対で挫折されたことは興味深い。もちろん、この安永四年令が京都以外の地域ではその通りに行われた可能性を排除できないが、朝廷があり、また有力寺社が多い地域的特性上、名目金貸付が非常に活発に行われた京都で安永四年令が実行されなかったことは重要な意味を持つものである。また恐らく大坂でも安永四年六月の達しはその通りに実施されなかったと推測できる<sup>(25)</sup>。

安永四年令について、その以後も依然として相対の名目金貸付が行われていたことは、同令の例外ではなく、検討したようにその最初の段階から修正された法令であることによるものであろう。

しかしながら、安永四年令が余儀なく修正される過程から重要な変化が目に残る。この時、触流は基本的に撤廃されたが、触流許可の一条件に過ぎなかった貸付事項の役所報告が借金取立の重要な前提として確立され、貸付報告に対する幕府の強制力は一層強化されることになったのである。貸し手からの報告によって幕府は当時の名目金貸付の全体的な規模や運用状況のある程度把握できるようになったことは重要である。

これに関連して寛政二年（一七九〇）四月晦日、京都で行われた名目金貸付に関する調査をみたい。これは前年の天明八年（一七八八）正月に発生した京都大火の際、京都町奉行所に保管されていた名目金貸付関連報告が焼失したため、これを理由に町奉行が当時京都で名目金貸付を行っていたものに対して貸付関連書類の再提出を命じたことである。

その内容は「一、當御門室御貸附ニ相成候金銀何金ニ候哉、尤金銀之高相極有之候哉之儀、一、右御貸附金銀相滞候節、御役所江被仰立候最初之訳、一、當時御貸附之先々并滞口等御役所江被仰立候口之名前之事」<sup>(26)</sup>と、貸付資金の性格とその貸付金額の上限有無、延滞時に町奉行所に取立を要請するようになった経緯、現時点での貸付先一覧、奉行所に取立を要請している滞納者の名簿など、京都における名目金貸付の全般的な状況が確認できるものであった。

このように当時京都では名目金貸付に関する書付が奉行所に提出・保管され、また非常時に奉行所がその書付の再提出を各貸主に命じることができたのは、京都における名目金貸付の町奉行所への報告の仕組みが確立されていたことの証であろう。つまり、少なくとも安永四年令は、それをきっかけに名目金貸付の役所報告を義務付けたという意味で重要である。

この調査では四八ヶ所の宮門跡方・堂上方・寺社から、名目金貸付に関する書付が提出されていたが、その一例を見ると以下の通りである。

〔史料一〇〕 「祠部職掌雜纂 宮門跡方貸附金一件」 (27)

一、御貸附二相成候金銀之儀、御門室御納戸銀二御座候、

但、右御納戸銀御貸附之儀者、前々より御例二御座候処、安永四未年十二月御触之趣二付、同十五年五月御例

之趣を以、傳奏方迄被仰立候処、同月十九日久世出雲守殿より御承知之段、傳奏方より御申達御座候事、右之

通相濟候二付、同月廿五日東西御役所江、御使者御口状書を以御届被仰入置候、依之其後京都町家之もの江

少々宛御貸附銀被成候得共、追々致返上相滞候口々當時無御座候、尤右御貸出の節々貸先名前・銀高等之儀も

御届被仰入置候処、一昨申年春京火災之節、當方御里坊も御焼失、其砌右書物共悉焼失申候二付、委細之儀難

相知御座候、

一、久世出雲守殿より御承知候段、傳奏衆より御達之書付并東西御役所江御差出之御口書、右之書者御本坊二相残

御座候二付、則此度別紙写書被差出候、

右之通、此節京町家江御納戸銀御貸附之口并相滞候口々無御座候、猶又此後御貸附被成候ハ、其節御届可被仰入候、依之右之段以御使者被仰入候以上、

（戊カ）  
戊五月

三寶院御門主御使

飯田備後介（後略）

京都の門跡寺院である三寶院は元々納戸銀を貸し付けしていたが、安永一〇年（一七八一）五月武家伝奏へ安永四年十二月の触に基づいて願った結果、同月十九日所司代（久世広明）の承認を得て、同月二十五日に京都の東・西町役所に貸付に関する口状書を差し出した。これによって京都の町における名目金貸付を行うことになったのである。その際、「御貸出の節々貸先名前・銀高等之儀も御届被仰入置候」と、貸付が行われる度毎に貸先の名前と貸付金額を町奉行所に提出したのである。ここで安永四年十二月の触というのは、恐らく「史料九」の安永四年十二月京都青蓮院に届けられた伝奏触れと同じ内容であったと思われる。その内容は、以降名目金貸付については、その妥当性を所司代が吟味し、許可される場合、貸主と借主との相対で貸付をすること、その際には必ず町奉行所に貸付金額・借主名前などを届け出ることであったが、三寶院はまさにこれに基づいて、所司代における名目金貸付請願の吟味を受け、許可された後に貸付に関する書類を京都町奉行所に提出していた。このように安永四年を起点に、京都で新たに名目金貸付を行おうとする場合は所司代の許可が必要になり、またその貸付関連の書付が町奉行所に提出される、いわば名目金貸付の役所報告という仕組みが定着することになったと思われる。また三寶院の使者が町奉行所に提出し

た口上覚には「此以後御貸先名前并銀高共御届可被成候間、万一相滞候儀も有之候節ハ、御取立之儀、御家来を以可被仰入候間、猶其節宜敷御取計之儀、御頼被仰入候」<sup>(28)</sup>と書かれており、貸付の役所報告が借金取立のための重要な前提という認識が確立されていたことが明らかになる<sup>(29)</sup>。

## 小括

本章では名目金貸付を許可された寺社の触流再出願、また名目金貸付に対する最初の法令である安永四年令を検討し、名目金貸付の成立期における幕府の態度について考察した。

まず寺社の触流再出願は、許可された触流の形態に修正を求めることがその意図であった。それは触流許可と引き換えに幕府から提示された条件が、逆に貸付には不利にはたらくためであった。とりわけ、借主の名前など貸付事項を役所へ報告するという条件は、当時の人々が忌避するものであったため、貸付活動自体を妨げる恐れがあった。そこで寺社は、貸付の役所報告を奉行所に借金取立における幕府の援助を求める時に限定するか、もしくは役所報告自体を不要にするため、触流を借主に限定しないより一般的なものとしてその仕組みを替えようとする動きを見せた。これは貸付利率と期間の自由化要求と同様に<sup>(30)</sup>、自分にとって有利な貸付を順調に行うための働きであったと思われる。このことが触流の許可を得た寺社が再出願する背景にあったと思われる。



以上のことから、幕府が触流を通じて名目金貸付の債権にある程度の保護を与えたことは確かであるが、さりとてこれは寺社の自由な貸付活動を幕府が保証したということではない。幕府は寺社からの触流条件の修正要求を受け入れようとしなかった。恐らくそこには名目金貸付の運用やその存在形態について幕府が想定していたある種の理想型が既に存在したためではないかと思われる。したがって幕府はそうした枠組みから脱け出そうとする動きを許容できなかつたのである。触流再請願をめぐって、こうして寺社と幕府との思惑がぶつかっていたと思われる。

また、その後に出された安永四年令は、まさにこうした動きの延長線のうえで出された法令として理解できる。当初幕府は寺社の名目金貸付を直接運用することを目論んだ。この時期、名目金貸付を幕府が直接運用するという構想が浮上したのは注目すべきことである。もちろん以前にも宗法や手不足を理由に幕府にその貸付を委託した寺社が存在したが、それはあくまで一部の、しかも寺社からの自発的な要請に対する幕府の容認に過ぎなかった。しかし安永四年（一七七五）にいたって、幕府は寺社の名目金貸付により積極的に関与しようとする動きを見せはじめたのである。

しかしながら公金貸付への一本化案でもあった安永四年令は、京都町奉行の反対で最初から余儀なく修正されることになった。安永四年令として知られている『御触書天明集成』に載せられている安永四年六月の達しは、少なくとも京都ではその通りに実行されず、検討した通りに同年十二月の達しが実際の安永四年令であったと思われる。ここで当初目指した名目金貸付の公金貸付化案は放棄されたが、これを起点に名目金貸付における役所報告が基本前提

として確立されることになった。触流再請願という形で、尤も修正を求められていた貸付事項の役所報告という触流許可の一条件が、触流の廃止にもかかわらず、ここに至って名目金貸付の借金取立における必須の要件になったことである。

つまり、触流という返済督促における幕府の助力を願い出た寺社に対して幕府が課した一条件であった貸付の役所報告は、安永四年の段階に至って触流廃止にもかかわらず堅持された。事前に役所へ報告してない貸付はその取立を援助できないと、貸付事項の役所報告が借金取立の大前提となった。このことから、幕府は債権保護を口実に、貸付の役所報告を義務づけ、名目金貸付を自ら把握できる仕組みを作り出すことに成功したと評価できる。名目金貸付に対する幕府の態度はそれをただ保護、もしくは規制するものではなく、その全貌を把握しようとする幕府の思惑を次第に含むようになった。

(1) 高柳真三、石井良助編『御触書天明集成』六二四頁、一二二五四号。これは次節で検討する安永四年令の中における触流の説明である。

(2) 「貸附雑記 式卷」、明和二年三月十五日条。

(3) 同右、明和元年十二月十五日条。この町奉行所への借主報告内容から当時呼出された者は、日本橋一丁目の近江屋三右衛門(借金一五〇両)、通四丁目の駿河屋喜平治(借金九九五〇両)、尾張丁式丁目の刀屋幸助(借金一〇〇両)、西久保新下屋丁の土屋七郎右衛門(借金一五〇両)、通竹川町の浪人石河久米之助(借金七〇〇両)、神田橋大工町の加賀屋久四郎(借金二〇〇両)、小石川菊坂の大西権兵衛(借金二〇〇両)、新橋汐留の今津屋半右衛門(借金一〇〇両)の八人であることが確認できる。

(4) 「青蓮院御門跡御修理金貸付御触流御願之儀ニ付申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸附金 上ノ一」、八四〇八八コマ。

(5) 同右の後筆部分。

(6) その理由について現時点では推測の域を出ないが、これらの大和、近江の地域は、江戸、京都、大坂という幕府管轄地とは異なり、御領と私領が混在しているという地域的な特性に配慮した結果ではないかと推測される。一般的に大和と近江は、丹波と山城とともに京都町奉行所の管轄地域であるが、あえて幕府の直轄都市ではない大和と近江だけが触流対象地域から除外されているのは面白い。これらの問題は、幕府権力と地域との関係に絡む問題ではないかと思われる。

- (7) 「貸附雜記 弐卷」、明和四年九月三日条。
- (8) 「青連院御門跡御修理金貸附之儀永原帯刀申出候趣申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸附金」、九八〜一〇三コマ)。
- (9) 同右の後筆部分。
- (10) 「貸附雜記」弐卷、明和三年五月十八日条。
- (11) 「圓照寺宮貸附金限月并触流之儀二付御願之趣申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸附金 上ノ一」、一〇三〜一一一コマ)。
- (12) 同右、一〇四コマ。
- (13) 同右、一〇三コマ
- (14) 「円満院御門跡御貸附銀御触流之儀被仰入候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門跡貸附金 上ノ一」、一一二〜一一五コマ)。
- (15) 「圓照寺宮貸附金限月并触流之儀二付御願之趣申上候書付」(国立国会図書館デジタルコレクション)「宮門

跡貸附金 上ノ一、一〇八コマ。

(16) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』近世下、東京大学出版会、一九六五年)、二〇一頁。

(17) 「貸附雑記 弑卷」、明和七年九月六日条。

(18) 同右。

(19) 堀江保蔵「徳川時代の寺社名目金」(『経済論叢』二十七卷六号、一九二八年)一〇八〜一一二頁。

(20) 三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し運動―』吉川弘文館、一九八三年、六六頁。

(21) 高柳真三、石井良助編『御触書天明集成』岩波書店、一九五八年、六二四頁。

(22) 「官方并寺院貸附金之儀ニ付評議」 石井良助編『御仕置例類集 古類集』一卷、名著出版、一九七一年、一九七頁。

(23) 安永二年十月、京都町奉行所で禁裏の勘定所である口向役人を調査し、三十名ほどが解任された事件である(詳細は佐藤雄介『近世の朝廷財政と江戸幕府』東京大学出版会(二〇一六)を参照のこと)。ちなみに山村は安永二年

から七年まで京都西町奉行として勤役し、その後は勘定奉行へ転じ、天明四年には江戸町奉行として勤めた（『徳川幕臣人名辞典』参照）。

（24）「貸附雑記 二巻」、安永四年十二月二十九日付。

（25）恐らく大坂でも安永四年六月の達しはその通りに実施されなかったと思われる。「史料八」の「官方并寺院

貸附金之儀ニ付評議」天明八年の議論のなか、「安永四未年貸附銀之儀触流相止、願金高公儀江為差出、奉行所御代

官所貸附ニ成候積り寺社奉行江被仰渡候段、御下知有之候ニ付、官方并寺院之貸附銀者是迄仕来候通取計候心得ニ候

段、（大坂東町奉行室賀正之）京極伊予守（大坂西町奉行京極南正）寺社奉行江及懸合候」した処 「其後返書も差越不申、今以前書之通取計来候」と、

大坂町奉行は既存の名目金貸付については、今までのように取り計いたいと寺社奉行に願って、それに対する寺社奉

行からの答えが来なかったから、伺った通り処理してきたようである。それについて天明八年評定所一座では「寺社

奉行先役之留帳ニ右御下知之趣者有之候得共、大坂町奉行方之懸合等一向相見不申候」と、その時の寺社奉行の記

録を調べたが、安永四年六月の達しは書き留められているが、大坂町奉行からの掛け合いの記録は確認できないと朱書に書いている。

(26) 橋本久、牧田勲、山田勉翻刻「祠部職掌雜纂 宮門跡方貸附金一件」『大阪經濟法科大学法学論集』五一(二〇〇一年)。 解題によるとこれは天明八年京都大火による記録焼失を前提に、各宮門跡方・堂上方・寺院などの貸付記録が京都町奉行所に提出され、これら纏められた書類が、当時の京都町奉行の井上美濃守・菅沼下野守から勘定吟味役・京都御用掛の村垣左大夫へ伝達されたと朱書から推測される。

(27) 同右、一八一〜一八二頁。

(28) 同右、一八二頁。

(29) この他、文化六年(一八〇九)京都所司代から寺社奉行への伺文の中には「宮方門跡方其外貸附之儀ニ付、安永四年十二月土井大炊頭所司代勤役中当地町奉行共江申渡候儀有之候付、町奉行支配国之内ニ而茂最初届無之貸附之分者、滞之儀被申立候而茂、取立之儀不申付儀ニ候」(三浦前掲書、六三頁)と、貸付の役所報告が借金取立のための重要な前提として確立されたことは安永四年十二月の時であることが確認できる。

(30) 「宮門跡貸附金」をみると、明和六年(一七六九)圓照寺、寛政三年(一七九一)妙法院が名目金貸付の利子上ゲの請願をしている。

#### 第四章 名目金貸付における訴訟優先処理権の撤廃

##### はじめに

天明八年（一七八八）を以て廃止された大坂における名目金出入優先の慣習法は幕府が名目金貸付に対して打ち出した各種の規制策の一つとして一般的に評価される。しかしながら、ここではその裏に名目金貸付に対する幕閣で長い議論があり、その議論のあげく出された結論であることに注意を払いたい。この詳細な内容は案外取り上げられてこなかったため<sup>(1)</sup>、本章ではできる限りこの議論の具体的な内容を分析することで、名目金貸付が当時の社会でどのように働いていたのか、また幕閣はこの名目金貸付にどのように接していたのか、という名目金貸付に対する幕府の認識について更なる検討を行う。

##### 第一節 名目金出入優先の慣習法



この天明八年（一七八八）十月の議論は、幕府の評定所一座の評議記録として旧幕引続書の「御仕置例類集」に収録されている<sup>(2)</sup>。内容は、大坂町奉行が老中宛に提出した伺書、またそれに対する勘定吟味役の意見、最終的に評定所一座（町奉行、寺社奉行、勘定奉行、老中一名）で行われた評議という部分で構成され、この幕閣首脳会議から当時の名目金貸付に対する彼らの認識をうかがえる。史料の長さがあるため、以下では内容を適宜切り取って分析を行う。まず天明八年七月大坂町奉行（小田切直年・松平貴弘）から提出された老中宛の伺書の内容を見てみよう。

〔史料一ノ一〕 「御仕置例類集」<sup>(3)</sup>

（前略）大坂表金銀出入双方対決申付候上、銀高二応し日切濟方申付、不相濟候得者、三十日之間相手之もの手鎖押込等申付、其上ニも不相濟候得者、身代限願人江為相渡、相濟方申付候ものを相手取、又々外ニ願出候もの有之候得者、先訴濟次第願出候様申渡、追々願人有之候得者、日順ニ而先訴濟次第、追々濟方申付候仕来ニ候処、妙法院宮御抱大仏殿修復料銀・青蓮院宮祠堂銀・円満院宮物成払代銀・同兼帯所宇治平等院寄附講銀并常住金剛院御遺物金・京都光雲寺・泉涌寺・靈源寺祠堂銀・高野山大徳院御修復料銀、大坂表町人江貸附之儀、右宮方并寺院方江戸表ニおゐて願有之、御聞届相濟、宝曆年中以來聞届之度々触書等差出、返濟滞濟方之儀、貸附支配人方願出候得者、縦先訴有之候とも、通例町人同士之出入先訴者引上、宮方寺院之貸附銀之取計、濟方申付来、（朱書省略）、尤御用日ニ不拘、願出候得者、相手方翌日呼出濟方申付、於御役所格別之取扱ニ候（後略）

まず当時大坂における金公事の仕法が確認できる。大坂における金公事の仕法は、町奉行所へ訴訟が提起されると貸主と借主の双方を対決させ、上申した金額に応じて役所から日切の済方を申し渡す方式であった。もしこの申し渡された期間内に借金返済が行われなかった場合、借主に三〇日の手鎖が命じられ、それにしても返済が行われなかった場合には押込、最終的には身代限の処分が出され、借主の全財産が貸主へ引き渡されることになっていた。ここで重要点は複数の訴訟が提起される場合、先に役所へ提起された訴訟から順番的に処理されることになる一方、後から提起された訴訟はこれら先訴が済んだのちに再度訴え出ると訴訟中止となる点である。つまり、役所へ訴え出た順番通りに処理されることが大坂における金公事の仕法であった。これがいわゆる先訴後訴の仕方である<sup>(4)</sup>。

しかしこの仕法には例外があり、妙法院宮、青蓮院宮、円満院宮、光雲寺、泉涌寺、靈源寺など幕府の許可を得た特定の名目を持つこれら寺院の名目金貸付は特別に取り扱われた。もし、これらの貸金の返済が遅滞され、その貸付支配人が大坂町奉行所に訴え出た場合、既に審理中の訴訟があっても引き上げられ、名目金貸付の関連訴訟が優先的に処理されることになった。たとえ名目金貸付の訴訟が後から提起された後訴であっても、審理中の先訴より優先的に処理されることが認められたのである。また名目金貸付は大坂町奉行所では金公事の審理する期日に構いなく、いつでも訴え出たらその翌日に訴えられた相手を奉行所へ呼び出して素早く処理されることになっていた。

「史料一ノ一」で省略した朱書によると、こうした訴訟における名目金出入優先が確立されたのは明和期頃として

推定されている<sup>(5)</sup>。朱書では、その発端として宝暦五年（一七五五）京都光雲寺祠堂金貸付の訴訟を挙げている。光雲寺は第二章で確認したように、宝暦三年（一七五三）その祠堂金を貸すことにおいて触流を請願して幕府の許可をえた、比較的早い段階から名目金貸付を行っていた京都の寺である。宝暦五年光雲寺の貸付支配人が貸金延滞を大坂町奉行所に訴え出た際、相手側は既に他からの先訴に掛けあっている状態であった。そこで大坂町奉行（細井安芸守勝為）が大坂城代（松平右京大夫輝高）に相談した結果、光雲寺の訴訟は先訴と同等な債権配分を受けることになった。この宝暦頃は、大坂における光雲寺の貸付が始められたばかりで、関連訴訟も稀であったが、以降関連訴訟がますます増え、先訴審理のため光雲寺の借金取立に難儀がある場合も多くなったようである。最悪に光雲寺の借主が他の先訴で既に身代限りの処分を受けたため、後訴の光雲寺の名目金貸付が回収不能に墜ちることを懸念した大坂町奉行（鶴殿出雲守長達・曲淵甲斐守景衡）は、明和三年（一七六六）大坂城代（松平和泉守乗祐）へ「以来光雲寺祠堂銀滞願出候節、先訴有之候ハ、右先訴引上、祠堂銀之方計濟方申付、尤日切之儀は唯今迄之通、銀高二応申付候様いたし、伺之通差図候ハ、外宮門跡并寺院貸付銀願出候分も、同様取計可申哉」と光雲寺が借金延滞を奉行所に訴え出たら、審理中の先訴を引き上げ、光雲寺の訴訟が優先的に処理されるように決め、また支障がなければ他の名目金貸付へも同じように適用することを建議し、許可を得られた。こうした借金取立における幕府の配慮によって、これ以降大坂では名目金貸付の関連訴訟が優先的に処理されることになったと思われる。

こうして訴訟において優待されることになった名目金貸付にはこれを利用してしようとするとする人々が集まることになっ

たのは自然な成り行きであった。「近年貸附支配仕候もの人数追々相増、日々数日願出、惣貸附銀高も不相知様成行、町人同士貸借之差支ニ相成」と名目金貸付支配人の員数が増え、貸し付けされている資金の規模を把握できないほどの盛行になり、これが一般の町人同士の貸借に支障をきたすようになったことが大坂町奉行の指摘である。その具体的な状況を下記の史料から見よう。

〔史料一ノ二〕 「御仕置例類集」 (6)

(前略) 近頃不埒之貸附有之趣者、右町人同士之借銀出入、日限之上、手鎖或者押込等申付、身体限ニ相成可申期ニ至、名目銀支配人方貸附滞願出候得者、先訴者引上ケニ相成候故、右名目銀出入相済、先訴之出入尚又願出濟方申付置候内、又々外名目銀出入願出、幾度も町人同士之貸銀出入者引上ニ相成、其内ニハ名目出入之方江身体限相渡候も有之、自余之金銀者損失ニ相成、町人共甚難儀仕、一躰大坂表金銀融通之差障ニ相成、其上家持町人共方借屋人共家明之儀願置候処、名目銀願出候得者、家明之願者引上ニ成、幾度も右之通相成候得者、無限も入用之家、長々明させ候事も不相成、家主之存寄ニ不応、不埒之ものも長々借屋ニ差置候故、家売買之直段ニも響、別而難儀之由ニ相聞 (後略)

まず名目金貸付の出入優先を利用し、他の訴訟審理を遅延させる仕業が指摘される。町人同士の一般貸借の訴訟で

借主に身代限の処分が出されるようになったとしても、名目金貸付の支配人が名目金貸付の延滞訴訟を起こすことでこの先訴を引き上げることである。こうして名目金関連訴訟を奉行所へ繰り返して提訴することで、他の一般訴訟は幾度も引き上げとなった。その中には借主が名目金貸付訴訟で身代限の処分を受けたため、彼が負っていた他の債権が自然に放棄されるなど損失も少なくなかった。そしてこうした訴訟における名目金出入優先という慣習法の悪用は大坂金融市場の重大な支障をきたすものとして大坂町奉行は認識したようである。とりわけ、大坂における家屋敷の売買値段にも悪影響を及ぼした。家持が借屋人に対して家空けを要求する家明けの訴訟も名目金貸付の訴訟が提起されると自然に引き上げとなったため、家を空けるべき借屋人が長く家に住むことができ、家売買の値段に悪影響を及ぼす結果をもたらすことになった。

こうして他の訴訟を中止させるため、意図的に起こす名目金貸付の訴訟を当時大坂の町々では「たま目安」と名付ける状況に至ったのである<sup>(7)</sup>。この「たま目安」の背景には名目金貸付の支配人と拝借人との馴染みあいがあったと大坂町奉行は指摘する。依頼を受けた支配人は、依頼人が名目金を借りているかのように虚偽の貸付証文を拵え、関連訴訟を奉行所に訴え出、見込みの通りに他の訴訟が棚上げになると、依頼人から相応の謝礼金を受け取った。

また差加金の問題も指摘されている。貸付支配人は委任された当該官方寺院の金銀以外に、町人からのお金なども貸付資金に組み入れ、これらすべてを名目金のように貸し付けた。それに支配人は貸付期限を三ヶ月など短期に設定し、六〇日ごとに証文を切り替えた。かつ貸付証文には公定利子として記載されているが、実際は高利貸しであり、

それに前利・口入料なども貸し付ける金から事前に差し引かれ、借主の手元に渡されるお金は最初から大幅に減っていた。

こうした虚偽の証文作成やそれを利用した意図的な訴訟、担保を糺さない放漫な貸付、差加金の混入、各種の礼金收受など、当時大坂における名目金貸付の不正の中心にはその貸付支配人の存在がいますと大坂町奉行は問題を認識していた。祠堂金などが元金であるため名目金貸付の損失がないように訴訟における優先権を与えた配慮が、貸付支配人によって悪用されていたのである。これが名目金貸付の取り計いについて議論する背景であった。

## 第二節 名目金貸付支配人に対する一斉調査

さて「御仕置例類集」には、この議論が行われた同年である天明八年（一七八八）、大坂における名目金貸付支配人の処罰記事が数件見られる。当時大坂にはどういうことが起きていたのか。まず大坂で名目金貸付を行っていた京都青蓮院の天明七年（一七八七）の記録を見てみよう。

〔史料二〕 「貸附雑記」 〔8〕

口上覚

青蓮院御祠堂銀大坂表御支配之在町へ支配人を以被仰付候処、近来諸御貸付并二寺院之御祠堂銀等数口御貸付相増、其上支配人共申合せも不致、貸付方不行届儀共有之、致借用候ものも一ヶ所之引宛を以二三重三重二致借用、又者引宛無之借用人共、外名目銀等借用致間敷旨、証札乍差入置、数口借用、返済相滞之節者、於御奉行所毎度御糺御吟味二相成候儀、全支配人とも貸附方不行届儀二御座候、依之此度相改自今貸付之度々二重二不相成候様得与相糺候而、不埒之貸付不致候様、支配人ともへ急度申渡置候二付、此段御届被仰入置候、右之趣大坂町御奉行所へ宜御通達被進候様、御頼之御事御座候、以上

未十一月

これは天明七年（一七八七）十一月青蓮院が武家伝奏宛に提出した大坂における名目金貸付支配人についての書付である。

ここでは当時青蓮院は貸付支配人を通して大坂町奉行所管轄の在町へ祠堂銀を貸し付けていたこと、また当時大坂ではこうした支配人による名目金貸付が増加していたこと、この貸付支配人は寺院側に相談せず担保の重複など問題ある貸付をしていたことが記述されている。そこで青蓮院はこのような不埒な貸付をしないように貸付け支配人に注意するので、この旨を大坂町奉行所の方にも宜しく伝えてほしいと武家伝奏に頼んでいる。これは恐らく大坂町奉行から求められた書付の提出であり、当時大坂では貸付支配人の不正が相当深刻な問題になったため、大坂で名目金

貸付を行っていた京都の寺院までも再び貸付支配人の取締りを喚起させていたと思われる。

さらに翌年の天明八年（一七八八）九月二十七日、青蓮院の家来（西村千右衛門）は大坂町奉行所の目安方からの呼び出しで下坂し、そこで目安方から「外々貸付支配人不埒有之故、御貸付之分一同ニ被相調候ニ付、此御方御貸付之分も一々書出候様、且証文割印者、其度々相請候哉」<sup>(9)</sup>と他の名目金貸付における支配人の不正が発覚し、今度大坂では名目金貸付に対する全数調査が行われることになったため、青蓮院もその貸付関連書類を大坂町奉行所に提出するように命じられている。また貸付証文に押される青蓮院の割印は貸し付けする度毎に押されているかなど、証文作成における仕方についても問われており、当時虚偽の貸付証文が多数発覚したことが推測される。

十日後の翌月十月四日、青蓮院（家来の西村）は大坂西町奉行所へ貸付件別の貸付金額や借主名前を書いた帳簿二冊と大坂における貸付支配人の名簿を別紙として提出した<sup>(10)</sup>。また問われた貸付証文の作成については「尤此御方御貸付之儀者、前々方貸付之度々東西役所へ支配人共方御届申上、勿論証文京都江差登候故、其度々割印仕候儀ニ御座候」<sup>(11)</sup>と貸し付ける度毎に支配人が大坂町奉行所に届け出ており、貸付証文は京都の青蓮院の方に上げさせて割印を押されていると、証文作成の際に不正が潜む余地がないと答えている。

以上のことから天明七・八年の大坂では名目金貸付支配人に対する全面的な調査が行われるようになったことが明らかになる。この調査で処罰されたと思われる支配人の一例を次で確認してみよう。



〔史料三〕「御仕置例類集」(12)

京都光雲寺祠堂銀

貸附支配人

神崎町帶屋龜之助

伯父

内本町橋詰町

布屋伊助

右之もの儀、光雲寺祠堂銀貸附引受支配いたし、仕法之通、嚴重ニ取計候而者、不弁理之筋も有之迎、右寺先住原叟江遂内談、謝礼金相添、銀目・年号・借主之名前明置、本文計認候不正之証文差登、其上似セ印形ニも可有之与心附居候押切裏印申請、此者所持之銀子又ハ他借銀をも差交、名目銀ニいたし貸付徳用取、剩先訴之出入有之もの共、返済猶豫之内、右出入引上候様致度旨、相頼候もの方ハ謝礼金銀錢を取、不埒之取組請込、種々巧成證文取拵、返済相滞候旨、度々偽之儀、奉行所江願出、先訴之出入口々引上候始末、公儀を不恐仕方、重々不屈至極ニ付、存命ニ候得者、死罪(後略)

上記で死罪に処されているのは、大坂における京都光雲寺名目金の貸付支配人である帶屋龜之助の伯父、布屋伊

助である。伊助は仕法の通りの貸付では利得にならないと思ひ、光雲寺の先住原叟に内談のうへ貸付金額、日付、借主名前を空白にした貸付証文を原叟へ渡し、実印と似た押切裏判をそこに押してもらつた。また伊助はこの謀判自体も所持していた。そこで伊助は自身の所持金や他からの借銀も光雲寺の祠堂金として組み入れ光雲寺の名目金貸付を行い、そこからの利益を企んだ。また他の金公事を引き上げる意図の訴訟依頼が来たら、謝礼金をもらつて虚偽の貸付証文を作成し奉行所へ訴え出、頼まれた訴訟が引き上げられることを企んだ。

これらの不正について大坂町奉行（小田切直年、松平貴広）は伊助を死罪に処すことを老中へ伺ひ、評定所一座では「利欲ニ拘り謀判いたし候ものニ相当り候間、存命ニ候得は、引廻し之上獄門可申付ものニ候」（<sup>13</sup>）と町奉行の意見通りにこれは謀判の重罪に当たるため、死刑の判決を下した。

また伊助に訴訟を起すように依頼した者はどうなったのか。

〔史料四〕 「御仕置例類集」 （14）

一 名目金貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件、

玉造左官町

伊勢屋金兵衛

右之もの儀、重兵衛より被相頼、同人日切受候預け銀滞出入、返済銀調達難相成候付、期を延為可申、名目銀

借受居候姿ニ取捨、返済相滞旨願出候儀を最初亀之助祖父伊助え頼次遣候段、公儀を不恐仕方、不届ニ付、大阪三郷拂（後略）

伊勢屋金兵衛は、重兵衛という者から日切の返済期間内の借金調達ができないため期間延長を頼まれた。そこで金兵衛は伊助に重兵衛が光雲寺の名目金を借りたが返済延滞になっていると訴訟を起こすように依頼した。この金兵衛について大坂町奉行は大坂三郷からの追放刑と処しようとしたが、評定所の判決は過料錢三貫文の罰金刑を下すことに終わった。上記の伊助の処罰に比べると相当軽い処罰である。

この他に同年同じく京都光雲寺貸付支配人の播磨屋安次郎の親である庄七、同支配人の播磨屋與兵衛の弟である次兵衛は獄門、また庄七の下役である丹波屋正蔵は遠島、他の訴訟を遅らせるよう貸付け支配人に謝礼金を渡した傳法屋作十郎には居町払いという追放刑に処された<sup>(15)</sup>。ここから分かるように最も重罪として処罰されたのは、虚偽の訴訟を依頼した者ではなく、その依頼を受けて虚偽の貸付証文を作成し、訴訟を企んだ名目金貸付関連者であった。あくまで頼まれたとしても、これらは厳罰すべき謀書・謀判の重罪に当たるものであった。

この光雲寺名目金貸付の不正処罰の記事で興味深いのは、死刑に処されている三名ともが貸付支配人の本人ではなく、その親、弟、伯父といった貸付支配人の親類であることである。このことから当時名目金貸付の支配が家族単位の生業として成り立っていたと推測できる。彼らに関する記述でも貸付支配人との関係を述べたうえ「貸附引受支配

いたし」と書かれていることから、彼らは単に貸付支配人の親族ではなく、直接に名目金貸付に携わっていた者であると思われる。名目金貸付に深く係わっていたからこそ、不正を企むことが可能になったともいえる。

また同年の天明八年（一七八八）には、この光雲寺名目貸付の他にも大坂釣鐘町つりがねの若狭屋與八、立売堀中之町の河内屋新右衛門、摂州西成郡木津村の六宝屋山三郎など人々が名目金貸付関連の不正を犯したことで処罰されている（16）。このことから当時大坂における名目金貸付の支配人の大々の処罰事態は、単なる支配人個人の問題として終わらず、そうした不正を生む名目金貸付自体に根本的な問題があると問われることになったのではないかと思われる。これが天明八年（一七八八）幕閣内の議論が行われる引き金となったのである。

名目金貸付支配人の不正に関する記録は他からも確認できる。たとえば名目金貸付を行っていた京都妙法院の記録を見ると、早くも明和二年（一七六五）から不正を理由に貸付支配人から放されている。「表3」は『妙法院日次記』から明和・天明期における妙法院の貸付支配人の退役記事を抜粋したものである。合計一八件ほどであるが、実数はこれ以上であると思われる。たとえば明和八年（一七七二）三月、妙法院の家来藪沢図書が大坂における貸付支配人の播磨屋伊兵衛と手を組んで貸付資金を流用したことで隠居の刑を受けた（17）。恐らく伊兵衛も藪沢と同様な処分を受けたと思われるが、彼の退役記事は見当たらない。こうして記録に残っていない場合があることも想定すると、実際退役させられた貸付支配人の数は「表3」より多くなるだろう。

これら退役支配人を貸付担当地域ごとに分けてみると、全体一八件のなか、その半数である九件が大坂の貸付支

配人であることが目立つ。もちろん不正とは言えない件も含まれているが、妙法院の貸付支配人のなか、とりわけ大坂の貸付支配人が頻繁に交替されていたことは特記すべきことである。また退役理由ごとにとみると、不正が退役の理由として明示された件が六件、病気を理由に自発的に退役を申し出た件が七件、理由不明の件は五件である。一応不正で免職された件だけに絞ってみると全体六件の内、四件が大坂のものである。このことは訴訟における名目金貸付の特権が認められていた大坂という地域的特性と何かしら関連するものではないかと思われる。

さて天明七年・同八年大坂における名目金貸付の支配人に対する大々的な調査では、妙法院名目金貸付の大坂における支配人も例外なくこの調査の対象となった。天明七年（一七八九）九月三十日、妙法院の家来（松井相模守）が武家伝奏（油小路隆前・久我信通）宛に提出した届書を見てみよう。

〔表3〕 明和・天明期妙法院貸付支配人の退役

退役年代	名前	任命年代	理由	支配地域
明和2年12月	佐々木九右衛門	明和2年10月	不明	京
明和3年2月	小田又兵衛	明和2年7月	不正	京
明和4年7月	鎌田浄貞	不明	不明	境内貸付
明和4年10月	河内屋平助	明和3年3月	不正	大坂
明和5年9月	不明の二名	明和4年10月	不明	三河
明和7年4月	伏見屋作兵衛	明和3年11月	不明	大坂
明和7年5月	神谷半兵衛	明和2年10月	不正	京
安永2年11月	永田平助・茂呂久治	明和2年10月	不明	天津
安永3年7月	銭屋吉左衛門	明和7年6月	病身	大坂
安永5年2月	和泉屋市兵衛	不明	病身	大坂
天明元年6月	紀伊国屋佐兵衛	安永8年6月	不正	大坂
天明元年9月	播磨屋太兵衛	安永8年6月	不正	大坂
天明2年5月	河内屋幸兵衛	安永9年9月	不正	大坂
天明3年2月	大和屋為五郎	天明2年2月	病身	京
天明3年5月	福嶋屋利右衛門	天明2年9月	死去	大坂
天明3年8月	近江屋源藏	天明2年正月	病身	大坂
天明4年正月	紀伊国屋久次郎	天明元年正月	病身	京
天明6年5月	丹後屋庄右衛門	天明3年9月	病身	大坂

口上覚

妙法院宮御抱大仏殿御修理銀御貸附之儀、先年被仰出、大坂表御支配之在町江支配人を以被貸附候処、近来御貸附銀並寺院之御祠堂銀、其外御拝借等数口御貸附相増、其上支配人共申合等も致不申候二付、貸附方不行届儀共有之、借用人茂老ケ所江引宛を以、二重参重之借用、又者引宛無之、借用人共外名目銀等借用致間敷旨、證文乍差入置、口々借用返済相滞候節者、於御奉行所毎度御糺吟味二相成候儀、甚以御気毒ニ思召候、貸附之砌相調候儀、支配人共不行届候故、銀子取立勘定之節も、自然と損銀ニ相成、於此御方甚以御差支御難渋之御事ニ御座候、依之此度相改、自今二重貸附ニ不相成様仕法相定、掛り役人共より支配人共へ、以来不埒之貸附不致、猥成儀無之様、急度申渡置候二付、為念御届被仰入置候、此段大坂町奉行所へ宜御通達可被進候、以上（後略）

上記では、近年名目金貸付の盛行とともにその支配人が貸主とも相談せず不埒な貸付を行っていたこと、借りる側も重複担保や無担保でそうした名目金を放漫に借りていたこと、またその貸付証文に他の名目金の貸借禁止という事項が書かれていながらも、それを無視して他の名目金貸借をしていたため、町奉行所では関連訴訟がある度毎に一々吟味する場面になっていたことなど、当時大坂における名目金貸付をめぐる状況が記述されている。

妙法院はこれらの不正に因る役所の苦勞に懸念を示し、こうした不正は取立勘定の際に妙法院の損害にもなると、不正の要因として指摘された貸付支配人と自分との距離を置いた。そのうえ、今後支配人が不埒な貸付をしないように注意するので、この旨を大坂町奉行所に伝えてほしいと伝奏に頼んでいる。この天明七年七月の妙法院の書付も〔史料二〕で確認した同年十一月青蓮院の貸付と同様なものであり、この時大坂町奉行は当時名目金貸付を行っていた各門跡・寺社などに対して、その貸付支配人の取締りを徹底すべきである旨を提出するように促していたと推測できる。このように当時大坂では名目金貸付における不正が大問題になっていたのである。

またその貸付支配人に対する調査は例外なく妙法院の方にも及んだと思われる。寛政三年（一七九一）四月の記事から天明七年（一七八七）妙法院の大坂貸付支配人も関連処分を受けていたことが確認できる。

〔史料六〕『妙法院日次記』（19）

一 伝奏代中山前大納言殿江壹通被差出料紙小奉書豎也、

覚

大坂北堀江御池筋壹町目

八幡屋源治郎

右源次郎儀、当御殿御用達、再大仏殿御勸化銀貸附下支配申付置候二付、兼而貸附勘定残銀等者、七月・十二

月兩度ニ支配人より為差出申候、仍去春已來之殘銀、去年七月ニ可為差出候処、同年六月源次郎儀、御咎之筋ニ而御預ケニ罷成候ニ付、不得止事指延シ置候、同年十二月右御咎御免候ニ付、其頃より当春ニ至り預り銀可差出旨、追々致催促候得共無其儀、不調達ニ御座候間、右預り銀大坂於御奉行所御取立被下候様ニ御通達之儀、宜御頼思召候、尚又右用向ニ付、源次郎儀、上京可仕旨申遣候得共、病氣与申立上京不仕候、尤伝承り候処、実病ニ而ハ無之趣承り候得共、疔与相糺申度、同支配人関屋新九郎江申遣、病氣之有無聞糺之儀申遣候処、曾而病氣と不相見之旨申越候間、源次郎儀此節御殿江罷出候様、大坂町御奉行所より被仰渡被下候様ニ被成度候、右之段武辺江御通達之儀、宜御頼思召候（後略）

妙法院の坊官（今小路民部卿）が議奏（中山・広橋）宛に出したこの書付は、大坂における名目金貸付支配人である八幡屋源治郎からの取りたてを大坂町奉行へ要請する内容である。源次郎は大坂における妙法院名目金貸付を下支配し、その勘定した残金を毎年七月と十二月と二回に亘って妙法院側に納入してきたが、前年の寛政二年（一七九〇）七月の納入は、その前月の六月「御咎之筋ニ而御預ケニ罷成候」と吟味のため大坂町奉行所へ預りになったため遅延された。また同年十二月吟味を免じられたため、源次郎に納入金の差出を命じたが、督促しても今年（寛政三年）の春にいたるまで何の納入も行われていない状況であった。彼に上京を命じても病氣を言い訳に応じられてこなかったため、妙法院側は源次郎に預けていた妙法院のお金を大坂町奉行所が代わりに取り立ててくださるよう、また上京を拒否し



ている彼が妙法院の方へ出頭されるよう請願している。

ここで言う寛政二年（一七九〇）貸付支配人の源次郎に対する大坂町奉行の吟味は、恐らく天明七年（一七八七）から始まった大坂における名目金貸付支配人を対象に行われた調査と関連あるものと推測される。実際に寛政元年（一七八九）六月妙法院は京都町奉行（井上美濃守利恭）から「貸附金之儀、同年より貸附二相成候哉、当時何程貸附有之、元金之訳御書出之事」<sup>(20)</sup>と当時名目金貸付に関する書類提出を命じられ、また同年九月大坂町奉行（松平石見守貴弘）は妙法院へ「今度名目一件多人数之事故、中々一兩日二者片付兼候」<sup>(21)</sup>と名目金貸付一件が多くの人がかかわっている事であるためその処理に時間がかかると言っている。このことから天明七年（一七八七）の調査が寛政期にも引き続き行われていたと思われる。また源次郎のお咎めの筋は、次から確認できる。

寛政元年（一七八九）六月大坂では町人所持の絵符提灯についての調査も行われ、妙法院の出入り町人八人が未報告の絵符・提燈を所持したことで摘発され、妙法院側へそれを返上することを大坂町奉行から命じられている<sup>(22)</sup>。そしてそのなか源次郎の名前が確認できる。源次郎を含めた三人は妙法院の大坂における名目金貸付の支配人・下支配人として任じられた人々である。大和屋庄七は天明二年（一七八二）六月<sup>(23)</sup>、八幡屋源二郎は天明四年（一七八四）十二月<sup>(24)</sup>、和泉屋安右衛門は天明七年（一七八七）正月からであることが史料から確認でき<sup>(25)</sup>、彼らの絵符提灯所持は妙法院の名目金貸付の支配がきかっけになったものであると思われる。源次郎がどのようなお咎めになったのか具体的なことを示されていない。しかし庄七と安右衛門については寛政元年閏六月二十八日、武家伝奏（久我信

通)を通じて妙法院に伝達された大坂町奉行所からの書付から確認できる。

〔史料七〕 『妙法院日記』 (26)

一、久我家より相達候儀有之候間、御家来耆人只今可被差出旨申来候二付、松井多門罷出候処、左之通被達也

大坂町奉行所紙面写、

拙者共御役所二而、是迄撰家・官方・門跡方・堂上方用達承届候当支配之町人共、不残呼出相糺候処、別紙名  
前之者、是迄絵符提灯等被相渡所持罷在候得共、奉行所江願出差図之上所持可仕儀者不弁、心得違罷在候條、  
此度返進致度旨申候、当地町人共儀、先年より奉行所江不願出、右躰之品内分二而致所持候儀者難相成儀二而、  
宝曆年中以後者、別而相調候儀二御座候処、別紙書面之者共儀、かねて内證二而致所持候段、不束之儀二御座  
候間、此上可及糺二候得共、全唯今迄心得違居候事二相聞え候、右躰之品不願致所持候儀者、急度叱り置、申  
立之通早々右品向々江返進可致旨申渡候、

別紙、

提灯三張

妙法院宮貸付下支配人

本町五丁目

和泉屋安右衛門

右之者、心得違提灯所持罷在候ニ付、此度急度叱り、右品早々返進可致旨申渡候、

提灯五張

同貸付支配人

亀井町堺屋五郎兵衛

支配借屋

大和屋庄七

右之者、吟味有之致欠落、家内ニ右品有之候ニ付、追而落着之節ハ右可得御意候

(後略)

大坂町奉行は今回の大坂における撰家・官方・門跡方・堂上方の御用達町人の一斉調査の中、妙法院の名目金貸付支配人である和泉屋安右衛門が提灯三張、大和屋庄七が提灯五張を町奉行所に報告せずに所持していたことが発覚したため、彼らを処罰すべきであること妙法院側に知らせている。ただ今まで彼らが心得間違いでそれを所持していたようであるが、恐らく妙法院側も支配人と同様に間違っているのではないかと、貸付支配人が町奉行所へ報告せずに妙法院の提灯を所持していることは処罰対象になることを妙法院へ知らせていることとして読み取れる(27)。や

がて四日後の七月朔日、妙法院は「大坂町人共江御提灯被相渡置候儀者、一切無御座候得共、御用之節往来之度毎々相用、返上相滞有之候処、此度大坂町御奉行所より御糺二付、和泉屋安右衛門より致返上候儀二御座候」(28)と、大坂の貸付支配人へ妙法院の提灯を貸し出したことはないが、御用のため往来する際に用いてその返上が遅れている提灯が今回摘発されたこと、またこれらの提灯は妙法院側に返上するようになるかと答えている。

そして妙法院の提灯を五本も所持したことで発覚した庄七は、吟味中に逃走し行方不明になったため、奉行所では「手宛申付召捕次第、嚴敷吟味有之趣(29)」と手配までして捕まえようとしたが、結局彼が家に置いて去った提灯のみが奉行所に押収され、妙法院側がそれを回収することになった(30)。

諸家の御用を勤めていることの印である提灯は、妙法院の家来さえそれを所持して他向する際には必ず武家伝奏に報告しなければならなかったことが『妙法院日次記』で散見されるが、御用のためそれを所持することになった町人がその事項を町奉行所に報告することは当然のことであったと思われる。また諸家の御用を勤める町人もその印である絵符提灯などを自分の屋敷に懸けたが、名目金貸付支配人もその点においては変わりがなかったと思われる。名目金貸付の支配人はその屋敷に高張提灯を掛け、ここが名目金貸付所であり、自分がその貸付御用を勤める身分であることを町中に知らせていたことを想像できる。

こうした名目金貸付の御用を支配していることの印である絵符提灯は、恐らく名目金貸付に拘わる不正に悪用された可能性があったと思われる。役所に報告せず妙法院の提灯を所持していた貸付支配人が多数発覚したこともそう

であるが、また奉行所の調査を受ける際に逃走した者までいたことはこうした推測を深くする。こうして当時大坂における町人を対象にした絵符提灯の調査も名目金貸付の不正を探る調査の一環として行われていたと思われる。

### 第三節 公金貸付化案の再浮上と幕府の選択

前節で検討したように天明期大坂の町奉行所では吟味を妨げる名目金貸付の不正証文を問題にし、名目金貸付支配人を対象とする大々的な調査が始められ、そこで処罰された支配人が多数にのぼったと思われる。こうして露頭された不正は貸付支配人に対する更なる取り締まりを促すことに終わらず、大坂における名目金貸付自体を議論の俎上に載せることに導いた。

〔史料一ノ三〕 「御仕置例類集」 (31)

(前略) 官方并寺院方支配人を以貸附有之候金銀高不残、貸附證文御役所江為差出、御役所方之貸附ニ相改、利銀取立向々望次第貸ふやしニ致候とも、又者不残役人江相渡候共、申立次第ニ取計候方ニも可有御座候哉、尤右貸附金元高多分相分有之候得共、追々ニ貸ふやしニ相成、当時之金高も相分兼、其上前書之通町人共差金も可有之候間、御役所之貸附ニ相成候も如何ニ可有御座哉、併一躰之官方寺院等之貸附金ニ而、差金之儀者吟味も不仕事

故、内分之儀ニ付表立不申、殊ニ右之通ニ相成候ハ、是迄与違老ケ年限之貸附ニ相成、利銀も通例之通ニ而別段徳用無之、勝手ニ成候筋も無之間、多分御役所江證文差出候以前、貸銀高も相減候様ニも可相成哉ニ付、町人差銀之儀者未内分之事故、其所は御貪着無之、前書之通證文差出させ、御役所貸附可被仰付哉、又者京都・伏見・奈良奉行ニ而者、先訴後訴之無差別、幾口にても日切濟方申付、名目銀ニ限取計替候儀無之由ニ候間、向後右名目銀出入之分、宝曆年中取捌之定法ニ立戻、名目銀之後訴有之候共、先訴引上不申、右出入幾口ニ而も同様濟方申付、身上限ニ相成候砌者配分ニ申付、向後右名目銀貸附候度毎、銀高并借主名前等御役所江貸附支配人方届置候ハ、如何之取計も出来兼取締宜、都而金銀融通之為ニも相成、市中其外共潤候筋ニ而、右名目銀之儀者、当時第一下々之痛ニ相成、難捨置候（後略）

その解決案として大坂町奉行は二つの案を提示した。まず、第一の方策は「官方并寺院方支配人を以貸附有之候金銀高不残、貸附證文御役所江為差出、御役所方之貸附ニ相改」と、今まで貸付支配人に預けていた貸付資金とその証文を町奉行所に差し出させ、町奉行所が貸付を直接行うことに変える策であった。つまり、これは安永四年（一七七五）打ち出された名目金貸付の公金貸付化案が十年ぶりに再浮上したことを意味する。ここで問題になるのは町人からの「差銀」、つまり差加金の存在であった。既存の名目金貸付が町奉行所担当の幕府の公金貸付へ変わる場合「是迄与違老ケ年限之貸附ニ相成、利銀も通例之通ニ而別段徳用無之、勝手ニ成候筋も無之間、多分御役所江證文差出候以

前、貸銀高も相減候様ニも可相成哉」と、今までとは違つて一年を期間とする長期の貸付となり、また貸付利益も特に期待できなくなるため、貸付支配人が勝手にする余地もない。こうして名目金貸付が町奉行所に委託されることで、今まで名目金貸付に混入されていた差加金が逃げ出し、貸付金額が減少する結果となると町奉行は予測している。

第二の方策は、「向後右名目銀出入之分、宝曆年中取捌之定法ニ立戻、名目銀之後訴有之候共、先訴引上不申、右出入幾口ニても同様済方申付」と、大坂の名目金貸付訴訟における仕法を宝曆期のものへ復旧させ、訴訟における名目金貸付の優先権を剥奪し、京・伏見・奈良のように名目金貸付の訴訟を他の訴訟と差別なく審理すること、つまり名目金出入優先の慣習法を廃止する案であった。こうなると名目金貸付の訴訟が提起されても先訴は引き上げられず、一般の金公事と同様に申し付けることになる。また名目金貸付が行われる度毎に貸付支配人が町奉行所へ報告する仕組みになれば取り締りも充分であり、金銀の融通も良くなると予想している。こうして大坂町奉行は「名目銀之儀は、當時第一下々之痛ニ相成難捨置候」という問題認識に基づき、名目金貸付を幕府委託の貸付にするか、もしくは訴訟におけるその優先権を廃止するか、という二つの解決案を提示し、名目金貸付に係わる不正の剔抉に乗り出したのである。

ここで一つ注意しておきたいのは、名目金貸付の先訴特権を大坂だけの特殊なものであり、京都などのように一般の金公事と差別なく処理すべきと大坂町奉行がいつているが、かといって他の地域の名目金貸付が訴訟において優遇されていないわけでもない。たとえば京都においても「右御用(名目金貸付)を蒙る者ども、御為替町人に准じ、上

訴訟になる、夫より段々此事募り、官府に在処の諸品の公銀、悉く貸付に成り（中略）次第に此名目拝借の者相増し、我もくと手寄を以て御銀を預かる」（<sup>32</sup>）と名目金貸付の関連訴訟は幕府の為替金貸付に准じる「上訴訟」であったため、その訴訟における保護を狙って名目金貸付の支配を希望する者が増加する一路であった。京都における名目金貸付処理の具体的な内容をみると「日切」という返済猶予期間が他より比較的短く、また借主の返済不履行は最終的に該当借主の町内全体が処理すべき返済として転化されるなど、京都においても名目金貸付の債権は幕府の公銀貸付なみで奉行所によって保護されていた（<sup>33</sup>）。つまり、大坂町奉行は名目金貸付の先訴優先権を問題にしただけで、名目金貸付の債権保護を放棄する意図ではなかったのである。

さて大坂町奉行の提案について勘定吟味役は、名目金貸付における不正が夥しく、一般庶民の生活のみならず金融市場まで被害をもたらすようになった以上、いずれにせよ改革は必要であると大坂町奉行の問題提起に賛同した。ただ大坂町奉行が出した方策についての勘定吟味役の意見をみてみると、

〔史料一ノ四〕「御仕置例類集」（<sup>34</sup>）

（前略）此度御役所之貸附ニ相改候ハ、当時町人共之差金有之趣ニ而者、別而彼是騒立候儀も可有之、勿論差金之儀表立候而は御咎も無之候而者難相成筋ニ有之、且古證文為差出、証文仕替、御役所貸附改候而者、不殘公儀御貸附金同様ニ相成、下々難儀も可仕、其上奉行所取計之趣意も如何ニ付難被仰付、尤京都・伏見・奈良ニ



而ハ、名目銀ニ而も別段取計も無之、先訴後訴之無差別取計來候由ニ候得者、於大坂表も右之趣ニ相心得、宝曆之定法ニ立戻、名目銀之後訴有之候共、先訴引上不申、幾口ニ而も同様濟方申付、身上限ニ相成候砌者配分ニ申付候方、可然哉ニ候得共、俄ニ趣法相改候ハ、金主方ニ而彼是申立候筋も出来可仕哉ニ付、是迄御役所江元金相届有之分者先訴後訴等取扱、先ツ只今迄之趣法を以取扱候積、右元金高届有之分ハ勿論、此上貸附方相増候分共、借主代り候度々支配人方帳面認、町奉行所江為差出、尤是迄御役所江届有之候元金高之外、利倍貸附之分并向後貸相願候分共、返済方滞候節者、先訴後訴之無差別、通例之貸銀出入同様取計、日限通濟方無之、身上限申付候節者配分之積申付、然上者右之分、元金入用之節者、御役所ニ而取立相渡候儀相止候様被仰出候方ニも可有御座哉（後略）

まず、第一の方策である名目金貸付の公金貸付化案については、差加金がその資金に混入されているため混乱が生じえると懸念されている。大坂町奉行同様に名目金貸付に外部からの投資金が相当入り込んでいたことを明確に認識していたことである。それに貸付証文を奉行所へ差し出させて役所からの証文に仕替え、公儀の貸付金となると既に金を借りていた人々の難儀となり、奉行所の取り計らいにも困難が予想されると、勘定吟味役は第一の方案が招く混乱を懸念した。そこで第二の方案の通りに名目金貸付を出入りで優待しなかった宝暦の仕法へ立ち戻ること、訴訟における名目金の出入優先を剥奪することが妥当であると判断している。

ただし急な優先権廃止は名目金貸付の金主らの反発を招きやすいため、既に町奉行所に報告されていた貸付については訴訟における名目金出入優先を維持して今までのように取り計らうこととし、一方その他の町奉行所へ未報告の貸付、利子貸付(利子が元金に加えられる貸付)、今後の新規貸付については訴訟における名目金出入優先を認めず、一般の金公事と同様に処理することが良いと、急な仕法変更が招く反発を予想し、既存の名目金貸付においては名目金出入優先を保証することにその意見を述べた。このように名目金貸付に密かに入ってきた差加金を認知しながら、幕府の貸付金にすることで生じえる混乱がもつとも念頭に置かれていた。

こうして大坂町奉行の提案、それに対しての勘定吟味役の意見に基づいて行われた評定所一座の最終結論は「宮方并寺院貸附銀差配人より證文為差出、御役所方貸附二相改、利銀取立貸ふやし候而、不残役人江相渡候儀者、御勝手方御勘定奉行吟味役申上候通、品々差支可申間、右之取計ニ仕候儀者、不宜奉存候」(35)と、名目金貸付の役所委託案は勘定吟味役の意見の通りに様々な問題が予想されると、第二の方案である訴訟における名目金出入優先の廃止案が採用されることとなった。

しかしながら役所へ報告されてきた既存の貸付には例外的に名目金出入優先を認めることにする勘定吟味役の意見は「奉行所之取捌、一事両様相成候も如何之儀ニ可有之哉」と同様な件について奉行所の処理が異なることになる問題視した。もつともこれには支配人が名目金貸付における様々な不正を犯しているという現実認識があった。もし町奉行所に報告された既存の貸付については名目金出入優先を認めるといふ例外を置き、改革以前の貸付と以後の

貸付を区別して取り扱う場合、当然既存の貸付が訴訟において有利になるため、支配人は「当時貸付候銀子も年数古ク届有之銀子之證文ニ認、紛敷候而も、金高数口之儀ニ付、出入ニ相成候而も、其所相分り申間敷哉」とこの改革以前のものとして貸付証文をこしらえ、更に紛らわしい事態を招く恐れがあると懸念された。処理すべき案件が数多い奉行所にとってこれらの真偽を判別することは極めて困難であったのである。そこで評定所一座は役所へ報告されてきた既存の貸付についても例外を認めず、全ての名目金貸付に新たな仕法を一括適用することに結論付けた。

以上、天明八年（一七八八）名目金貸付に関する議論は、大坂におけるすべての名目金貸付において訴訟における名目金出入優先を廃止し、一般の金公事と同様に処理することに終わった。また名目金貸付においてその元金高と貸付金高、借主名前などを貸し付ける度毎に当該支配人が町奉行所へ報告することが再確認された。この決定は老中の承認を受け同年十月、評定所一座の連名で下記の書付が大坂城代（堀田相模守正順）へ伝達されることになった。

〔史料一ノ五〕 「御仕置例類集」 (36)

堀田相模守江申遣候趣

先達而其地町奉行相伺候宮方寺院貸附銀取計之儀、宝曆之定法ニ立戻、元金高届有之分并利倍貸附之分、其外向後貸附有之分共、返済方願出、先訴有之候共引上不申、幾口ニ而も同様済方申渡、身上限に相成候砌者配分ニ申付、元金高届有之候分も、借主名前相替候ハ、町奉行所江相届、向後名目銀貸附候分ハ、元金高・貸附高・借主

名前共、其度々差配人方為相届候様取計可申旨、其地町奉行江可被申渡候、以上

上記では、大坂城代の堀田相模守宛に訴訟における名目金出入優先の慣習法を全面的廃止し、貸付の役所報告義務を強化する旨をあかし、これを大坂町奉行へも伝達するように指示している。また同旨は京都所司代(松平和泉守乗完)宛にも出され、京都町奉行へも伝達されることとなった。この旨は最終的に当時名目金貸付を行っていた当該寺社などへも伝達されることになったと思われる。

翌年の寛政元年(一七八九)正月二十一日、京都青蓮院の家来(西村千右衛門)が大坂東町奉行所に出頭し、両町奉行が立ち会った処で「去申十一月十四日伝奏触書之通、江戸表方御達之趣、一同貸付役人江被仰渡候」(37)と前年の天明八年(一七八八)十一月出された伝奏触書の通りに、江戸からの達しを貸付担当の役人へ伝達するように指示されている。ここでいう江戸からの達しは、訴訟における名目金出入優先の廃止と役所報告を義務付けた〔史料一ノ五〕の内容であると思われる。その翌日の二十二日、西村は大坂町奉行所に再出頭した処「元金高并貸付口書付残金高何程与申儀、書付差出候様、且又貸付度々一ヶ月限、貸付口・名前貸付役人印形ニ而支配人役所へ届出候様被達候」(38)と、当時点での貸付元金と貸付けられている金額、残金高の書付提出が義務付けられ、毎月青蓮院側が印形したその書付を町奉行所に提出するように命じられている(39)。京都青蓮院の名目金貸付が当時の大坂の代表的な名目金貸付であることを考えると、このように大坂町奉行所が青蓮院の役人を召喚し、仕法変更を直に知らせているこ

とは重要であると思われる。貸付支配人の不正は名目金出入優先という慣習法の廃止に終わらず、貸し手が町奉行所へその貸付事項を報告することを強化する結果を導くことにいたったのである。

## 小括

天明八年(一七八八)名目金貸付をめぐる幕閣内の議論は、名目金貸付訴訟の吟味中に発覚した貸付支配人の不正証文を目にした大坂町奉行の発議が引き金になって始められた。ここで何より問題となったのは、訴訟における名目金出入優先という審理の仕方であった。大坂の慣習法である先訴・後訴という時系列の訴訟処理の仕方から、名目金貸付の訴訟は例外的に訴え出た順番とは関係なく優先的に処理されていた。この点を貸付支配人などが悪用し他の訴訟を意図的に遅延・中止させ、そこから不当な利益を貪る行為は大坂の金融市場まで揺るがす深刻な問題として認識されたのである。

こうした状況は、大坂町奉行が指摘した通りに訴訟における名目金出入優先の慣習法によるものであることはいうまでもない。「表1」の妙法院名目金貸付支配人の大坂における増加推移をみると、天明期急速的に増えていることがわかる。

またこれ以外にも名目金貸付が持つ本来的な特徴も考えなければならぬと思う。当時大坂における名目金貸付

の貸主の面々を見ると、妙法院(京都)、青蓮院(京都)、円満院(大津)、光雲寺(京都)、泉涌寺(京都)といったその本拠を大坂においてないものが多数である。名目金貸付を行う門跡や有力寺社は、その本拠を京都に置いていたため、これらが他所で行う貸付になると、当地の事情に詳しい町人をその支配人として任命し、彼ら支配人達に貸付活動を担わせることが自然であった。こうして大坂の名目金貸付の仕組みは遠距離で、他人へ貸付を委任して行われた貸付である以上、たとえ貸付支配人の恣意による運用の余地があったと思われる。前で検討した京都妙法院の貸付支配人の退役例から不正で免職された者の多数が大坂の貸付支配人であったことは注意すべきことである。広範な地域を貸付対象にし、実際の運用も外部者である貸付支配人に任せており、またその取立てにおける幕府の援助をうけた名目金貸付にこうした支配人の問題は必然的な帰結でもあろう。

しかしながら逆説的にもこうした名目金貸付の特徴は、この貸付が一層盛行する要因として作用したと思われる。当時大坂における貸付支配人数の増加とそれに伴う名目金貸付の盛行は、名目金貸付というのが金主の本人ではなく、第三者である貸付支配人との相対で行われる、いわば間接貸付であったことに起因した現象でもある。これらの貸付支配人は担保など借り手の返済能力を徹底的に検討しなく勝手な貸付をしている様は幕府の目線から見たら確かに「不届き」な貸付である。しかしながらこのことは観点を変えてみれば、当時の人々にとって借りやすい金融であったことを意味するものではないだろうか。

天明八年(一七八八)大坂における名目金貸付についての評定所一座の評議は、名目金貸付を幕府直轄のものにする

る方策と悩んだ結果、訴訟における出入優先の慣習法を無効にし、全ての名目金貸付に対して出入優先の特権を廃止することに結論付けられた。当時の幕府は、名目金貸付が実際に運用する貸付支配人、またそれに差加金を出している金主といった外部からの参加者が深く係わったうえで成り立つ貸付であることを明確に認識していたのである。しかしながら、幕府がその不届きの元には手をつけないまま、それに関する訴訟仕法を変更することに一件を終わらせたのは、その別決から更にもたされる混乱を予想したためである。こうした幕府の議論は、手を付けようもないほど成長した名目金貸付を直接管理することは不可能であるという現実認識に根ざしていたと思われる。名目金貸付はもはや当時社会における必須不可欠な金融になった以上、できるだけその弊害を最小限にし、社会の中に如何に組み込むべきなのかが、当時の名目金貸付に対する幕府の態度であり、一つの政策課題にもなったともいえる。

(1) その詳細な内容を紹介した研究として、春原源太郎「近世大坂の先訴、後訴、同日願」(『法制史研究』六号、創文社、一九五五年、一七〇〜一七一頁)がある。

(2) これは既に翻刻・活字化されたものが出版されている(石井良助編『御仕置例類集』名著出版、一九七一年)。本論文はそれをもとにしながら、原本である国立国会図書館デジタルコレクションの「御仕置例類集」も参照した。

(3) 「官方并寺院貸附金之儀ニ付評議」(『御仕置例類集(古類集) 一卷』名著出版、一九七一年)一九四〜二

○一頁。その元本は 国立国会図書館デジタルコレクション「御仕置例類集〔七〕甲類〔第一輯〕三 上取計之部」三五〜三九コマにあたる。以下、この史料を「宮方并寺院貸附金之儀ニ付評議」として省略する。また史料の長さのため、同史料を「史料一ノ一」から「史料一ノ六」まで適宜分けて考察する。

(4) 春原源太郎「近世大坂の先訴、後訴、同日願」(『法制史研究』六号、創文社、一九五五年)、一六五頁。

(5) この朱書の内容は、「宝暦五亥年光雲寺貸付支配人、祠堂金滞之儀願出候処、相手方ニ先訴懸合有之候ニ付、取立方之儀町奉行細井安芸守より松平右京大夫殿御城代之節相達候上、先訴之ものと一同配分爲致、祠堂銀貸附滞願、其頃は稀ニ候処、其後口々願有之、祠堂金ハ手當いたし候ものも先訴ニ拘、濟口難承届類多、是非身代限配分申付候様ニ相成候てハ、町家之のもの共輕存込、切月等ニも相滞、願出候儀相増、身代限申候もの多相成可申候ニ付、以来光雲寺祠堂銀滞願出候節、先訴有之候ハ、右先訴は引上、祠堂銀之方計濟方申付、尤日切之儀は唯今迄之通銀高二応申付候様いたし、伺之通差図候ハ、外宮門跡并寺院貸付銀願出候分も同様取計可申哉之段、明和三戌年町奉行鶴殿出雲守・曲淵甲斐守より御城代松平泉守え相達、差図相濟候後、書面之通取計来、且妙法院宮被仰立候大仏殿貸付銀は、諸伽藍御修復御手當にて格別之貸付ニ付、彼地為御替銀滞同様、銀高二不拘六十日限濟方申付、外町人共先訴有之候共引上、名目貸付銀濟方可申付哉之段、明和二酉年奥津能登守・出雲守より和泉守江申達、差図相濟取計来候



由」である。

(6) 「宮方并寺院貸附金之儀ニ付評議」 国立国会図書館デジタルコレクション「御仕置例類集」〔七〕甲類〔第一輯〕三 上取計之部」 三九〜四〇コマ。

(7) 同右。

(8) 「貸附雜記 九」 天明七年十一月条。

(9) 「貸附雜記 九」 天明八年九月二十七日条。

(10) また同時に提出されたと記されている書類によると、当時大坂における青蓮院の貸付支配人は大和屋嘉七と河内屋源兵衛の二名で、大和屋嘉七掛りで七九貫一二五匁、河内屋源兵衛掛りで四五貫一七五匁、また前支配人退役の引受分の一八貫五二匁三步があり、天明八年(一七八八)の時点で大坂における青蓮院名目金貸付は総額一四二貫三五二匁三步ほどとして推測される。

(11) 同右。

(12) 「名目銀貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件」 (『御仕置例類集(古類集)』二卷) 九二頁。

(13) 同右

(14) 「名目銀貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件」 (『御仕置例類集(古類集)』一卷) 五二二頁。

(15) 「名目銀貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件」(『御仕置例類集(古類集)』二卷) 九〇〜九四頁。この他に先訴を引き上げるため訴訟に依頼した六宝屋山三郎は過料錢一〇貫文、頼まれて自分の金を名目金のようにした河内屋新右衛門は追放、偽の貸付證文に連判した若狭屋與八は過料錢五貫文、加印した忠助は五〇日手鎖、出訴の時に名代として出頭した和泉屋治兵衛は過料錢五貫文など、数多い人々が名目金貸付の虚偽訴訟に加担した嫌疑で同時に処罰されている。

(16) 「名目銀貸附方之儀ニ付、不届之取計いたし候一件」(『御仕置例類集(古類集)』一卷) 五二三頁、同上  
(『御仕置例類集(古類集)』二卷) 一四九〜一五〇頁、二二三頁。

(17) 『妙法院日次記 第十七卷』、一三八頁。

(18) 『妙法院日次記 第二十一卷』、一三八〜一三九頁。

(19) 『妙法院日次記 第二十三卷』、五六〜五七頁。

(20) 『妙法院日次記 第二十二卷』、一一〇頁。

(21) 同右、一八五頁。

(22) 同右、一四〇〜一四五頁。

(23) 『妙法院日次記 第十九卷』、二六二頁。

(24) 『妙法院日記 第二十卷』、七二頁。

(25) 『妙法院日記 第二十一卷』、一四頁。

(26) 『妙法院日記 第二十二卷』、一四〇～一四一頁。

(27) 妙法院の史料に小山屋吉兵衛が所持した絵符は「安永九子年御絵符御改之儀有之候間、御殿江差上候様被仰付候二付、則其砌返上仕候儀相違無御座候」と、安永九年の時にもこのように絵符・提燈に関する一斉調査が行われて、その時返上されたことが確認できる、その安永九年の達しに關して同年二月の京都町触をみると「御所々此外撰家宮門跡堂上方地下役人等挑燈会符請取相用候者共、是迄其時々相届聞置候得共、年久敷相成、右之内二者品替等不届もの共も有之、当時挑燈会符等相用候もの共増減等も難分口々有之候<sup>(27)</sup>」と撰家・宮門跡・堂上方・地下役人から絵符・提燈を借りている者は、その際京都町奉行所に報告したが、年代が古くなりそのうち不届きなものがあるろうと、また最近その増減の様子も掴み難いので「当時右挑燈会符等相用候もの共、請取居候員数并何商売いたし、或者如何躰之用向承候付相用候と申儀等、一町内限り帳面二記、当月中伊予御役所へ可差出候<sup>(27)</sup>」と絵符・提燈を借りている者はその数と職業、また借りている用途を町ごとに帳面に記して町奉行所に提出するように洛中洛外に知らせていることが確認できる。大坂でも京都と同じ趣旨の触れが流され、町奉行所の調査によって妙法院の絵符が取り上げることになったと推測される。

- (28) 『妙法院日記 第二十二卷』、一四二～一四三頁。
- (29) 同右、一八五頁。
- (30) 同右、一九二頁。
- (31) 「官方并寺院貸附金之儀ニ付評議」(『御仕置例類集(古類集) 一卷』一九六～一九七頁。前節の「史料一ノ一」と「史料一ノ二」と同一な史料である。
- (32) 神沢杜口「翁草」『日本隨筆大成 卷二十四』、吉川弘文館、一九九六年、一二八～一二九頁。
- (33) 宇佐美英機『近世京都の金銀出入と社会慣習』清文堂出版、二〇〇八年、五一～五五頁
- (34) 「官方并寺院貸附金之儀ニ付評議」
- (35) 同右。
- (36) 同右、二〇〇～二〇一頁。
- (37) 「貸附雜記 四」寛政元年正月条。
- (38) 同右。
- (39) この時、青蓮院は大坂における貸付元金は二二〇〇両であることを報告し、また「寛政元酉二月方御貸付銀貸出有無とも毎月奉行所へ届差出候事」と翌月の寛政元年二月から毎月役所に貸付内容を報告することになったと思

われる。

第三部

名目金貸付と公金貸付の諸関係

## 第五章 幕府公金貸付の動き

はじめに

安永四年（一七七五）、また天明八年（一七八八）、実施が議論された名目金貸付の公金貸付一本化案は、たとえそれが完全な実行に至らずに終わったとしてもその意味は深い。これを名目金貸付を取り締まる規制策としてはなく、同時期幕府の経済政策との関わりの中でみると、どういう構図が見えるのであろうか。名目金貸付が隆盛をみた同時期に幕府は一方で公金貸付を本格的に始めようとしていた時期でもあった。

公金貸付は、幕府財政の利殖機能と大名・旗本財政や農民経営に対するテコ入れ機能を併せ有した幕府の貸付政策であり、十八世紀半からの準備と整備を経て、十九世紀に本格的に展開されたとみなされる<sup>(1)</sup>。この公金貸付の準備期と同時期に名目金貸付の公金貸付化の構想が浮かび上がったのは重要である。また両者とも程度の差はあるが、幕府が関与していた貸付である共通点を有している。

この両者の関連性について、三浦俊明氏は京都青蓮院宮門跡の名目金貸付を分析し、その名目金貸付が宝暦・明和期から積極化してくる幕府の公金貸付政策に基づいて成立・発展したものであるとの理解を示したことがある<sup>(2)</sup>。また竹内誠氏は、明和二年（一七六五）上野宮（上野東叡山寛永寺の貫主）名目金貸付の幕府委託を、江戸町人に対する

公金貸付の嚆矢として評価した<sup>(3)</sup>。こうして名目金貸付と公金貸付との関係は以前から注目されてきたが、両者は一体どのような関係であったのか、その具体像が明らかになったとは言い難い。本章はそうした具体像を見いだす試みである。まず、竹内氏が指摘した両者が交わる発端ともいえる明和期の上野宮名目金貸付の幕府委託を再検討し、当時期における諸貸付の関係を検討する。

### 第一節 勘定吟味役伊奈の上方吟味

江戸における幕府の公金貸付の嚆矢として見なされる江戸町奉行所委託の上野宮名目金貸付の内容を、明和二年(一七六五)十二月老中から渡された書付から確かめてみよう。

〔史料一〕『東京市史稿 産業編』(4)

寺院御手当金老萬両町年寄へ渡御書付之事

一 松平右近将盛殿御渡御書付左之通  
(老中松平武元)  
(監)

御勘定奉行へ

上野御宮、御靈屋御別当寺院御修復之義相願候得共、従公儀御沙汰に不被及事に候、然共後年に至り大破之節



は、難被捨置義も可有之候、依之為手当、先達て上方筋吟味之上取上に相成候名目金銀之内、老萬兩貸付利金溜置候様可被致候、貸付方之義は年老割之利金を以町年寄共へ為貸付、利金年々相納、右利金之内、為諸雑用老步通被下候段、町奉行へ申渡候間、三ヶ年之内は先溜置、四ヶ年目より右寺院に不限、無抛御寄付等被仰付候諸寺社迄之御手当本に相成候様可被心得候、尤町奉行可被談候（後略）

老中（松平武元）から勘定奉行宛（伊奈半左衛門・安藤弾正少弼・牧野大隅守・小野左大夫）に出されたこの書付には、上野宮の霊屋や別当寺院の修復のための手当として、資金一〇〇〇〇兩を町年寄へ預けて貸付を行い、その利益を修復資金として充当させるということ、その貸付利子は年利一割で、内一步は諸経費として町年寄が受け取ること、また貸付から三年までは溜め置き、四ヶ年目以降は他の寺院もこの手当の対象になることが想定されている。老中は勘定奉行にこのことについて江戸町奉行（土屋越前守・依田豊前守）と相談するように指示している。

その後、町奉行所での吟味の結果、二〇名の町人が拝借人として選定され、一人当り五〇〇兩ずつ貸し付けることとなり、翌年の明和三年（一七六六）二月二十四日、町奉行所から町年寄の奈良屋市右衛門、樽屋与左衛門、喜多村彦右衛門の三人へ資金が渡され、この貸付が開始されることになった<sup>(5)</sup>。

このように堂舎修復に充てる資金助成を目的に実施されることになった明和二年（一七六五）上野宮の名目金貸付は町奉行所に貸付が委託された、いわば幕府が管理する公金貸付の形で町年寄がその実際の運用を担当することであ

った。ここで注目したい部分は、この貸付資金の出所である。金一〇〇〇〇両の貸付資金は「先達て上方筋吟味之上取上に相成候名目金銀之内」と以前上方の吟味で取り上げられた名目金の一部であった。これについて竹内氏は、安永四年令に先立つ幕府の名目金貸付への介入・吸収策であると指摘しているが<sup>(6)</sup>、この没収された名目金の詳細については明らかにされず、ただ摘発された不正名目金として推測されるのみである。では先達て行われた「上方筋吟味」とは何であろうか、まずこれについて検討したい。

京都町奉行所の与力を長年勤めた神沢杜口の随筆である「翁草」には、京都における名目金貸付に関する記事が散見されるが<sup>(7)</sup>、その中にはこの上方吟味の話と思われる部分がある。これは「京都名目銀之事」という項目で「宝暦午の頃、東武より伊奈半左衛門登られ、町奉行小林阿波守立会、是迄の貸付の分、不残三十年賦に申付」<sup>(8)</sup>と宝暦十二年(一七六二)江戸から伊奈半左衛門が来て、京都町奉行の小林の立合いのうえ、当時京都における名目金の貸付分について三〇年賦の返納期間が定められたという記述がそれである。だが、この年代は恐らく明和元年(一七六四)の誤記ではないかと思われる。伊奈が関東郡代から勘定吟味役になったのは宝暦十三年(一七六三)であり<sup>(9)</sup>、また『京都町触集成』に載せられている町触をみると、宝暦十二年(一七六二)には伊奈の行跡が確認できないが、明和元年(一七六四)には伊奈の京都到着から出京までの全過程があらわれている。二年ほど年代のズレはあるが、上方吟味というのは、明和元年(一七六四)伊奈以下の勘定所役人の京都訪問の時に行われた調査を指すものであると思われる。以下では、伊奈一行の行跡を京都町触から追う。

まず伊奈の正確な上洛時期については、明和元年（一七六四）三月十四日の町触に「明日十五日、伊奈半左衛門并御勘定組頭・御勘定等上京ニ付、道筋掃除」<sup>（10）</sup>という記述があることから、同年三月十五日に伊奈以下の勘定所役人が京都に着したと推定される。また同年八月二十三日の町触には伊奈一行の廻村記事が確認できるので<sup>（11）</sup>、およそこの時の伊奈の上方吟味は、少なくとも半年以上に及ぶ調査ではないかと思われる。

当該期の幕府の財政を担った勘定所官僚の長期調査は重要な意味を持つものと思われる。この滞在で一体何が起きていたのであろうか。伊奈が京着した三日後である明和元年（一七六四）三月十八日、早くも次のような町触が出されている。

〔史料二〕 『京都町触集成』（12）

両御役所金銀借り請候者共可有之候間、銀高并名所書付、明十九日中阿波御役所江訴出可申候、本人罷出候ニ不及候、年寄・五人組之内老人持參可致候、若隠し置候もの於有之者、吟味之上急度曲事ニ可申付候間、銀高有体ニ相認、早々訴出可申候、右之通洛中洛外江可相触者也（日付略）

ここでは「御役所銀」の拝借人に対し、借りた金額と名前、居所を記した書付を翌日の十九日までに町奉行所に提出するよう指示が出されている。拝借人本人が来る必要はなく、その町の年寄・五人組のうち一人が代理で提出す

ればよいが、拝借した事実を隠してはならないと言っている。また翌々日である二十日の触れには、吟味中である「御役所貸付」における貸主と借主の間の内済も暫く禁じられている<sup>(13)</sup>。伊奈の到着と時を合わせ、このような触れが出されていることは、彼らの京都訪問はこの役所銀に関する監察が主目的であったのではないかと推測できる。

役所銀の拝借人に書付提出を求めた時から二ヶ月後の明和元年(一七六四)五月には、この拝借人達に対して町奉行所へ出頭するように指示が出された<sup>(14)</sup>。更に同年七月には、御役所銀の拝借人に対して「伊奈半左衛門へも申談、格別之宥免を以当申年方三拾ヶ年賦ニ申付」<sup>(15)</sup>と役所銀の返済について伊奈と相談した結果、特別な措置が許され、同年の明和元年からの三〇年賦での返済が認められている。また借金返済については毎年十月に東町奉行所に納入するようにと触れられている<sup>(16)</sup>。三月に始められた役所銀貸付の調査は四ヶ月後によりやくその返済について決着が付けられた。以上が明和元年(一七六四)における、伊奈の京都吟味の概要である。

さて、ここで返済の対象となっている「御役所銀」は一体何を指すものであろうか。京都町触における「御役所」はすなわち京都町奉行所を指すものであり、従って「御役所銀」というのは京都町奉行所から貸し付けられていた資金になる。京都における名目金貸付の種類について三井の記録では「名目貸と申者、宮様御堂上方並御修復銀等ニ不限、両御奉行所ニ公事方、勘定方、目付方、証文方、闕所方と部屋相分り有之、右ヲ五役所と相唱、右部屋々ニ有之金銀京都町人へ御預ケニ相成、御役所銀と申証文ニ而貸渡申候」<sup>(17)</sup>と、一般の宮方・堂上方などの名目金貸付以外にも、京都町奉行所の中の五役所と称する部局の部屋にある金銀を京都の町人へ預ける御役所銀も名目金貸付の

一種として考えられていたことが分かる。これらも名目金貸付として見なされた理由は、恐らくこれらの役所銀の出処が公家や寺社などから町奉行所へ委託されたお金であったためではないかと推測される(18)。このことから考えると、上記の「史料一」のなか、上方筋の吟味で取り上げられたとされる名目銀というのは役所銀、つまり町奉行所に委託されていた名目金であると思われる。更に、次の二つの明和元年(一七六四)の京都町触を見てみたい。

〔史料三〕 『京都町触集成』 (19)

先達而申渡候名目金銀取立方之儀、当月廿八日迄ニ可相納旨申触候得共、大人数之儀故、只今以借主江之申渡相残り有之上者、取立方混雜いたし、借主之儀も此節申渡候ものハ、直ニ申渡候て間も無之納ニ相成、才覚不行届趣相聞候ニ付、格別之存寄を加へ、猶又江戸役人中江も右之趣申達、来ル廿八日迄之納者差免、来月晦までニ才覚可申出候、右之趣洛中洛外江可相触者也

五月廿四日

〔史料四〕 『京都町触集成』 (20)

先達而申渡候名目銀一件納方之儀、当月晦日限申付候得共、伊奈半左衛門大坂表御用荒方片付候上ハ、一先つ出京可有之由ニ付、其節評議之上、猶又納方可申付間、夫迄も随分才覚可致置候条申触者也、右之通洛中洛外早々

可相触者也

六月十二日

一つ目の町触は、明和元年（一七六四）五月二十四日に出されたもので、当時取り立てることとなった名目銀貸付の返済期間は五月二十八日迄であるが、大人数の貸付であり、また借主へ取立てを知らせてから間もない時であるため、期日まで返済するには無理があると町奉行が判断し、江戸役人中、即ち伊奈一行と相談した結果、名目金貸付の返済が六月晦日迄へと返済期間が一月延長になっていることを知らせている。

二つ目は、同年六月十二日に出された町触で、名目銀の返済期日が六月晦日迄であるが、伊奈が大坂表における用事を片付け、京都を一時離れることになるため、後日伊奈との相談のうえ返済についてまた指示することを町中へ知らせている。

そしてこの二つの史料の中での「名目銀」は、上述した「御役所銀」と同一なものではないかと思われる。つまり、以上取り上げた町触を時系列に整理してみると、役所銀は三月の調査後、五月に借主を役所に呼び出し、七月に三十年賦としてその返済期間が最終的に決定された。一方、その五月と七月の間の町触が「史料三」と「史料四」で、名目銀の返済期限を五月二十八日から六月二十八日へ、六月には伊奈の帰京後へとその期限が延長されている。役所銀と名目銀を同一なものとして想定してみると、三月からの名目金貸付の調査後、五月十七日その借主を役所に呼出

し、約十日後の五月末まで返済期限が申し渡され、その期限が無理であると延長が繰り返された結果、最終的に三〇年賦として返済期間を決着つけられたのではないかと推論できる。次の同年六月の触れは、この推測をさらに裏付ける。

〔史料五〕『京都町触集成』(21)

御役所方貸付候名目金銀之内、此度不宜証文之分者、吟味之上夫々ニ濟方申付候間、右名目貸証文隠置、此節吟味ニ不差出、以来及出入ニ候共、於御役所ニ取上不申可為反故事ニ付、此度洛中洛外、山城、大和、近江、丹波、右国々江も可申触者也

六月

上記では役所から貸し付けられている「名目銀」のうち、不正な証文については吟味のうえその返済を命じる予定であるので、役所に提出すべき貸付証文を隠してはならない、もしこの際提出されなかった貸付については、以後返済延滞などを役所に訴え出ても受理しないことを京都とその周辺の国々へ知らせている。

ここで注目したい部分は冒頭の「御役所方貸付候名目金銀之内」という表現である。ここで名目金銀は役所より貸し付けられたものとして明記されており、町触の中の役所銀は名目銀の一種であったことが再確認できる。さらに

同年三月二十八日付の別の触れをみると「此度御役所銀貸付証文御改ニ付指上候、夫ニ付宮御門跡方、堂上方、其外祠堂銀之貸付証文等取紛、差上候口々も有之候ハ、其分早々以書付可申出候」(22)と役所銀貸付の証文提出に宮門跡堂上方などの貸付証文が混じっていることが指摘され、この時の調査対象は町奉行所管轄の名目銀貸付のみであることが再度明記されている。またこれら借主の役所出頭を命じている五月十三日の触れにも「尤御役所銀之外、名目又ハ家質小貸等之口々ハ不及出候(23)」と町奉行所のものではない名目金貸付や家質貸の借主は奉行所に出頭しないように注意されている。つまり明和元年(一七六四)伊奈の調査対象となっている名目金は、当時京都町奉行所から貸し付けられていたものであったと理解できる。

以上のことから、翌年の明和二年(一七六五)の「史料一」で上野宮の貸付資金として上方筋で取り上げられたとされる名目銀というのは、明和元年(一七六四)京都における伊奈の調査で返済が命じられることとなった名目銀であり、正確に言えば京都町奉行所が管轄していた名目銀であったことが確認できる。この勘定所役人の吟味で取り上げられた京都町奉行所管轄の名目金が、後日江戸町奉行所管轄の寺社名目金として転じられていることは、特記すべきことである。また明和元年勘定吟味役として上方筋を吟味した伊奈は翌年の明和二年二月、勘定奉行として補任しており、「史料一」で老中から命じられていた勘定奉行の一人でもあった。

明和元年の伊奈の調査では、他に京都の上納会所の貸付も対象となり、伊奈は上納会所を廃止しようとしたが、その運営者である宮西九郎衛門が冥加金として直ちに金一四〇〇両と銀四九貫目を上納し、また毎年金三八〇両と銀



一二貫目を幕府に上納することを上申し、その結果上納会所は存続出来ることとなっている<sup>(24)</sup>。この上納会所の貸付も名目金貸付のように債権における幕府の保護を受けていた貸付であったとされるので、明和元年(一七六六)京都における伊奈の調査は、このように幕府によって債権が保護されていた貸付が主たる調査対象になったのではないかとと思われる。

この時、伊奈は京都調査のかたわら大坂にも出向き、宝暦期に行われた大坂御用金の返還をも指揮していた<sup>(25)</sup>。この大坂御用金の返還処理は、金融市場を妨げる要因を除去し、金銀の円滑な通用を図ったものとして評価されるが、同一な意図は京都における名目金貸付の調査とその処理についても貫かれていたのではないだろうか。つまり、明和元年(一七六四)伊奈など勘定所官僚の上方滞在は、京都と大坂を中心とする上方の金融市場に対する大々的な調査が目的にしたものであったと推測できる。

さて、当時なぜこのような調査が行われることになったのか。まず考えられるのは「御役所方貸付候名目銀之内、此度不宜証文之分者、吟味之上夫々ニ濟方申付候」と問題になっている名目金貸付における「不宜証文」の存在であったと思われる。これは伊奈の訪問以前の京都町触から散見される。

〔史料六〕『京都町触集成』(26)

御役所銀并堂上方金銀引請支配等不致もの、右名目金銀与名付貸付いたし候者有之、尤借り請候ものも、右之儀

を乍存借請候者有之趣、粗相聞候、右体之義ハ不輕儀ニ候、右之趣を取企候もの於有之ハ、其銀主并借請人ハ勿論口入之者急度可申付候、若右体之不埒成者有之候ハ、其人品ニ不限可訴出候、吟味之上、其本人并口入之もの急度曲事ニ可申付候、右之趣山城國中へ可相触者也（後略）

この宝暦九年（一七五九）九月の京都町触では、虚偽の名目金貸付の存在が指摘されている。御役所銀や堂上方金銀など名目金貸付の支配人でもない者が、自分の貸付を名目金貸付であるかのように貸し付けを行い、また借りる人もこれを知りながら借受けしている実態が指摘され、名目金貸付ではないものを名目金貸付のように偽装して貸し付けることは処罰の対象であり、これらが発覚した場合、本人はもちろんその仲介人まで処罰されると明記されている。このように虚偽の名目金貸付が行われるようになったのは、それが他一般の貸付より債権が保護されている点にあった。前に紹介した京都町奉行所与力の神沢は、京都における虚偽の名目金貸付の証文の盛行について「普通の金銀貸借出入は、古来定法の通、裁判緩やかなるに、此名目銀は御為替銀に等しく、嚴敷取立らるゝ故に、是迄の平証文にも、悉く名目を借り、証文を仕替に様々成行く儘に、世に平証文はなき様に成ぬ」<sup>(27)</sup>と、名目金貸付は幕府の為替金に同様に取立てが厳しかったため、一般の貸付もそれに便乗し、京都における貸借証文に平証文―一般の貸付証文―がない状態に至っていると評している。恐らく後の明和元年（一七六四）伊奈の吟味の際、問題視されている名目金貸付の「不宜証文」とは、まさにこれに該当するものであろう。

また伊奈が来る前年である宝暦十三年（一七六三）八月出された京都の町触にも問題が指摘されている。

〔史料七〕『京都町触集成』（28）

口触

諸名目金銀貸付口入之致方、是迄不埒ニ付、此度口入改会所申付候、口入銘々へ口入改会所より印札相渡候間、向後右印札無之者と金銀貸借相對堅致間鋪候、名目金銀貸付ものは勿論、借主たりとも急度此段相守可申候、但し、印札無之者、懇意之間柄ニ而世話いたし、口入料不取之ものは、別段之事ニ候、少々ニ而も世話料取之候ハ、口入改会所方訴出次第、吟味之上急度可申付候、右之趣洛中洛外へ可相触者也

未八月十五日

ここでは名目金貸付の仲介における不正が指摘され、これを防ぐため口入改会所を建てて会所から仲介人に印札を配布することにし、この印札の不所持者が名目金貸付に關与することを禁じている。また貸主、借り主へもこの印札を所持していない者の仲介で名目金を貸借することを禁じる旨を知らせている。懇意の連中が仲介し、世話料を取らない場合は構わないが、印札が無い者が仲介し世話料を取ったことが発覚すれば処罰されるということである。このように宝暦十三年（一七五三）幕府は口入改会所を建てて、仲介人に印札を交付することで、名目金貸付における仲介

人の不正を防ごうとした。恐らくこれも名目金貸付を装った不正のため講じられた方策であったと思われる。この口入会所は設立から半年も経たない明和元年（一七五四）二月に廃止されることになったが<sup>(29)</sup>、時宜を得たかのように翌月の三月、伊奈が京都に上洛し、京都の名目金貸付について調査をすることになったことは、ただの偶然ではないと思われる。

宝暦期の京都町触からは、当時京都における名目金貸付に関わる不正の深刻さと同時に、これを正そうする動きが読み取れる。明和元年の勘定吟味役伊奈の上洛は、このような動きの延長線のうえで幕府によって積極的に推進されたものであった。この調査の結果、京都町奉行所管轄の名目金貸付の一斉返済が命じられ、一部であるが同年からその名目金が幕府の勘定所に没収されることになったと思われる。

なぜ名目金貸付のうち、町奉行所管轄の名目金貸付が吟味対象になったのか。恐らくこれはただの監察対象ではなく、政策運用におけるヒントはそこから得られたのではないだろうか。これについて次節では江戸における貸付政策の運用様子に検討する。

いずれにせよ明和元年（一七六四）伊奈を筆頭とする勘定所役人の上方における吟味は、名目金貸付が当時の金融市場においてかなり重要な位置を占めていたという幕府の認識をあらわすものであろう。

## 第二節 在方手当金貸付の開始

明和元年（一七六四）伊奈一行による上方吟味は、単に金融市場における不正を糺す事で終結するものではなかった。「史料一」で確認した通り、その際に京都で取り上げられた名目金は、直ちに翌年明和二年（一七六五）江戸上野宮の名目金貸付の資金として流用されている。これを上方の資金が幕府によって関東へ移動されたとみる指摘は面白いが<sup>(30)</sup>、<sup>(31)</sup>では何よりその貸付手法の類似性に注目したい。

前年京都から没収された名目金を資金とする上野宮の名目金貸付は、最初からその貸付が江戸町奉行所に移管され、町年寄の手によって運用されることになった。これは、以前まで京都町奉行所で実施されていた名目金貸付が、上野宮の名目金貸付として名付けられ、江戸町奉行所において再び行われるようになっていくことを意味する。このことは明和元年（一七六四）上方における調査の経験が、名目金貸付に関する幕府の興味を一層引き起こす契機になったのではないだろうかと思われる。つまり、役所が寺社の名目金貸付を代理で行うという論理も、その資金と一緒に江戸に伝来されることになったとも言える。勿論、幕府の奉行所や代官が委託された名目金貸付を行うことも以前から存在したものであるが、それを積極的に取り組む動きをみせたことで以前とは差があると思われる。

上述した通り、町奉行所に委託された上野宮の名目金貸付は、町年寄が吟味のうえ選んだ二〇名の町人に、五〇〇両ずつ五年間、利子一割で貸し付けられることになった。賀川隆行によると、この上野宮の名目金貸付は既に延享二年（一七四五）から始められており、その際に二五〇〇両は江戸の三井両替店に預けられた<sup>(31)</sup>。その利子は年七

パーセントで、三井はこれを月一パーセントの利子付きで江戸の中・小商人に下貸付をしていた。この既存の貸付と明和二年（一七六五）の貸付を比べると、貸付の管轄は三井と町奉行所と変わり、その利子も年利七パーセントから一〇パーセントへと増加している。しかしながら貸付の経路は既存のものと同じであった。町奉行所―正確には町年寄―が管轄することになった明和二年（一七六五）上野宮名目金貸付は、選定された二〇人の江戸町人にお金が預けられ、彼らも他へ下貸付をしていたと推測される。その貸付が信用できる有力町人の手によって運用されている点でみれば、三井に任せられた既存の貸付とそれほど変わりがないと思われる。

ただ、ここで注目すべき一つの変化は、町奉行所が上野宮の名目金貸付の中に深く関与することになったことである。また六年後の明和八年（一七七一）開始されることになった幕府の公金貸付である在方手当金貸付は、この明和二年（一七六五）上野宮名目金貸付の仕法と全く同一なものであった。

明和八年（一七七一）江戸における公金貸付である在方手当金貸付は、資金を江戸町人に貸し付けし、そこから得られる利金を名称の通りに農村救済の資金に充てることを目的にしていた公金貸付である<sup>(32)</sup>。竹内誠によると、まず明和八年（一七七一）五〇〇〇両を町年寄へ委託することから始められ、その後安永五年（一七七六）には二〇〇〇両、同七年（一七七八）は一五〇〇両が加えられ、安永八年（一七七九）以降は毎年五〇〇両と貸付利子の一部が元金に組み込まれることになり、総額一〇万両とすることを目標にした<sup>(33)</sup>。だが天明五年（一七八五）以降、飢饉や将軍家治の葬式など予想外の出費が発生したため、七〇〇〇両が回収され、総額を一〇万両に増やす計画は中止と

なつたものである(34)。

この在方手当金貸付の仕法は、上述した明和期の上野宮名目金貸付の仕法と同じく、町奉行所の所轄下、町年寄に資金が委託され、彼らの吟味で選ばれた江戸町人に年利一〇パーセントで五年間貸付けることにし、毎年利金の五〇〇〇両のうち、五パーセントに該当する二五〇両は諸経費として町年寄が受け取る仕組みであった。この貸付は最初から五〇〇〇両という高額の貸付であったため、当該町人から貸借の担保として家質を取るとされていたが、これに対して町年寄(喜多村・樽屋・奈良屋)は以下のような意見を町奉行に述べた。

〔史料八〕『東京市史稿 産業編』(35)

(奥書) 勝手掛若年寄水野忠文

明和八年十一月廿日水野出羽守殿之上ル

町年寄共差出候書付

(北町奉行 曲淵景憲)  
曲淵甲斐守

先達て御金壹萬両、私共え御渡被遊、御貸附被仰付候外、猶又五萬両御渡可被遊候間、年一割之利足を以五ヶ年季、身元慥成町人共え貸渡、利金取上上納仕候積、尤先達ては一萬両之利金千両之内百両、為諸入用、私共え被下置候得共、此度五萬両之利金は御金高ニも御座候二付、壹ヶ年五千両之内式百五十両被下置候積、冥加至極難有仕合奉存候、且又先達ては利金も取立候事二付、借受人家質等不被仰付候得共、此度は御金高之儀二付、相応

之家質取之貸付候積、勘辨仕可申上旨被仰渡候二付、私共評議仕、存寄左二申上候、

一、右御貸附金之儀、御金高二御座候間、相応之家質取之貸付候儀、私共勘辨仕候処、都て町人共方にて取扱候家質利足之儀は、年四・五分位より六・七分位迄にて、相对次第貸借仕候間、年一割之利金にて家質差出、奉預候者御座有間敷哉二奉存候、尤御用筋にて差出候家質之儀は、名主・五人組加判之證文写為仕候上、町中惣連判之證文、私共方え取置候儀二御座候間、身元慥成町人共は、右躰之儀をも迷惑二奉存、奉預候者御座有間敷哉二奉存候、

但、御貸附金と申名目、證文之表二書頭し、武家方・町方え借出候積にて、町人ともえ相預候ハ、家質差出奉預候者も可有御座哉、乍去右之通にては、相預候御金之内え、自分之金子を取交借出、紛敷筋も出来可仕候哉難計奉存候二付、何れとも相決難申上奉存候、

一、先達て之御貸付金老萬両之義は、身元慥成町人とも相撰、身元相糺、所持之家屋敷ヶ所沽券金高等迄為書出候上、老人え御金五百両宛、年一割之利足を以相預置候儀二御座候、右書出置候所持之屋敷之内、家質書入、又は売払譲渡等仕候節ハ、私共方え申出候二付、相殘候所持之屋敷ヶ所、沽券金高等相糺、若身上不如意之様子二相見、少々二ても無覺束筋有之候得は、年季極之内二御座候得共、外町人之内、身元慥成者え預替候儀にて、家質二ては無御座候得共、右之通私とも承届不申候内は、家質又は譲渡等取引不為仕候間、預置候御金高二は不拘、身上限を御金之引当二仕、同意二御座候二付、却て家質取置候よりハ慥成方にて、氣遣敷筋無之候間、



此度之御金之儀も、右之取計を以て、御貸附仰付可然哉ニ奉存候（後略）

上記の史料は明和八年（一七七二）十一月、町奉行の曲淵甲斐守が勝手掛若年寄の水野忠友宛に提出した町年寄からの書付である。

町年寄らは選定した町人から家質担保を取ることに反対し、その理由として一般的に家質担保の貸付利息は年四〜七パーセントであることに比べ、今回の在方手当金貸付は年利一〇パーセントの高利であるため、このような高利で、また家質まで担保にとる貸付になると、この金を借りようとする人がいないと述べている。もし幕府の御貸附金であることの証文で武家・町人へ下貸付するのが許容されれば、お金を預かろうとする人もいると思われるが、この場合、資金の中に彼らのお金が紛れ込むことになる懸念されている。

また前回一〇〇〇両を預かった時も町人から家質を取らなかったが、所持した屋敷の沽券金高を書き出すことにし、また調査のうえ確かな町人に貸し付けし、もし彼等に不都合が見える場合は、他の町人に振り替えることにしたので、あえて家質まで取る必要がなかったとしている。ここでいう前回の一万両とは、上述した明和二年（一七六五）町年寄に預けられていた上野宮名目金貸付を指すと考えられる。この名目金貸付を運用した経験から、町年寄は貸付妨げとなる要素である家質担保の条件を最初から除外しようとしたのである。

この他、前回のように一人五〇〇両の均等貸付の仕方では、目標金額の五万両を貸し付けするには百名も必要と

されるので、人によって貸付けける金高を増やすべきであるとの意見も述べている。

このように明和八年（一七七二）の在方手当貸付は、その以前行われた明和二年（一七六五）上野宮名目金貸付の経験を基に行われた。言い換えれば、江戸における幕府の公金貸付は寺社の名目金貸付の仕法を見習って始められており、明和二年の上野宮名目金貸付は、その五年後の幕府の公金貸付の先例ともいえる。

明和八年十二月二十日提出された在方手当貸付金の拝借人の人数は、合計八三名に金四八五〇〇両の金額が貸付けられることになった<sup>(36)</sup>。この八三名は、以前町年寄からお金を預けられた経験者の三三名と、経験のない新参者の五〇名で構成されていた。経験者の面々を見ると、大体金五〇〇両前後の金を町年寄から預けられた経験があり、今回の在方手当貸付も同じく五〇〇両ほどを預けられている。一方新参者の五〇人の中、三三名は五〇〇両を預かったが、一七名は一〇〇〇両も預かっている。

このなか、寛政期には幕府の勘定所御用達の一人に任命されるなど江戸の代表的な新興商人である播磨屋新右衛門を詳しく見てみよう<sup>(37)</sup>。金吹町家持の播磨屋は、湯島老町目家持の津軽屋三右衛門、鎌倉町家持の土生伊之太郎、檜物町家持の大橋忠七、新和泉町忠次郎地借の四方久兵衛の四人と一緒に在方手当貸付金の五〇〇両ずつを預けられているが、これらの五人は、「先達て靈運院願ニ付、御貸附被仰付候金三千両之内、五百両宛預置候」と以前靈運院の請願によって貸し付けられることになった三〇〇〇両もこれら五人に五〇〇両ずつ預けられたと記されている。この仔細は下記から見てみよう。

〔史料九〕『東京市史稿 産業編』(38)

明和六丑十月十三日、奈良屋御役所より被招呼、御公儀御預ケ金之儀被仰渡、左之通請書差上申候写左  
御金三千両年一割之利金を以御貸付ニ相成候間、老人え金五百両宛之積、右之御金各様より私え御預ケ可被成積  
ニ御座候ニ付、一通り御尋被成候段被仰聞承知仕候、右之通ニて可奉預候、為其御請書差上申候、以上、

丑十月

金吹町家持

播磨屋新右衛門

右人数

手前

大橋忠七

羽生猪之太郎

田方久兵衛

富田五郎兵衛

此五人

## 津軽屋三右衛門

### 町三人年寄衆中

この史料の原本は播磨屋中井家「日記」の記述であるが、明和六年（一七六九）十月十三日、町年寄の奈良屋の役所に呼び出された際に町年寄に提出した播磨屋の請書である。ここでは播磨屋を含めた六人に、一人五〇〇両ずつ総額三〇〇〇両を年利一〇パーセントで当年の明和六年（一七六九）から安永二年（一七七四）迄の五年間貸し付けられることになっている。恐らくこれが上述した前回霊雲院の願いによって播磨屋らに預けられた金であろうと推測できる。この「史料九」で預けられている金は「御公儀御預ケ金」と幕府のお金であるとその出所が曖昧であるが、三〇〇〇両という総額、また配分金額の五〇〇両が一致しており、何より借主の名前をみると、明和六年の拝借人のなか、富田五郎兵衛を除く五人の名前―播磨屋新右衛門、大橋忠七、田方久兵衛、津軽屋三右衛門、羽生猪之太郎―は、明和八年の播磨屋新右衛門、大橋忠七、四方久兵衛、津軽屋三右衛門、土生伊之太郎と全員一致している（田方久兵衛と四方久兵衛、土生伊之太郎と羽生猪之太郎は同一人物と推定できる）。

このことから播磨屋などの五人は明和六年（一七六九）町年寄から霊雲院の貸付金を預けられ、また二年後の明和八年（一七七二）再び町年寄から幕府の在方手当貸付金を預けられることになったと理解できる。また次章で詳述するが、明和六年（一七六九）町年寄から預けられた三〇〇〇両の金は、その頃幕府に貸付を委託してきた霊運院の名目金

であったと推測される(39)。

安永四年(二七七五)閏十二月、明和八年(一七七二)から五年間の在方手当貸付金の年季が終わって、再び預かることになった際、播磨屋が町年寄へ報告した内容をみると「一、御貸金之名題、一口は在方御手当金、一口は靈雲院御院御貸金」(40)と当時町年寄から預けられていたお金として、幕府の公金貸付である在方手当貸付と靈雲院の名目金貸付が並列に言及されている。このような報告が行われていることは、両者はともに町年寄から播磨屋に渡されている金であったためであり、借主の播磨屋にとってその預けられたお金の出自が幕府の公金であろうが、寺社の名目金であろうが大した差がなかったと思われる。両者はともに町年寄から預けられ、その指示に従うものであり、その貸付の利子さえ年利一〇パーセントとして同一なものであった。

また拝借人名簿の最上部に「先達て御貸附金壹萬両之内五百両宛預置候処、身元慥成者二付、猶又此度壹人え五百両宛相預申候」と、前年「御貸附金」五〇〇両を預けられた経験から再び在方手当金を預かることになっている三谷三九郎などの一八名は、「史料一」の明和二年(二七六五)町年寄に委託された上野宮名目金貸付金の一万両を預けられた町人として推定される(41)。

明和八年(二七七二)在方手当貸付の拝借人として選定された江戸の町人のなか、約四割を占めている経験者の多数は、このように町奉行所に委託された寺社名目金貸付の拝借人であったことは興味深い。公金貸付を預けられる人も役所にとって信頼できる町人がその対象になったため、自然に以前にもお金を預かった経験者が優先された結果

であると思われる。また、寺社の名目金貸付であつてもその貸付が幕府に委託された以上、役所では利子などを問題なく収められる町人を峻別したため、それに付合する町人の数は限られた人数であつたのであろう。

このように明和八年(一七七一)在方手当貸付の拝借人の中には、以前町奉行所に委託された寺社名目金貸付の拝借人も多数含まれており、また貸付の利子や期間、担保の設定など、その貸付における仕法も、この委託名目金貸付の仕法を踏襲していた。もちろん両者はともに町年寄の指揮下に行われることになつた貸付である以上、拝借人の重複や仕法の類似性は当然な帰結であらう。

#### 小括

本章では、明和期江戸で始まつた幕府の公金貸付である在方手当貸付を同時期の名目金貸付とのかかわりのなかで捉えなおそうとした。ここで明和期江戸における町奉行管轄の貸付を時系列に整理してみると、まず明和二年(一七六五)上野宮の名目金貸付がある。この元金は、その前年の明和元年(一七六四)勘定吟味役の上方吟味で取り上げられた京都町奉行所管轄の名目金であり、勘定所官僚の手によって江戸に移管され、町年寄が運用することになつた。また明和六年(一七六九)幕府に委託された靈雲院の名目金貸付も、上野宮の貸付と同じく町年寄の手によって運用されることであつた。これについては次章で検討する。次いで明和八年(一七七一)町年寄が運用することになつた貸付

は、在方手当貸付という五万両に及ぶ巨額の公金貸付であった。こうした一連の流れから、公金貸付が本格的に始められる前段階において幕府の手―正確には町年寄―によって名目金貸付が模範として運用され、その仕法などが後の幕府の公金貸付にも引き続けられていることが分かる。いわば幕府に委託された寺社の名目金貸付というのは、以降行われることになる公金貸付の予行演習的な性格も持っていたと思われる。当該期の幕府政策についての評価として、既存の金融市場への直接介入・統制を行いつつ、その後すぐ公金貸付という形で、もつとも幕府が統制しやすい新たな金融市場を造成していたという表現は、まさにこれに当るものであろう<sup>(42)</sup>。

もちろん幕府の公金貸付はその以前からも行われており、この時期の全く新しい政策とはいえない。しかしながら明和期幕府の代表的な公金貸付である在方手当貸付金に限ってみれば、それに先立って明和期江戸の町奉行所に委託・運用された寺社の名目金貸付があったことは重要であろう。つまり、当該期幕府に委託された名目金貸付は、公金貸付の先行的な性格を持っていたと思われる。既に試された名目金貸付の仕方が、同時期の幕府の公金貸付政策にも反映されることになったとも言える<sup>(43)</sup>。

(1) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」『日本経済史大系 近世下』東京大学出版会(一九六五年)、二二

(2) 三浦俊明「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心として―(上)(下)」『人文学報』三五(一)(二)、関西学院大学、一九八五年。

(3) 竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』一三卷一〇号(一九六五年)、三六頁。

(4) 「戊申雜綴 上」『東京市史稿』産業編二十一卷、七三九頁。

(5) 同右。

(6) 竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』一三卷一〇号、一九六五年、三六頁。

(7) 神沢杜口「翁草」『日本隨筆大成』卷二十四、吉川弘文館、一九九六年、一二八―一二九頁。「翁草」は総二

〇〇冊で、最初の百冊までは明和年中に記述され、寛政三年(一七九一)二百冊として完成なつたとみられる。

(8) 同右。

(9) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局(二〇〇二年)、二七頁。

(10) 『京都町触集成 第四卷』、一〇六九号、二九五頁。

(11) 同右、一一八八号、三二二頁。

(12) 同右、一〇七九号、二九七頁。



(13) 同右、一〇八七号、三〇〇頁。

(14) 同右、一一三二号、三〇九頁。

(15) 同右、一一五八号、三一五頁。

(16) 『京都町触集成』を見ると、毎年御役所銀返済に関する触れが出されていることが確認できる。

(17) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版局、二〇〇二年、一一一―一二頁。原本は「御印一件」(三井文庫所蔵史料、続一四一七―二)。

(18) 三浦俊明氏によると、天保十三年(一八四二)京都町奉行所管轄の公金貸付金高の中、仁和寺や曇華院・光照院・閑院宮など寺院・宮家の貸付が、京都町奉行所に「御頼付」けられ、奉行所から貸し付けられていた。いわば、幕府に委託された名目金貸付であろう。(三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究―近世庶民金融市場の展開と世直し騒動―』吉川弘文館、一九八三年、九五―九六頁。)

(19) 『京都町触集成 第四卷』一一四三号、三一二頁。

(20) 同右、一一五二号、三一四頁。

(21) 同右、一一四八号、三一三頁。

(22) 『京都町触集成 第四卷』一〇九六号、三〇二頁。

(23) 同右、一一三二号、三〇九頁。

(24) 寺尾宏二「京都貸付会所考」(『駒沢大学文学部研究紀要』二十三、一九五五年)、八一〜八三頁。寺尾氏によると、上納会所は享保年中大坂御金蔵の御為替御用を勤めていた田中惣七の上納金滞納が発生し、京都の宮西九郎兵衛が田中に代わって不納銀を上納・完済したいと願い、その代り二十五ケ年間御為替金を融通貸付けすることで始まった貸付会所で、享保十九年(一七三四)から明治にいたるまで存続された。公金に準じた取扱いで債権保護を受け、またその期間中には宮西個人が行う貸付も公金同様の保護を受けることになった。

(25) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』法政大学出版社、二〇〇二年、一五〜二二頁。

(26) 『京都町触集成 第四卷』二二七号、五九頁。

(27) 神沢杜口、「翁草」『日本随筆大成 二十四』一二八〜一二九頁。

(28) 『京都町触集成 第四卷』九五二号、二五八頁。

(29) 同右、一〇五一号、二九〇頁。

(30) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について」『横浜大論集』一八二(一九八五年)、三九〜四〇頁。

(31) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一五七頁。

(32) 竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』一三卷一〇号、一九六五年、三八頁。

(33) 同右。

(34) 同右。

(35) 「明和撰要集 十八」『東京市史稿 産業編二十三卷』、六五一〜六五三頁。

(36) 「明和撰要集 十八」『東京市史稿 産業編二十三卷』、六四九〜六六五頁より作成、源本は国会図書館デ

ジタル史料「明和撰要集 十上 金銀錢之部」、四八〜六一コマ

(37) 播磨屋中井家は近江出身の商人で、次郎右衛門(生年不明)の時に出府し、その子の清助が本革屋町両替商の三谷忠衛門に奉公後、正徳四年(一七一四)八月金吹町へ脇両替商を開業して播磨屋新右衛門と号したことから始まる。播磨屋は享保・田沼期には大名貸などで伸長し、寛政期には幕府の勘定所御用達の一人に任命されるなど江戸の代表的な新興商人であり、文化五年(一八〇八)には本両替仲間に参加し、明治になっても中井銀行として事業を継続したと言われている(田中康雄「寛政期における江戸両替商の経営―播磨屋新右衛門の場合」『三井文庫論叢』二二号、一九六八年、九四頁)。

(38) 「永代帳」『東京市史稿 産業編二十二卷』七五七頁。

(39) この他、「先達て靈運院願ニ付、御貸附被仰付候金貳千両之内、五百両宛預置候」と前年靈運院の名目金二五〇〇両を預かったとされある南大工町一町目の家持伊勢屋惣兵衛、田所町の家持伊勢屋長兵衛、長谷川町の家持石川庄兵衛、品川町の家持藤野忠右衛門の四人もこの時再び在方手当金を預かっている。靈運院は明和六年(一七六九)三〇〇〇両、また翌年の明和七年(一七七〇)二〇〇〇両を二回に亘って幕府に名目金貸付を委託したが、播磨屋などの五人(22)~(26)は明和六年の拝借人、伊瀬屋などの四人(29)~(32)は明和七年の拝借人として推測される。

(40) 『東京市史稿 産業編二十五卷』三一八~三一九頁。またこの後の安永七年(一七七八)、播磨屋に町年寄から再び千両の金が渡され、既存の靈雲院御貸金五百両、在方手当金の五百両に加え、総額二千両を町年寄から預けられている。

(41) 『東京市史稿 市街篇』から上野宮名目金の貸付先を整理した飯島千秋氏の研究(飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について―」『横浜商大論集』十八巻二号、一九八五年、三九頁)をみると、三谷三九郎、海保半兵衛、三谷勘四郎、冬木小平次、横山伊之助、片山吉兵衛、仙波太郎兵衛、矢野七右衛門、豊嶋屋十右衛門、大和屋安之助は、明和三・四年の上野宮名目金を町年寄から預かっていたと確認されるので、「先達て御貸附金」を預かった者として挙げられていた①から⑳までの町人は、明和期上野宮名目金を預かっていた者であるみても良いだろう。

(42) 竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』一三卷一〇号(一九六五年)、三七頁。

(43) 同じく明和二年(一七六五)上野宮名目金貸付を公金貸付の中から取り上げた飯島氏は、上方から資金を調達し、それを江戸町人へ貸し付けて利殖を図るという方法は、「公金貸付」に関西資本と江戸町人資本を積極的に利用したものとして評価している(飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について―」『横浜商大論集』十八卷二号、一九八五年、三七―三八頁)。ただ、この上野宮の貸付を幕府の公金貸付として捉えても良いのかという疑問が残る。もちろんその資金も運用も幕府によるものではあるが、それを上野宮からの請願に対する手当として実施されることであり、何よりその資金が京都名目金貸付の元金であったことを考えると、これを一応幕府に委託された名目金貸付として把握した方が良いのではないだろうか。もちろん、幕府委託の名目金貸付は、公金貸付との境界が曖昧な処があり、公金貸付に属するものとしてみても問題はないのであるが、本論文は明和期上野宮の貸付を幕府に委託された名目金貸付として見なしたい。

はじめに

名目金貸付の形態は、その主体である寺社・諸侯が直接に借主との相対で貸し付ける仕方(相対貸付)と、彼らが幕府の代官や奉行所へその貸付を委託する仕方(委託貸付)と大別でき<sup>(1)</sup>、この二つの形態が名目金貸付として併存していた。本論文では前者の相対貸付を名目金貸付として検討してきたが、前章で取り上げた明和期町年寄によって運用された江戸上野宮や靈運院の貸付のように、幕府に委託された名目金貸付の数も少なくはない。最初の名目金貸付と推測される享保十八年(一七三三)伊豆国三嶋神社の名目金貸付は、幕府からの拝借金三〇〇両と手持ちのお金一四〇両を伊豆代官に預け、その貸付の利足が三嶋神社に還元される形式を取る委託された名目金貸付であった<sup>(2)</sup>。

こうして幕府に委託された名目金貸付は幕府の公金貸付の一種類として理解されてきた。その貸付の元金は幕府からの出資であることが多く、その貸付の運用においても奉行所・代官へ全的に任せられ、幕府の公金貸付と同様に貸付けられていたため、そうした理解も可能であると思われる。しかし、幕府に委託された名目金貸付であっても、これについて該当の寺社などが何の発言も影響力も持っていないわけでもなかった。とりわけ、自らの選択で幕府に貸付を委ねていた場合はそうした様子が一層明確にあらわれる。

本章では幕府に委託された名目金貸付を一般の相対の名目金貸付と幕府の公金貸付との中間的なものとして規定し、そこからみえる名目金貸付の様相、またそれをめぐっての各主体の思惑、とりわけ名目金貸付に対して当時幕府が抱いていた思惑を解明する。本章で江戸深川霊運院の名目金貸付を取りあげ、委託された名目金貸付の具体的なあり方を見てみたい。

## 第一節 霊運院名目金貸付の委託

霊運院(霊雲院・嶺雲院)は「江戸名所図会」の中で「宝暦七年丁巳台命あり、依て創建する所の蘭若なり、開基の年歴久しきにあらざるをもて、世俗深川の新寺と称ふ」<sup>(3)</sup>と記述されているように宝暦七年(一七五七)創建された深川寺町の中では新設の寺であった<sup>(4)</sup>。その境内は大川(現在の隅田川)に面し、霊運院の桜は葛飾北斎の「絵本隅田川兩岸一覽」の中で「市中の花」と呼ばれるほど有名であった。関東大震災で霊運院は焼け出され武蔵村山市に移転したため、現在深川にはその跡だけが残されている<sup>(5)</sup>。そして霊運院が名目金貸付に乗り出したのは、開基から一〇年も経たない明和期である。

〔史料一〕『東京市史稿 産業編』(6)

深川清住町禪宗靈雲院(運)儀ハ、先御代格別ニ被仰付、御内々御金被下御取立、類焼之節も、御金拝領仕候処、為冥加右御金ハ除置、所々より寄附を以建立仕、右拝領之金子は靈雲院永代修復料ニ仕度候処、相對計りニて證文を以て貸付候てハ利分并二元金返済之儀も約束期月通ニ急度相済候儀は無覺束奉存候、格別之御金之儀ニ有之候間、右金子を以靈雲院堂塔永代修復料ニ仕、堂塔退転不仕候様相続仕度候て、右貸付金借請候もの共、證文通り遲滞不仕候様、町触有之候様仕度段、靈雲院并ニ護靈院相願候処、格別之儀ニ付願之通り被仰付候、依て右金子望之者は靈雲院へ申込、借請證文之通り急度可致返済候、右貸出候度毎ニ靈雲院より町奉行所へ相届候間、借請候者共町年寄共方へ届可申出候、右借請候ものより外々へ貸付候ハ、其段靈雲院へ申聞、右貸付候證文へ靈雲院押切印形為致可申候、前書之通り借請候金子返済差滞候得は、依田豊前守番所へ靈雲院より訴出候ニ付、其節吟味之上済方可申付候間、其旨相心得可申候、右之通り去申十月相触置候得共、金子借請候節、町年寄共へ届不及申出候間、右借受候節ハ豊前守番所へ届可申出候

(北町奉行依田正次)

(明和元年)

(北町奉行依田正次)

二月

右之通從町御奉行所被仰渡候間、町中不残入念可被相触候、以上

三月九日

町年寄三人



上記は明和三年（一七六六）三月、町年寄（喜多村・樽屋・奈良屋）が江戸町奉行（依田豊前守）へ提出した書付である。ここで、霊運院は修復の手段にするため、幕府からの拝領金を貸し付けしようとするが、貸付証文のみでは借金の返済の強制力が弱いと判断し、証文通りに返済することを促す触れを流してくれるよう町奉行所に願って、その許可を得たことが分かる。これは第一章で検討したとおり、寺社の名目金貸付の成立にみえる典型的な触流請願である。

その貸付に当っては、霊運院と借主はともに町奉行所へ書付を提出することが決められ、またその借主が霊運院の名金を他の人へ貸付する場合は霊運院に報告し、その貸付証文に霊運院の印形を押すべきことが定められていることが目立つ。ここで「去申十月相触置候得共、金子借請候節、町年寄共へ届不及申出候間」と、二年前の明和元年（一七六四）にも既に同じ内容の触れが流されたが、町年寄への貸付報告がそれほど届けられなかったようで、この明和三年（一七六六）町奉行は町年寄へ霊運院の名目金貸付について再び触れを流すように指示している。このことから少なくとも明和元年（一七六四）の時から同三年にいたるまで、霊運院は「相対計りにて証文を以て貸付」する、つまり自ら借主との相対で名目金貸付を行っていたことが分かる。

そしてこれは前章で確認した町年寄へ貸付を委託していた明和六年（一七六九）霊運院名目金貸付の様子とは対照的である。当初霊運院の名目金貸付が幕府に委託されず、自身の手で運用されていたことである。これに関連して下記の史料を見てみたい。

〔史料二〕 『東京市史稿 産業編』 (7)

明和度より御貸付金式口當時有高

(中略)

明和六丑年十一月同寅年九月御貸付

一、金百兩

但、年耄割之利金拾兩之内、町年寄三人へ諸入用トシテ金式兩被下候分差引、渡金八兩年々護靈院外耄ヶ寺

へ相渡申候

○朱 本文御貸付之儀ハ、明和六丑年十一月護靈院、靈雲院ヨリ願ニ付、田沼主殿頭殿御差図、先役牧野大隅

守掛ニテ元金三千兩貸付候処、其後追々増金有之、安永三年元金五千五百兩ニ相成候処、天明六年二

至り五千四百兩、元方へ差戻、当時年季無之、本文御貸付高二相成申候(後略)

これは当時(嘉永元年、一八四八年)の時点で江戸町年寄に委託されていた名目金貸付を示すものであるが、明和期から貸付けられたもの一つとして靈運院の名目金貸付の金一〇〇兩が挙げられている。この但し書によると、明和六年(一七六九)十一月、靈運院と護靈院(靈運院と同じく東明が開山した寺院<sup>(8)</sup>)の請願によって、当時側用人兼老中格である田沼意次の指示をもとに、南町奉行の牧野大隅守掛りで元金三〇〇〇兩が貸し付けられることになり、

その五年後の安永三年（一七七四）にはその約二倍である金五四〇〇両に達したと記されている<sup>9</sup>。しかし天明六年（一七八六）になると、その元金のうち金五四〇〇両が霊運院側へ回収され、「史料二」の作成時点の嘉永元年（一八四八）町年寄に委託されている霊運院名目金貸付の元金はたった金一〇〇両に過ぎない。つまり、幕府に委託された霊運院の名目金貸付は、その委託から二〇年も経たないうちに元金のほとんどが寺院側に回収されていることである。このことについては次で検討する。

またここで注目すべきことは「霊雲院ヨリ願二付、田沼主殿頭殿御差函」と、霊運院の名目金貸付の幕府委託に当時幕閣の主要人物である田沼意次が関わっていたことである。これに関して霊運院の由緒書を見てみたい。

文政十一年（一八二八）に幕府の地誌調御用御出役中宛に提出された霊運院の由緒書によると、霊運院は本来伊豆国にあったものを黄檗宗の僧侶が中興し、下総国印幡郡惣深新田村に移して建立した寺であった。しかし檀家を持たない無檀寺であったため、修復などに困難があったようで、僧侶たちは東明に頼み、彼が黄檗宗の寺を曹洞宗に改め、譲り受けることになった<sup>10</sup>。霊運院の由緒書の注目すべき部分は、この東明と当時幕府の有力者であった田沼意次との関係である。

〔史料三〕 「寺社書上」 (11)

(前略) 五戒之儀並ニ財命経の和解、(御側御取次田沼意次) 田沼主殿頭殿・堀田相模守殿・大岡出雲守殿(堀田正徳)ニも御授見被為仰付、御一同

御感心被成候段、松島殿方被仰聞奉承知候、其後田沼主殿頭殿御宅江被召出、御逢ひ之上被仰聞候者、嶺雲院儀久々御内々之御祈祷も被仰付、其上此間者、法儀之書物も被差上、旁々以上様も奇特に御思召被為在候、然所其方住職致し候嶺雲院与申寺者、何方二有之候哉、委細書付に致し可申上旨被仰聞候間、右松嶋殿江御答申上候通、則書付に仕差上申候所、其後宝暦八戊寅年六月三日東明義、田沼主殿頭殿御宅江被召出、其方当時致住職居候下総国印幡郡惣深新田村嶺雲院義を御府内江引地致し度段、其方身寄小石川禅雲寺方寺社奉行所江願出候所、願之通相濟候由二付、此度公方様格別之御思召を以、有徳院様御菩提之趣意二而御取立被為遊、永代御祈祷被仰付候上意有之候、依之御造営金として五千兩被下置候条被仰渡、冥加至極難有奉頂戴候（後略）

（徳川吉宗）

由緒書によると、東明は老中の堀田相模守、側用人の大岡和泉守、御用取次の田沼主殿頭の面前で經典の講義をしたことで田沼を感心させた。後日、東明は田沼の居宅へ呼び出されるが、そこで上様（將軍徳川家重）も東明を奇特に思っていることを田沼から聞かれ、また住職である靈運院（当時の名称はまだ嶺雲院）について書付を提出するように指示された。その後の交流は不明であるが、東明は下総にあつた靈運院を府内へ引地したいと田沼に相談したように、宝暦八年（一七五八）六月三日、再び田沼の居宅に呼び出された。靈運院の引地請願が許可され、また有徳院の菩提寺として創建されるため、それを契機として公方様（將軍徳川家重）からの造営金五〇〇〇両も田沼から受け取っている。このように靈運院は幕府からの特別な恩典を得て江戸深川に開山になった寺である。

(宝暦八年)

また東明は「同六月八日嶺雲之二字を靈運之文字ニ相改度旨田沼主殿頭殿江御願申上候処、其段可申上候旨、御奉行所等江も被相願候様被仰渡候」<sup>(12)</sup>と寺の本名である「嶺雲」の二文字を「靈運」へ変更する請願を、事前に田沼の了解を得て寺社奉行に申し入れをしている。この寺称変更の請願も田沼に相談した十日後、寺社奉行の内寄合で許可を得られた。さらに宝暦九年(一七五九)閏七月には、その朱印地として二〇〇石を幕府から下賜されている。

以上の由緒からみたとおり靈運院は、その住職と幕閣の中心人物との親交のうえ、府内への引寺、寺名変更、朱印地や造営金など幕府から各種の恩典を与えられた当時有力な寺社であったことが分かる。

そしてこうした靈運院の名目金貸付が明和六年(一七六九)寺院からの請願と田沼の計らいによって町年寄に委託されることになったことも、こうした便宜の一つであったと思われる。靈運院は「史料一」で確認したように、既に明和元年(一七六四)から江戸で名目金貸付を行っていた。そして恐らく明和六年(一七六九)の時点で、自分が貸付をするより、幕府へ貸付を委託することが有利であると判断し、その委託を請願しに至ったのではないかと思われる。

## 第二節 天明四年靈運院の請願

こうして明和六年(一七六九)幕府に運用を委託することになった靈運院の名目金貸付は、しかしながらそれから二〇年も経てない天明六年(一七八六)、委託されていた元金のほとんどが再び寺社側に回収された(「史料二」)。つ

まり、当該期の靈運院の名目金は、相對貸付から委託貸付へ、そしてまた委託貸付からの後退という動きを見せている。これをどのように理解すべきであろうか。靈運院が名目金貸付の幕府委託から撤退する二年前の天明四年（一七八四）正月、寺社奉行の阿部正論は老中の水野忠友へ靈運院の名目金貸付に関する伺文を提出している。

〔史料四ノ一〕「宮門跡貸附金」（13）

（朱書）「天明四年辰正月出羽守殿江直達、同十二日安藤長右衛門を以承付候様申聞承付いたし、同十四日以同人進

達」

深川靈雲院貸付金願之儀二付申上候書付

（後筆）「書面願之儀難成段可申渡旨被仰聞承知仕候」

辰二月十四日

（天明四年）  
（寺社奉行阿部正論）  
阿部備中守

深川靈雲院

右相願候者靈運院儀者、（徳川家蓮） 惇信院様御代御取立ニ而、宝曆八亥年御内々ニ而御金五千両拝領、其後類焼之節同十  
辰年又々五千両拝領被仰付、都合老万両頂戴仕、冥加至極難有仕合奉存候、然処最初御建立被成下候節者、諸  
（宝曆十）  
家方寄附物茂多く有之候付、拝領之御金者除置、所々貸附置候得とも、類焼之節者寄附物も無数、兩度拝領之

御金□方、類焼後之再建ニ遣切候得共、拝領之御金遣捨ニ仕候茂無勿体、何卒償置申度種々勘弁仕、追々積立凡老万両餘ニ相成候付、右御金明和二酉年・同三戌年両度ニ内願仕、御当地江貸附仕、則町触有之候処、町方二者借請候者一向無之、武家江貸附候者有之候得共相滞、公訴等ニ相成、難儀仕候ニ付、御当地江貸附置候金子引上ケ、京都・大坂両所江振替貸付仕度奉存候、尤於京都・大坂両所ニ貸附仕候内者、於御当地貸附之儀者相休候間、何卒願之通被仰付被下候様奉願候（後略）

当時、靈運院が寺社奉行宛に願い出た請願の趣旨は、貸付の対象地域を既存の江戸から京・大坂へと変更したいということである。靈運院によると、以前幕府からもらった拝領金一〇〇〇〇両の運用について、明和二年（一七六五）と三年（一七六六）の両度に亘って寺社奉行に請願し、江戸における相對貸付が許可され、触流も行われることになった（「史料一」と一致）。しかしその貸付は予想外の不調であった。まず江戸の町方には靈運院の金を借りようとする人がいない。また武家に貸付の需要はあったが、その借金返済の延滞で役所に訴え出るほどの難儀な状況であった。こうした江戸における貸付不振を理由に靈運院はその貸付を京都・大坂の方で行いたいと寺社奉行へ願い出たのである。

しかしこの請願について寺社奉行阿部備中守が南町奉行の牧野大隅守へ問い合わせたところ、江戸における貸付の実状は靈運院の話とはかなり異なっていた。牧野によると、靈運院の名目金貸付として明和六年（一七六九）十一

月から町年寄を通じて江戸町方に金三〇〇〇両を年利一割で貸し付け、その利金の三〇〇両のなか町年寄へ手当金三〇両を引いた二七〇両は毎年正月霊運院に渡されていた。また明和七年（二七七〇）九月からも新たに町年寄を通じて江戸町方に同じく年利一割で貸し付けられた金二〇〇〇両も、霊運院の利得分は毎年正月霊運院に渡された。こうした明和六年（二七六九）から霊運院の名目金貸付は町年寄へ委託されてきたという町奉行の調査内容は、本章の「史料二」の町年寄へ預けられていた霊運院名目金貸付に関する記述、また五章で検討した明和八年（二七七二）幕府の在方御手当金貸付の拝借人として選定された町人のなか、九人ほどが町年寄を通じて霊運院名目金五〇〇〇両を拝借した経験があるという記述とも一致するので<sup>(14)</sup>、霊運院名目金貸付の町年寄委託に関する町奉行の調査内容には間違いないと思われる。

また町奉行によると天明四年（一七八四）の現時点で、町年寄へ委託されていた元金は二二〇〇両であり、最初委託された金五〇〇〇両の半分ほどである。残りの金二八〇〇両は、安永元年（一七七二）六月に金一〇〇〇両、同八月に五〇〇両、安永九年（二七八〇）九月五〇〇両、天明三年（二七八三）七月に三〇〇両、同十一月五〇〇両と、次々と霊運院側に回収されていた。また現在町年寄に委託されている金二二〇〇両も「去冬同寺近辺出火之節破損所有之ニ付修復為入用右式千式百両之内千両請取申度旨、大隅守方江願出、当春取立相渡候得者残金千式百両ニ相成申候」と、その中、金一二〇〇両も修復費用に当てるため回収したいことを既に霊運院が町奉行へ申入れ、当春に一二〇〇両が渡されるつもりであり、結局町年寄に実際委託されていた霊運院名目金貸付の元金は一〇〇〇両に過ぎなくなる。こ



のように、靈運院は幕府に委託した名目金貸付を次々と回収し、上方での貸付を願い出た天明四年（一七八四）の時点で、最初預かった元金の五分の一しか幕府に預けていない状態であることが分かる。

引続き、寺社奉行の伺文を見よう。

〔史料四ノ二〕「宮門跡貸附金」(15)

(前略) (南町奉行牧野成覽) 大隅守方ヲ書付差越候付見合候得者、本文靈運院ヲ申上候町方ニ而者一向借り請候者無之与申候者口上

齟齬仕候、且武家江貸附候金子者滞り公訴難成儀仕候段申候得共、是迄靈運院貸附金公訴仕候者見当不申、土岐(寺社奉

美濃守寺社勤役中年月不知、今度武家江貸附候金子訴出、内済ニ成候由、右之外前後公訴ニ相成候儀無之、最初行土岐症巻 (明和元年、天明元年)

御由緒之訳を以、御当地之貸附御免有之、利分取立者町奉行ニ而取立、靈運院江毎年正月相渡候故、滞候儀者無

之候得共、何故之訳ニ而京都・大坂江貸附振替候与申儀願方ニ而者難相分、是迄諸門跡方並御由緒之寺院、江

戸・京・大坂之内ニ而貸附御免御座候得共、場所振替与申先例茂無之、其上、京・大坂ニ者貸附与号、富ニ紛敷

致方粗相聞差当候類茂有之、御当地与違、場狭之所江貸附多ク相成候而者、外差支ニ茂可相成候哉、於御当地靈

運院貸附金、御由緒厚格別之訳を以、町触等再ニ被仰出、元利共取立町奉行取斗遣候上者、無此上茂利潤之儀ニ

候 (後略)

寺社奉行の阿部によると、江戸町方には名目金の借り手がないという靈運院の主張は、町奉行から報告内容と違って事実とは齟齬があるようにみえ、また武家への貸付は延滞訴訟などで難儀であるという主張もそうした訴訟も特になかったと判明され、靈運院が請願の理由として挙げたものは、全て事実とは相違があるものとして判断される。そもそも靈運院の貸付は町奉行に委託され、その利子は毎年役所から靈運院に渡されることになっていたため、それが滞納になって靈運院が難儀である状況にはなれないと、その請願の理由を疑問視している。

また靈運院の上方への貸付地域の変更請願について、諸門跡寺院などが江戸、京・大坂などの都市での貸付を許可されたとしても、その許可された貸付地域が変更された先例はないこと、また京坂での貸付は富と紛らしい要素があり、それに本拠の江戸とは違って狭小な場所で貸付が多くなってはいかがなものになると、京坂への貸付地域の変更自体について難色を示している。

このように寺社奉行は貸付地域の変更に反対し、その代りに今回特別に町触を許可し、町奉行所が靈運院の名目金貸付をきちんと取計らうことにすると如何であるかと、老中(水野忠友)に靈運院の名目金貸付に対する意見を述べた。老中もこれに同意し、結局靈運院名目金貸付の地域変更の請願は却下となった。

一方、こうした靈運院の貸付地域変更請願がなされていた同時期である天明四年(一七八四)正月朔日、江戸金吹町家持の播磨屋新右衛門は、町年寄の奈良屋から「先達て御預け金之内五百両之口、当月中にても四月中にても七月中にも勝手次第返納致候」<sup>(16)</sup>と、町年寄から預けられていたお金のうち、五〇〇両を正月、四月、七月中の内、

いつでも良いので返済するようにと指示され、四月に五〇〇両を償還すると町年寄へ返答した。

当時播磨屋が町年寄から預けられていた金は、明和六年（一七六九）からの霊運院名目金貸付金の五〇〇両、明和八年（一七七二）からの在方御手当貸付金の五〇〇両、同じく安永七年（一七七七）から追加に預けられた在方御手当貸付金の一〇〇〇両であり、この時町年寄から返納を求められた金はこの中の一つの筈である。

そして恐らくこの天明四年（一七八四）町年寄から返納を求められたものは、明和六年（一七六九）から預けられていた霊運院の名目金であったと思われる。播磨屋の記録を追ってみると、同年三月十七日、再び町年寄（奈良屋）から連絡が来て正月に指示した金五〇〇両の返納はしなくてもいいと借金回収を中止する旨が伝達され<sup>(17)</sup>、この五〇〇両の償還が結局行われなかった。天明四年（一七八四）正月の急な返金指示、そして同年三月の取立中止という流れは、その間である同年二月、霊運院名目金貸付の場所変更請願が却下となったことと関連していると推測できる。

恐らく、霊運院は上方で貸付を行うことを目論んで、江戸町年寄に委託していた貸付金を回収しようとしたが、思わぬことに貸付地域変更の請願が却下され、余儀なく江戸での貸付が続けられることになり、その結果、播磨屋など江戸町人からの貸金償還も自然に中止となったのではないかと思われる。ちなみに町年寄が播磨屋に任せていたもう一つの在方御手当貸付金は、その総額が一〇万両になるまで貸し付けることを目途にした進行中の公金貸付であったため、借主に急な取立が求められる理由はなかったと思われる。

さてここで浮かび上がる疑問は、なぜ霊運院が貸付地域変更の請願をしたのかである。霊運院は事実からややか

け離れた理由を挙げてまでその貸付地域を替えようとした背景には、如何なる理由があったのであろうか。史料にはその真の理由が述べられていないが、貸付地域を変更することで霊運院の名目金貸付に生じうる一つの明確な変化がある。それは貸付地域を変更することによって既存の江戸における貸付が中断されること、幕府、正確には町年寄に委託されていた霊運院の名目金貸付の仕組みが解消される結果になることである。

では既存の霊運院の名目金貸付の仕組みについて考えてみると、それまでは江戸の町年寄を経由して播磨屋などの江戸の有力町人に貸し付けられることであつた。彼らは、またこの金を希望者に下貸付をしていたと思われる。これは前章で検討したように幕府の公金貸付である在方手当貸付金と同一な貸付ルートである。このことから江戸における霊運院の名目金貸付は、幕府の在方手当貸付金とその貸付対象においてもかなり重複していた可能性が高いと思われる。後の天明六年（一七八六）町奉行所に預けていた霊運院名目金は金一〇〇両を残し、殆ど霊運院側に回収されているが、同年幕府の在方手当貸付の方も中止されていることはただの偶然であろうか（*18*）。天明六年（一七六四）委託されていた霊運院名目金貸付の回収は、検討した天明四年（一七八五）の貸付場所変更請願から見えた、江戸での貸付を取り止めたい、もしくは幕府へ貸付委託関係を解消したいという思惑を引き継いでいるものである。これは当時江戸における幕府委託の貸付が貸主にとつてそれほど魅力的な貸付ではなかったことを物語るものと思われる。

また、江戸より京坂の方が貸付に有利な条件の地域であつたことが、貸付地域変更の請願の背景にあつたのではないかと思われる。賀川隆行氏によると、当時は地域別の慣習から派生した債務履行における地域差が存在し、その

なか江戸は特に債務履行に緩やかな方であった。たとえ幕府の御用貸付や名目金貸付のように債権がある程度保護された貸付であっても、江戸では返済延滞の際、町奉行所への出訴は減多になく、ただ引当の家屋敷の所持権が貸主に移行され、それを貸主自ら売却して如何に元を取るかが債権者の課題となったといわれる。一方、京坂の方は江戸とは対照的であった。大坂は債務返済の強制力がもつとも厳しく、出訴の後に債務者がいかにしても正金に貸主に返済することが義務付けられていた。京都の方は借り主が返済不能であれば、その居住する町中が責任をもつて債権者に金を返済する連帯責任の仕組みが慣習法として成り立っていた。江戸はこのような町中の返済義務も仲介機能もなく、債権者が早く家屋敷を売って返済することも困難であったため、結局内済に終わることが慣行になったようである(19)。

このような債務履行における地域差が存在する限り、貸主が貸付に少しでも有利な地域を好むのは自然な動きであったと思われる。しかしながら幕府の保護・統制下にあった名目金貸付は、容易にその許可された地域を離れることができなかった。「是迄諸門跡方並御由緒之寺院、江戸・京・大坂之内ニ而貸附御免御座候得共、場所振替与申先例茂無之」と、名目金貸付の対象地域を替えた先例が一つもないという寺社奉行の言葉がそれをよくあらわす。まして幕府にその貸付を全面的に委託した名目金貸付の場合は言うまでもないだろう。

こうして天明期靈運院は貸付地域変更請願を通じて名目金貸付の委託関係を清算しようとしたが、幕府は決められた構図から脱け出そうとする動きを許容しなかった。第二章で寺社の触流請願に対して幕府が掛けた諸条件から、

そこには幕府が適したと思った名目金貸付のあり方が存在していたのではないかと推測したことがあるが、靈運院のように幕府にその貸付を全的に委託した名目金貸付において、そうした強制力はもっと強く作用されていたのではないかと思われる。当初幕府に名目金貸付を委託したことは寺社の自由な意思から始まったとしても、靈運院の貸付地域変更の請願の却下から確認したように、一旦委託された名目金貸付において本来の主である寺社の自由度は相当低くなった。請願が却下された二年後の天明六年（一七八六）町奉行に委託されていた靈運院の名目金貸付の元金がたった金一〇〇両に過ぎなかったということは、幕府委託の名目金貸付に関する多くのことを示唆してくれる。これは幕府に委託していた名目金貸付の元金回収の動きが依然と続けられていたことを示すと同時に金一〇〇両が残されていたことは、既に結ばれた委託関係を一方の意思で完全に断ち切ることが難しかったことを示唆する。

### 第三節 代官委託の名目金貸付―湯島靈雲寺を例に―

前節では、町奉行所に委託された靈運院名目金貸付の動きを考察した。比較のため、他の委託貸付も見てみたい。幕府委託の名目金貸付には奉行所ではなく、地方の代官所に貸付を委ねた名目金貸付も存在した。江戸湯島の靈雲寺は、早くから代官にその貸付を委託していた。

靈雲寺は元禄四年（一六九二）浄厳によって創建され、元禄六年（一七六三）には幕府から一〇〇石の寺領を下賜さ

れた將軍家綱所縁の関八州の真言律宗の総本寺である(20)。靈雲寺は寛保元年(一七四一)幕府に名目金貸付の委託を願い出たようであるが、下記の史料は靈雲寺の請願に関する寺社奉行(本多正珍)から老中(松平武元)への伺文である。

〔史料五〕 「宮門跡貸附金」 (21)

(朱書) 「寛保元年酉五月廿三日左近将監殿江紀伊守進達、同廿六日左近将監殿越中守江御渡、御勘定奉行申談致、

(老中松平武元)

(寺社奉行本多正珍)

(寺社奉行牧野貞通)

両承付候様被仰聞、致両承附、同廿八日御同人江順阿弥を以紀伊守進達」

(後筆) 「書面之通可仕旨本多紀伊守江被仰渡候而奉承知候

酉五月廿六日 水野对馬守

(勘定奉行水野忠伸)

」

湯島靈雲寺溜金御貸附願之儀申上候書付

(後筆) 「伺之通可申付旨被仰聞承知仕候 本多紀伊守」

湯島真言律宗靈雲寺

## 恵曦

右相願候者、開山寛彦儀、(徳川綱吉)常憲院様御代元禄年中初而寺地拝領仕、為普請料金三百両被下置寺建立、寺領百石御朱印被成下、正・五・九月・歳末并年中御祈祷被仰付、本尊大元明王之絵像御自筆被成下、開山以来無懈怠御祈祷執行仕来候、御祈祷之儀ハ余程大造之事御座候処、寺領百石之物成并毎年被下置候御祈祷料銀百枚を以執行仕候、尤年々少宛之殘金を寺修復料仕来候、然処享保二酉年御祈祷料被下置候儀一同之列ニ而相止候、寺領百石之物成斗ニ而者、右御祈祷之入用余程不足御座候得共、数年無懈怠勤来候、御祈祷之儀御座候得者、何卒不致退轉様、先住恵光丹誠仕、開山之余徳ニ而、只今迄年中御祈祷先格之通少茂改不申、当住義茂其格相守勤来、修復茂相応仕来候、然共相定候料物無之候而者、後代及ひ相続仕兼可申ニ付、先住代より今至少々宛修復料除ケ置、猶又近年御内々被下置候御祈祷料余分を合、当殘溜金千両程有之候得共、外江貸附元利之催促者宗法ニ而難仕、祠堂金等貸附、返済滞候而茂、金銀之事ニ而争論及ひ候儀、於一流不相応之事故不仕、右千両程之金子取扱仕兼候、依之何卒右金子近国御代官江御預ケ被仰付、年々利分被下置候様仕度奉願候(後略)

靈雲寺は創建以来、朱印寺領からの物成の一〇〇石と毎年幕府から渡された祈祷銀一〇〇枚で運営されていたが、享保二年(一七一七)幕府から渡されていた祈祷料が全面的に廃止された以降、朱印地からの物成のみで運営されてきた。今後もこの通りだと寺運営が厳しいと思ひ、修復料ならび祈祷料からの余分である溜金一〇〇〇両を貸し付



けることを決めた。しかしながら外部へ金銀を貸し付けて元利を催促することは宗法に合わず、また借金返済の滞納などで争論に及ぶことは、靈雲寺には不相応のことであるため、その溜金の貸付を近国の代官へ預け、その利子を毎年受け取りたいと寺社奉行へ願っている。この請願は寺社奉行(本多正珍)の意見通りに老中(松平武元)の許可を得て、勘定奉行(水野忠仲)に靈雲寺の所持金一〇〇〇両が伝達されたと思われる。

その後の推移は、請願許可から約一五年後の宝暦七年(一七五七)奈良龍松院の貸付委託の請願の際、その先例として言及されているが靈雲寺は「寛延四未年三月溜金千五百兩程有之候間、先例之通御代官江御預」<sup>(22)</sup> けしいたいと再び貸付金の委託を願い、それもまた許可され、宝暦元年(寛延元年、一七五二)代官船橋安右衛門・戸田忠長衛<sup>(兵)</sup>へ靈雲寺の金が預けられた。つまり、靈雲寺は寛保元年(一七四一)金一〇〇〇両の委託から一〇年後の宝暦元年(寛延元年、一七五二)また金二五〇〇両を代官に貸付委託をしていたことである。

靈雲寺の名目金貸付を預かっていた代官の面々をみると、寛延四年(一七五二)金を預けられた船橋安右衛門<sup>(船橋茂伴)</sup>は関東代官兼江戸廻代官、戸田忠兵衛は関東代官、宝暦六年(一七五六)の時点で彼らの代りに靈雲寺に貸付の利子を渡し<sup>(吉田春達)</sup>ていた吉田源之助も関東代官、辻源五郎も関東代官兼江戸廻代官であり<sup>(23)</sup>、当時代官に委託された靈雲寺の貸付は、主に関東周辺地域を対象として行われていたと思われる。

それから一四年後の明和七年(一七七〇)九月、靈雲寺は寺社奉行(土岐定経)宛に「外江預ケ置候而も相滞候儀難斗奉存候、依之何卒先例之通右金子五百兩御代官より御貸附被仰付、利分毎年被下置候様仕度奉願候」<sup>(24)</sup>と金一

五〇〇両を先例の通りに代官に預けて貸付を行いたいと、三回目の貸付委託を願い出た。この靈雲寺の請願に対して寺社奉行(土岐定経)は許可する意見ではあったが、ただ「此上相願候而者際限茂無之儀二付、重而者難相成段申渡候様可被仰付候哉」(25)と、以後同様な請願は許可できないという条件を付けて老中(松平武元)に上申した。老中(松平武元)もこれに同意し「書面御貸附之儀此度者願之通被仰付、此上者難相成候旨、其段可申渡、尤御年貢取立之差障二不相成様可取斗旨御代官江も申渡候」(26)と今回の貸付委託請願は許可するが、以後同様な請願は受け入れないこと、また代官に対してその貸付は村方の年貢取立に支障がないように注意すべきことが指示している。代官に委託された名目金貸付が年貢収入を妨げる結果になるのではないかという懸念があらわれている。今後こうした名目金貸付の委託請願を却下すべきであるということが当時幕閣の認識であったのである。こうした憂慮は次の明和四年(一七六七)の触れもあらわれる。

〔史料六〕『日本財政経済史料』(27)

公儀御貸付金並堂上方寺社方貸付、近来別而多く相成来候、在々夫食貸にても返納嵩候ては百姓之為に不宜候間、御料私料一統之風水旱損手当等有之候節は格別、通例之事には不相渡、末々百姓甘きに相成候事之段、享保十八丑年・寛保三亥年被仰出、夫食之事さへ右之通に候処、村方貸付高相増候ては如何に候、畢竟借受候ては勝手に相成候ても、年々返納相嵩候ては都而難儀之筋に相成、且は御年貢取立等にも差障可申義二付、以来御料所村々

へ貸付候義容易に申付間敷旨、(老中松平武元)松平右近将監殿被仰渡候間、村々より貸渡願出候共容易に取上被申間敷候

上記では、村方における公儀貸付、堂上方寺社方貸付(恐らく、名目金貸付)の増加現象についての懸念があらわれている。返済すべき金額が多くなつては百姓の為にならないと、農村における夫食の貸借さえ制限する触れを出してきた幕府にとつて、こうした貸借の増加は言うまでもなく制限すべきものになる。貸付で返済すべき金が多くなることは百姓の年貢取立まで支障をきたす恐れがあるため、たとえ村方からの要望があつても彼らに容易に貸し付けしてはならないと明記している。

このような幕府の態度は、検討した明和七年(一七七〇)靈雲寺の名目金貸付の代官委託に対する老中の返答と一通するものがある。老中は「御年貢取立之差障ニ不相成様可取計」と、靈雲寺名目金の貸付を担当する代官に年貢取立に支障がないように取り計らうべきであると注意し、以降重なる名目金の貸付委託請願は許可できないことにした。このように幕府―正確には代官―に委託された名目金貸付であつても、それはあくまで年貢取立に支障にならない範囲での貸付であることが貸付の前提になつていたと思われる。年貢取立を妨げるような貸付は、それが幕府の公儀貸付であつても容認できなかつた。

以上から代官に委託された靈雲寺名目金貸付をめぐって、その貸付金額を増やしたいと願う寺社と、これ以上の資金委託を望まない幕府の思惑を見てみた。これは前節で検討した町奉行所に貸付を委託していた靈運院の様子とは対照的である。

靈運院は明和期貸付金五〇〇〇両ほどを江戸町奉行所へ委託したが、それから間もない時から貸付元金を回収はじめ、天明期にその委託金のほとんどが寺院側に戻されていた。一方、代官に委託された靈雲寺の名目金貸付は当初金一〇〇〇両の委託であったが、その後にも金三〇〇〇両が貸付の元金へ追加される一方であった。後の時期であるが、文化十四年(一八一七)依然と金四〇〇〇両の靈雲寺委託金が貸し付けられていることが確認でき<sup>(28)</sup>、代官に委託された靈雲寺の貸付が存続されていたと思われる。これは町奉行所に委託した靈運院の名目金貸付が二十年も経たないうち回収されたこととは対比される様子であろう。

こうした幕府に委託された名目金貸付の相反する動きをどのように理解すべきであろうか。ここでは両委託貸付の運営主体の差異に注目したい。靈運院の名目金貸付は江戸町奉行所に委託され、町年寄を通じて貸し付けられた。その一方、靈雲寺の名目金貸付は江戸廻り・関東代官に委託され、代官によって貸し付けられた。恐らくこれらは単なる管轄役所の差異に終わらず、その管轄役所によって貸付対象も異なることになったのではないかと思われる。前者のいわゆる町奉行所ルートを通じる貸付対象は江戸の町方であり、後者の代官所ルートによる貸付は恐らく村方の

百姓が主な貸付対象となったと推測される。つまり、靈運院の名目金貸付は江戸の町奉行所、また靈雲寺の方は代官所に委託された貸付であったため、これらの貸付をめぐる動きも異なっていたのではないかと思われる。

そしてこうした委託貸付の動きに対して幕府は、町年寄を通じる靈運院の名目金貸付を持続されるように整える一方、代官に委託されていた靈雲寺の貸付は、その貸付規模がそれ以上増加しないように阻止しようとする態度を見せた。幕府に委託された名目金貸付において町方における貸付を奨励する一方、村方における貸付は抑制しようとしたのである。これと似たような様子は、幕府に委託された安祥院（九代將軍家重の側室）貸付金においても見える。安祥院の貸付には、関東郡代の伊奈氏を通じてその支配地へ貸し付けられるルートと、江戸町奉行―町年寄を通じて貸し付けられるルートの二通の貸付ルートが存在したが、宝暦・明和期は前者が主流になったが、明和・安永期以降は後者の比重が増大されたと指摘される（29）。

## 小括

本章では幕府に名目金貸付を委託した江戸深川の靈運院を取り上げ、その委託貸付の様子をみてみた。名目金貸付の幕府委託を論じる際、何より名目金貸付に対する統制策としての側面が想起されやすい。名目金貸付の幕府委託は、名目金の相对貸借における弊害を防ぐため講じられた方策であり、名目金貸付を幕府の管理・統制下に置こうと

した意図的なものとして見る評価がそれである<sup>(30)</sup>。確かに寺社の名目金などを包摂しようとした幕府の法令もあったが、その前にその資金を幕府に預け、安定的に利益を得ようとした寺社自らの論理から名目金貸付の幕府委託が進められていたことを考えなければならない。

利益を優先的に考えて行われた貸付委託であったため、それをめぐる幕府と寺社の間に軋轢が頻りに存在した。検討した天明期靈運院名目金貸付の地域変更請願とその却下がそれである。幕府に委託していた元金を次々と回収してきた靈運院は、最終的に貸付地域を変更することで、上方において新たに貸付を始めることと共にその名目金貸付の委託関係を完全に解消しようとしたが、幕府はそこを停止し、既存の町年寄による委託貸付が少額ではあるが続けられるようになった。

当時の幕府は村方における貸付が増加されないように規制したことは周知の通りである。その理由として百姓の年貢収納を損なう恐れがあることが挙げられているが、村方における貸付の抑制は、その一方にある町方における貸付が増加される結果に繋がるのではないかと思われる。つまり、当時の幕府は貸付が町方で廻されることを目論んでいたともいえる。これは委託されてきた名目金貸付に対する幕府の態度から如実にあらわれる。代官に委託した靈雲寺の貸付金の増額請願に対する幕府の遠慮からも、また貸付地域を江戸から移そうとした靈運院の請願の却下からも、名目金貸付に対する幕府の思惑が読み取れる。委託されてきた名目金貸付について幕府は単に貸付を規制し、寺社へ利金を渡すことだけを考えていなかったのである。そしてこうした幕府の意図に従わず、貸付に有利な方向へ

抜け出そうとする動きもあわわれた。

幕府に委託された名目金貸付は単なる公金貸付の一種というより、それをめぐって各主体の間に異なる思惑が混在した。まさに名目金貸付と公金貸付の間にあった貸付であったため、ここには両者の利害をめぐっての緊張関係が存在していたと思われる。

(1) 三浦俊明「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心として―(上)」(『人文学報』三五(一)、関西学院大学、一九八五年)、六頁。

(2) 堀江保蔵「徳川時代の寺社名目金」(『経済論叢』二七卷三号、京都法學會、一九二八年)、九五頁。

(3) 「江戸名所図会 卷七」(『江戸名所図会 下』人物往来社、一九六七年)、一八四―一頁。「江戸名所図会」は天保五年(一八三四)と同七年、二回に亘って刊行になった江戸の地誌である。

(4) 近世期新規に寺を建立することは一般的に禁じられていたが、過去にあった寺院の寺号を買い取って建立することは可能であったようである。靈運院もまさにこうした寺であった。

(5) 『江東区の文化財 ①深川北部』江東区地域振興文化観光文化財部、二〇一二年、三〇頁。

(6) 「正寶録續」『東京市史稿 産業編 第二十一卷』、七六九―七七〇頁。

(7) 「戊申雜綴 上」『東京市史稿 産業編 第二十一卷』、七四一頁。

(8) 「寺社書上」にある靈運院の由緒書には「護靈院・自王庵、右式ヶ寺共本坊同時に起立仕、外二開山与申も無之、本坊同様東明開山ニ御座候、依之東明義即□後護靈院江罷在、生涯別段ニ御祈祷申上候」と、護靈院は自王庵とともに靈運院の東明が開山した寺であることが示されている。(「深川寺社書上 十」国立国会図書館デジタルコレクション「寺社書上」六四く六五コマ。)

(9) 明和八年(一七七七)在方手当金の拝借人のなか九人が「先達て靈運院願ニ付、御貸附被仰付候金」五〇〇〇両を預かっていたことが確認できる(「明和撰要集十八」『東京市史稿 産業編二十三卷』、六四九く六六五頁)。

(10) 「深川寺社書上 十」国立国会図書館デジタルコレクション「寺社書上」、二五く二八コマ。

(11) 同右。

(12) 同右。

(13) 「深川靈雲院貸付金願之儀ニ付申上候書付」国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ一」、二二く二二コマ。

(14) 註(9)を参照。

(15) 「深川靈雲院貸付金願之儀ニ付申上候書付」国立国会図書館デジタルコレクション「宮門跡貸附金 上ノ



二」、二五～二七コマ。

(16) 「日記 五番」天明四年正月朔日条 (国文学研究資料館所蔵武蔵国江戸金吹町播磨屋中井家文書)。

(17) 同右、天明四年三月十七日条。

(18) 竹内誠氏によると、実際幕府の在方御手当貸付金の方は天明六年(一七八六)に廃止されることになった(竹内誠「田沼期における幕府金融政策の実態」『歴史教育』一三卷一〇号、一九六五年)。

(19) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』吉川弘文館、一九八五年、一六五～一六八頁。

(20) 『国史大辞典』靈雲寺の項目参照。

(21) 「湯島靈雲寺溜金御貸附願之儀申上候書付」国立国会図書館デジタルコレクション 「宮門跡貸附金 上ノ一」、一五～一八コマ。

(22) 「南都龍松院大仏殿勸化金御貸附願之儀申上候書付」国立国会図書館デジタルコレクション 「宮門跡貸附金 上ノ一」、三六～三七コマ。

(23) 西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』岩田書院(二〇〇一年)参照。

(24) 「湯嶋靈雲寺溜金御貸附願之儀申上候書付」国立国会図書館デジタルコレクション 「宮門跡貸附金 上ノ一」、一一九～一二六コマ。

(25) 同右。

(26) 同右。

(27) 「明和安永度御触書付留 一」『日本財政経済史料』第二卷上、一一〇～一一一頁。

(28) 若山太良氏によると、この文化十四年(一八一七)の時点で、代官に委託された靈運寺の貸付金の詳細は、関東代官兼江戸廻代官の大岡源右衛門役所掛りの二五〇〇両(寛保元年からの一〇〇〇両、宝暦元年からの一五〇〇両)、越後国川浦代官の竹内新八郎役所掛りの明和七年(一七七〇)からの一五〇〇両である(若山太良「一九世紀前半における幕府政策の基礎的研究」東京大学大学院修士学位论文、六一頁)

(29) 飯島千秋「近世中期における幕府公金貸付の展開―馬喰町郡代屋敷御貸付役所取扱い貸付金について―」(『横浜商大論集』十八卷二号、一九八五年)、四九頁。

(30) 堀江保蔵「徳川時代の寺社名目金」(『経済論叢』二七卷三号、京都法學會、一九二八年)、一〇八～一〇九頁。

## 第七章 大名金融における名目金貸付

はじめに

名目金貸付を論じる際に浮かび上がる疑問は、なぜ当時の人々がこうした金を借りていたのかという問題である。名目金貸付は幕府によって債権が保護されたため、貸主側にとって比較的に好都合の貸付であったことには異論を持たない。しかしながら当時の日本社会における名目金貸付の盛況はこれだけで説明しきれない面がある。ここで貸借という行為の本質を考えてみよう。貸借は貸主と借主といった双方の利害がある程度合致したうえで成立するものであり、名目金貸付のように貸す側一方に有利な貸付が長く存続したことは不思議に思われる。名目金を借りる側の目線からの名目金貸付を考えなければならない。

名目金貸付の借主に関する研究は、主に都市民に対する商業資本金融、あるいは農村に向かわれた庶民金融としての側面が注目されてきた感がある。ところが名目金貸付が大名などの領主層宛に流されたという指摘も少なくない。

領主金融における名目金貸付の可能性を示した研究として紀州家名目金貸付を分析した菅野氏の研究がある<sup>(1)</sup>。氏によると紀州家の名目金は農民へも領主へも貸し付けられ、その貸付件数をみると農民宛の貸付が多いが、その貸付金額の規模をみると諸侯への貸付が圧倒的な比重を占めている。また近江商人の中井家を分析した江頭氏によると、

中井家の大名貸の全体一一〇件のなか七〇件が名目金貸付の方式を取っていたことが確認される<sup>(2)</sup>。中井家が関与していた貸付は、紀州家名目金、尾州家名目金、円満院名目金、知恩院名目金、有栖川宮名目金など多様であり、恐らく彼らはこれら複数名義の名目金貸付を冠して領主へお金を貸し付けていたと推測される。

一方、京都青蓮院の名目金貸付を分析した三浦俊明氏の研究も参照しなければならない<sup>(3)</sup>。氏によると明和・安永期(一七六〇～七〇年代)の貸付記録では大名・旗本など領主に向けられたお金も少くない。しかしながら、これら領主宛の借金返済訴訟が頻繁に提起された状況とともに、領主宛の新規貸付が少なくなっているということから、貸金の返済滞納は青蓮院が領主宛の貸付を渋る結果に導いたと結論付けている。氏は青蓮院名目金貸付が領主に向けられた時期が存在したことは否めないが、それはあくまでも一時的で、全体的な傾向としては縮小一途であったと、領主金融における名目金貸付を消極的に評価している。

以上、領主金融における名目金貸付の先行研究は、主に名目金貸付の貸し手からの分析であり、それを借りる側の目線からの説明は乏しい感がある。

近世後期の幕藩領主の当面する課題の第一は財政再建であり、様々な手段を講じて財政の建直しに取り組んだことは周知の事である。諸藩の財政運用において外部からのお金―借金―を持ち込むということは不可欠なことであった。一八世紀後半以降、各藩は財政改革を断行するなど様々な資金調達のリートを構築・確保することに励んだ。そのなか、名目金貸付もその一手になりえたのではないだろうか。本章はこうした仮説のうえ、領主金融としての名

目金貸付について考察する。

## 第一節 寛政期妙法院名目金貸付と小城藩

旧幕引継書の「宮門跡貸附金」の中には領主宛の名目金貸付に関する記録も散見される。主に借金返済の延滞とその解決に関する内容であり、下記の史料もそうした寛政十二年（一八〇〇）十月の妙法院名目金貸付の関連記録である。

〔史料一〕 「宮門跡貸附金」<sup>(4)</sup>

妙法院宮御抱京都大仏殿修復料金、諸家江御貸附等相成候分、年来相滞候ニ付、金壹万両御拝借被成度旨、尤返納之儀者、諸家江御貸附被置候元利滞金壹万貳百両之分、貳拾ケ年賦ニ相對いたし、御返納金を以御拝借返納被成度段、去ル戌年(寛政二年)松平紀伊守社奉行勤役之節、右宮方御願有之、取調候趣伺書差上候処、御拝借之儀者不被及御沙汰候間、諸家江御貸附被置候元利滞金壹万貳百両之分、貸先・姓名・金高等書出候様家司江相達、書出候ハ、拾ケ年賦返済可致旨、諸家江紀伊守方相達、其段妙法院宮使者江茂可相達旨、松平越中守殿御書付を以被仰聞候ニ付、貸先相糺、鍋嶋紀伊守先代加賀守滞金元利九千七百七拾貳兩余、九鬼和泉守殿先代長門守滞金四百三拾兩余之分、右戌年(寛政二年)去未年迄拾ケ年賦返済可致旨、夫々紀伊守申渡置候、然処長門守滞金之分者

皆済いたし、加賀守滞金者追々三千六百両余返済有之、残金六千両余之分度々催促いたし候得共、申延而已に而埒明不申、去未年限之儀ニも候間、早々返済可致旨、猶又奉行所方申渡有之候様被成度旨、妙法院宮方家来水口伊織を以被仰立候二付、鍋島紀伊守家来呼出相糺候内、熟談之上滞金六千両(下)五拾両余之内、当暮千両受取、(享和元年)来酉年方辰年迄年々六百両ツ、(文化五年)翌巳年式百五拾両余受取候筈取極、内済いたし候間、承届之儀水口伊織並紀伊守家来一同申立候、双方熟談相整候儀故承届可申候哉、先達而御書付之趣を以申渡置候儀二付相伺申候

申十月

上記の史料は、貸主の妙法院の家来と借主の鍋島紀伊守の家来の双方から申し立ててきた内済届けを受けた寺社奉行(脇坂安董)が、その伺書を老中(松平信明)へ提出したものである。

時系列に整理してみると、一〇年以前の寛政二年(一七九〇)妙法院が一〇〇〇〇両の拝借金を幕府へ願ひ出た。

その背景には諸家へ貸し付けていた「妙法院宮御抱京都大仏殿修復料金」と称する妙法院名目金一〇二〇〇両の延滞があった。妙法院は幕府からの拝借金の返済は、諸家から償還予定の名目金を目途にし、二〇年間にわたって幕府へ返済することを願った。この拝借金請願は却下されたが、代わりに当時における妙法院名目金貸付の貸先やその金高を幕府へ提出するように妙法院に指示し「書出候ハ、拾ヶ年賦返済可致旨、諸家江紀伊守方相達」とその提出された書付をもとに、寺社奉行(松平信通)が彼ら借主に対して一〇年賦の借金皆済を指示することであった。幕府は妙法

(寺社奉行松平信通)

院の拝借金請願の却下の代りにその名目金貸付の返済期間を二〇年から一〇年へ調整していたのである、これが一〇年前の寛政二年（一七九〇）のことであった。

寛政二年の時点で明らかとなった妙法院名目金貸付の貸先は、肥前小城藩主（外様、七三〇〇〇石）の鍋島加賀守直愈（宝暦十四年～寛政六年）宛の九七七二両、また撰津三田藩主（外様、三六〇〇〇石）の九鬼長門守隆張（天明五年～寛政十年）宛の四三〇両の二件であり、どちらも大名への貸付であった。それから一〇年の返済期間が終わった寛政十一年（一七九九）の時点で、九鬼の方は借金を皆済したが、鍋島は約三分の一である三六〇〇両ほどが返済されたのみで、金六〇〇〇両ほどが残されていた。そこで妙法院の家来（水口伊織）はこれら未済金の至急返済を鍋島紀伊守直知（元の借主である鍋島加賀守の跡継ぎ）の方へ申し渡してくださいとを寺社奉行（脇坂安董）に願い出た。

そこで寺社奉行（脇坂安董）は鍋島紀伊守の家来を呼び出して糺していた処、滞金六〇〇〇両のうち一〇〇〇両は同年（寛政十二年、一八〇〇）歳末に返納、あとは翌年の享和元年（一八〇一）から文化五年（一八〇八）までの八年間毎年六〇〇両ずつ返納し、残金二五〇両は文化六年（一八〇九）に返納することで内済となった。その内済の届けが妙法院と鍋島家の両者から寺社奉行へ来たので、これについての受理を老中に伺っているとが〔史料一〕寛政十二年（一八〇〇）の状況であった。もちろん、この件は寺社奉行の意見通りに受理された。

かくして領主宛の名目金貸付の借金滞納に寺社奉行が介入し、その返納を内済で終わせることは「宮門跡貸附金」で簡略な記述であるが数件見かけられる<sup>(5)</sup>。ただ、ここで興味深いことは妙法院が大名へ貸し付けた名目金の延滞を理

由に、その借金が返済されるまで拝借金を下さることを幕府へ要請していることである。償還予定の金一〇〇〇〇両の延滞で妙法院の財政運用に困難が生じるため、その金が戻ってくるまで幕府からの拝借金で凌ごうとする妙法院の拝借金請願は、幕府には門跡の困難を救い出す責任があるという呼びかけであろう。しかしながら、ここでは彼らの名目金が領主へ貸し付けられていたという記述に注目したい。つまり、妙法院の名目金貸付は本来、幕府が担うべき大名救済の役割を肩代わりしていたことになる。だからこそ妙法院は幕府に対して一〇〇〇〇両の拝借金を主張することができたのではないだろうか。その請願は叶わなかったが、幕府の助力で借金の返還期間が半分も短縮された。恐らく、この拝借金請願は道理が立つと認識されたからであろう。

さて、こうした妙法院の名目金を借りていた小城藩について見てみよう。上記の寛政期妙法院の名目金貸付に関する寺社奉行の伺いから、小城藩主の鍋島家は寛政二年（一七九〇）約九七〇〇両の妙法院名目金貸付の借金を負い、また一〇年後の寛政十二年（一八〇〇）にも依然として六〇〇〇両の借金を抱えていたため、問題になっていた。では、小城藩は如何にこの名目金貸付の借金返済に取り組んだだろうか。

小城藩は佐賀藩の支配体制の中で頂点である三支藩——小城鍋島<sup>おぎ</sup>、蓮池鍋島<sup>はすのいけ</sup>・鹿島鍋島<sup>かしま</sup>——のなかの一支藩である。その知行高の七三二五二石は、佐賀藩の石高の三五〇〇〇石の内高として約五分の一を占めていた<sup>(6)</sup>。小城藩は本藩である佐賀藩の支配を受けながらも、参勤交代をはじめ大名としての独自の自治権を持っており、その財政においても佐賀藩とは別途に独立した財政を運用していた<sup>(7)</sup>。ただ時によって佐賀藩が小城藩の運営に干渉すること



も稀ではなかった。

妙法院名目金貸付の借金返済が問題となった寛政十二年（一八〇〇）の小城藩においても佐賀藩は介入せざるを得なかった。「史料一」で確認したように同年十月、妙法院名目金貸付の延滞金返済が内済となっていたが、実はその

四ヶ月前である同年六月「紀伊守殿勝手向必至と被差支、一手之取計ニ而は何分難行届」<sup>（小城藩主鍋島直知）</sup>（8）と小城藩の財政難は一

藩として手を負えない状況になっているという佐賀藩への懇請があり、そこで佐賀藩の相続方役人（丹羽内蔵進・宮富浅之允）二人が小城藩へ加談した。恐らくこれは小城藩が負っていた妙法院名目金貸付に関する相談であると思われる、小城藩と妙法院との名目金貸付の借金処理過程に佐賀藩が関与していたのではないかと思われる。寛政十二年（一八〇〇）十一月六日の佐賀藩の記録をみると更に明確になる。

〔史料二〕 『佐賀県近世史料』（9）

一、（寛政十二年）十一月六日、江戸方十月十五日立・同十八日立町飛脚近々到着、紀伊守殿ニ而妙法院宮御貸付<sup>（小城藩主鍋島直知）</sup>

金返納之義ニ付而、先達而脇坂淡路守殿御達之一件、其後紀伊守殿役人御呼出、右返納一円埒付不申、急度相<sup>（寺社奉行脇坂安薫）</sup>

納候様、自然不納之節は、懸り役人御仕置被仰付、主人家名ニも相懸り候段被相達候次第、追々申来居、右之<sup>（明カ）</sup>

末段々御取詰有之、既及破候趣成立候付、当金千両、来年方六百両充返済之約定ニ而、此御方役人致証印、漸

内済相整候由、委細ハ請役所江申来候由

上記の史料は、江戸表の佐賀藩屋敷から佐賀表への報告内容で、小城藩と妙法院との内済の様子があらわれる。寺社奉行（脇坂安薫）の居宅に小城藩の役人が呼び出され、妙法院名目金貸付の借金不納は小城藩の担当役人の仕置で終わらず、藩主の鍋島の名までかわる問題になると問い詰められた。またそこで内済になった内容は当年一〇〇〇両を返済し、翌年から毎年六〇〇両ずつ返済する、という〔史料一〕で確認した通りであるが、その際に「返済之約定ニ而、此御方役人致証印、漸内済相整候」と佐賀藩の役人がその内済の文書に証印して、小城藩と妙法院との内済になったことが分かる。

さらに佐賀藩は小城藩の借金返済交渉だけではなく、その後の借金返済においても援助した。妙法院名目金貸付の借金が内済となった翌月の寛政十二年（一八〇〇）十一月二十九日の記録を見てみよう。

〔史料三〕 『佐賀県近世史料』（一〇）

一、（寛政十二年）十一月廿九日、紀伊守殿勝手方累年被差支、何分一手之取計ニ而相統難被相叶候付、最前依頼御相統方役人方加談をも被仰付、重畳遂評議、格別之減少有之候得共、何分諸筋取鎮候手段難相成ニ付、御支配格之楯ニメ諸筋之銀向取鎮度、仕切年限中右之通被 仰付度、彼家老中方相願候、右は唯今之儘被差置候而者、大坂表も及破、御難題出来可仕儀ニ付而は、至而不被相好儀ニ而は候得共、願之通御支配格之楯被仰出、

返上筋は不及沙汰、借銀等迄有米代銀を以、幾々永続之道相啓候通被仰付之（後略）

小城藩の妙法院名目金の返済方便について、既に佐賀藩の相続方役人が議論を重ねていた。恐らく彼らは五ヶ月前同年六月、小城藩からの懇請で加談していた佐賀藩の相続方役人（丹羽内蔵進と宮富浅之允）であり、小城藩と妙法院との内済の前段階から、その借金返済方法を佐賀藩の役人が模索していたと思われる。

小城藩は独自に借金返済する手段がなかったようで結局「御支配格之楯ニメ諸筋之銀向取鎮度、仕切年限中右之通被仰付度」と妙法院名目金貸付の借金を返済する間に「御支配格」のタテにして借金を取り静めたいと小城藩の家中が願って、佐賀藩は洪々ながらそれを許可することになった。ここでいう「御支配」は、小城藩の知行地の全てを本家佐賀藩の預かりとしてその蔵米を小城藩へ支給する上支配を指すものである（11）。すなわち妙法院名目金貸付の借金返済は、小城藩が知行地を佐賀藩に預けて佐賀藩の蔵米をもらい、それを名目金貸付の返済に充てることにしたことである。

佐賀藩はこうした自分の蔵米を小城藩に支援する決定をしたことには、もちろん小城藩主との血族関係やその支配体制維持のためでもあったと思われるが（12）、「唯今之儘被差置候而者、大坂表も及破、御難題出来可仕儀」と妙法院名目金貸付の借金延滞をこのままに差し置いては、結局大坂表にも影響を及ぼし、問題になることが危惧されていたからであった。諸藩―特に西国―の領主は大坂金融市場にその財政を多く依存する傾向にあり（13）、当時の

佐賀藩も小城藩も同然であったと思われる。大坂金融市場は諸藩の財政事情に敏感に反応したようで、たとえば大坂米市場においてある蔵屋敷の信用不安は、他の蔵屋敷への信用不安に繋がるなど<sup>(14)</sup>、当時大坂の金融市場は諸藩の財政状況に敏感に反応していたようにみえる。小城藩の名目金貸付延滞がそうした大坂に知られるようになる、当事者の小城藩だけではなく、その本家である佐賀藩に対する市場の不安も生じることが予想されたのではないかと思われる。名目金貸付の借金滞納は、幕府がその取立てに関与していたため、更に大きな問題になる可能性があった。佐賀藩がそれを憂慮し、小城藩から上支配の要請を受け入れ、彼らが負った妙法院名目金貸付の借金返済が再び沙汰にならないように、小城藩の妙法院名目金の借金問題が円満に解決されるように心掛けていたと思われる。

こうして寛政期妙法院名目金貸付の借金を抱えていた小城藩は、幕府が調整した一〇年の返済期間の間にもその三分の一しか返済できなかったため、寛政十二年(一八〇〇)再び妙法院から訴えられる羽目になった。どうしても返済の道がないと判断した小城藩は、本藩である佐賀藩に請願し、その知行地を担保で佐賀藩の蔵米をもらうことで、その借金返済の方策を建てられるようになった。そこまでも、妙法院名目金貸付の借金を返さなければならなかったのである。名目金貸付における借金滞納は、結局取立に幕府が関与する事態に発展した。幕府がその取立にかかわった以上、それはただの借金問題ではなく、家の名がかかわる問題となり、またそれは当藩の小城藩及び佐賀藩の大坂における信用にも影響を与える恐れがあった。そのため、小城藩は知行地を佐賀藩に預けることまでにして、名目金貸付の借金を返済する決断を下すことにいったったと思われる。

## 第二節 小城藩の名目金貸付の借金処理

寛政十二年（一八〇〇）妙法院名目金貸付の借金滞納で訴えられた際「鍋嶋紀伊守先代加賀守滞金」という記述から実際名目金を借りたのは、前藩主である鍋島加賀守直愈であることが分かる。直愈が小城藩主であった時期は宝暦十四年（一七五四）から寛政六年（一七九四）までであり、寛政二年（一七九〇）の時点で妙法院名目金貸付の貸先として言及されているので、その借金の時期は寛政二年よりは以前の時期として推測できる

当時小城藩の財政事情をあらわす重要な事件として安永三年（一七七四）小城藩は幕府に拝借金を願い出たことで幕府の処分を受けたことがある<sup>（15）</sup>。この事件の粗筋は次の通りである。同年、小城藩は幕府から公家衆御馳走役（毎年幕府から朝廷へ送られる参賀使者への返礼として朝廷から公卿が江戸参府する際のその接待役）に命じられたが、小城藩一手には一〇〇〇〇両に及ぶ費用を賄うことが無理であったようで、本藩の佐賀藩に対して命じられた幕府公役を断ることまで相談した。しかし、幕府から命じられた公役は拒否できないことだったので、そこで公役遂行に伴い幕府から拝借金をもらった他藩の先例があることを最後の手として、老中へ金七〇〇〇両の拝借金を申し入れたが、この拝借請願が幕閣の心証を悪くし、差控（登城禁止）の処分を受けることになった。本来遂行すべき幕府公役に対しての認識の甘さが責められたからである。もちろんその差控も公役遂行の後の話で、結局、小城藩は佐賀藩の援助を

もとに種々の手段で資金を調達し、ようやく有栖川織仁親王の接待役を無事に勤めることができた(16)。

この際、調達されてきたお金のなか「上々様手元金」というものもあつた。この「上々様」というのは、名目金貸付関連の史料のなかでもよく登場する表現で貸し付ける金が「上々様」からのお金であると、つまり、その名目金のもとが將軍や天皇所縁であることを示すものである。恐らく、この時の小城藩はこうした名目金貸付も差詰まった財政運用における一手して借り入れていたのではないかと思われる。そしてこうした名目金が、後の寛政期になって借金返済の問題としてあらわれることになったと思われる。

〔史料一〕で確認したとおり、小城藩の妙法院名目金貸付の借金問題は、寛政二年(一七九〇)と寛政十二年(一八〇〇)の二回に亘って幕府で取り上げられ、その借金を期日まで返済するという約定で内済となった。幕府が名目金貸付の取立に関与した以上、小城藩はその借金をせひとも妙法院側へ返さなければならなかった。寛政十二年(一八〇〇)の時は、検討した通りに知行地を担保にした佐賀藩の蔵米で返済することに事態を収めた。ではその以前の寛政二年(一七九〇)の時は、如何にして返済に臨んでいたのであろうか。寛政二年は金九七二〇両の借金を抱えていたが、寛政十二年の時点では金六〇〇〇両ほどが残っていた。すなわち、その一〇年の間、金三七〇〇両ほどは妙法院側へ返済された。さて、この金三〇〇〇両を小城藩はどのように調達してきたか。

寛政四年(一七九二)七月、小城藩の年寄宛に出された佐賀藩主からの書付をみると「加賀守勝手向、累年困窮之末、近頃必至与及逼迫、既ニ参勤も不相協通成立候由、惣而加賀守を始、家頼共茂数多乍罷在、經濟之道如斯成行候

(小城藩主鍋島直忠)

迄等閑ニ打過」(17)と当時小城藩の財政難は深刻で、江戸参勤さえ出来ないほどの状況に至ったことが分かる。小城藩がこうした状況に至ったのは、藩主直愈をはじめ、その家来の怠りであると佐賀藩は見なしている。また当時の小城藩は「悉ク本家方致支配具候様混ラ相願候」と佐賀藩に上支配を願ってきたようで佐賀藩はそれに対し、そうした前例がないと小城藩の請願を断つたうえ、直愈および家臣の努力で問題を解決すべきであると答えている。このことから当該期の小城藩は、後の寛政十二年(一八〇〇)の時のように佐賀藩の援助も受けてない状況であることが分かる。

そもそも寛政四年(一七九二)小城藩が佐賀藩にこうした請願をするようになったことは、ただ寛政二年(一七九〇)返済が指示された妙法院名目金貸付の借金返済ためではなく、更に大きい問題が関わっていた。同年八月九日、小城藩の聞番(薬王寺一之充)は佐賀藩の江戸桜田屋敷へ下記のような書付を提出した。長文であるが、重要な記録であるため、略さずに載せる。

〔史料四〕『佐賀県近世史料』(18)

加賀守殿勝手向累年逼迫之末、去暮ニ到り必止与差支、諸口之旧借御切金等之口々、既ニ破ニ可相成危急迫罷在候処、公儀御蔵入米御買揚ケ有之候趣、元々方ニ而承及候得共、見合罷在候由ニ御座候処、村川佐一郎存内ニ、当春相成候得者、脇方ニ而慥借受候金筋御座候付、右を以於大坂表御国米買入、当表江廻船仕候積ニ而、御米方

御用達近江屋喜左衛門・垂水屋清右衛門迄申込、御勘定御奉行御聞届之上、在所米三千石御買揚ニ相成候通取計、右代金を以、去冬可及破廉々取鎮召置候、然処、佐一郎目論見置候金筋、春以来段々故障之儀御座候間、出来不仕、右之内納月五月ニ相成候故、追々日延等相願、其内二者是非々々調達を以相納候心得ニ御座候処、氣当之向方重疊故障等有之、今以出来不仕候付、今又当月中之御猶豫相願候処、此節迄者曲而御聞濟御座候得共、此向与御座候而者、一向日延願等御取揚無御座趣相聞、何れ当月中皆納不仕候而者、不相叶參懸御座候、一躰右筋を此方一手切ニ而、御本家様御役筋者勿論、在所役人江も一向懸合も仕置不申由、御座候得共、前断之通、心当之金筋、昨今迄出来不仕候得者、最早当元<sup>レ</sup>方一手切之働ニ而、莫太之穀数中々急ニ相納候儀、難相叶仕合御座候、依之先達而右之始末、在所表江者委細申遣置候、尚又為取計、大内浪免兼々差下、千石位之穀数者何レ之筋<sup>方</sup>成共、急速仕向相成候様、精々申遣候へ者、定而当月中二者、着舩可仕哉与奉存候得共、相殘候所、当晦日限皆納之儀、何分ニも不任所存、当惑至極此時ニ御座候、萬一不納ニ到而者、主役其外懸合役々も夫々御咎等被仰渡、其上御取立者一入敵敷可相成哉、難計義奉存候、今更相成、佐一郎始何茂蒙敵科候処者、毛頭相厭候義無之候得共、被仰渡之輕重ニより、加賀守殿差扣等被相伺候ハ、趣に随ひ候而、乍憚御本家様江も御汚名を奉掛候始末ニも到可申、左候ハ、御同氏様方御一統之御難涉与成行可申亘り、誠以其罪不輕、重疊恐入奉存候故、何レ茂粉身碎骨与差部<sup>動</sup>り相勸候得共、此節迄之間ニ合不申、右付而者前書千石程着舩之上ニ而も、又々日延相願、其内二者在所表<sup>方</sup>之仕向も追々着舩可仕哉、素此方ニ而も情之及相働罷在候得共、少々も調達出来可仕哉、左候ハ、何



レを以成共、一先皆納仕度奉存候得共、前断之通此上日延御聞濟之程、此方一手役人中々願出候共、御聞届有之間敷哉奉存候間、其砌者御本家様御役筋方も御手を被入、追々納方御座候通御手当御座候趣を以相願候ハ、今暫ハ御猶豫ニも可有御座哉与奉存候間、是等之亘御聞届被下度御願申上候、尤此儀迎も見越之義ニ而、其期ニ到而如何様可被仰渡哉、甚以無心元危難此時相究心痛至極仕候、ケ程まで不輕儀、此節ニ到候而申上候亘、旁以不行届厳科難通仕合恐入奉存候へ共、若差扣之伺等差出被申候通成立候而者、専御家之汚名ニ相拘、不私儀与成行候間、何分被遂御評儀可被下奉願候、以上

八月

葉王寺一之充

小城藩が当時の緊迫状況について説明しながら再び佐賀藩の助力を求めている内容である。その状況はまとめる以下の通りである。昨年(寛政三年(一七九一)歳暮、小城藩の財政が差し詰まって借金返済が危うくなっていたところ、村川佐一郎(以下、佐一郎)は幕府御蔵への買上米が保留になっていることを聞き、差当りの借金を返済できる妙案を思いついた。それは翌年(寛政四年)春、江戸の幕府御蔵へ米を納入することを米方御用達に約束し、彼らからその納入米の代金を先にもらって、それで緊要の借金返済を解決することであった。そこには春になるとまた借金できる筋があるので、その金で大坂表の米を買い入れ、それを江戸幕府御蔵へ納入することができるという目途が立

てられていた。

早速、佐一郎は米方御用達町人の近江屋喜佐衛門・垂水屋清右衛門へ申し入れ、幕府勘定奉行の許可を得たうえ、翌年の春に米三〇〇〇石を江戸御蔵へ納入することを約定し、まずその代金を先に受け取り、小城藩が当面した借金返済をひとまず取り静めた。しかしながら翌年の寛政四年（一七九二）春になり、佐一郎が当初目論んだ通りに事が進まず、約定した納入期限の五月になってもお米が江戸御蔵へ納入されていない状況であった。そこで納入期限の延長を願って八月に至ったが、もうそれ以上の期限延長は不可能となり、八月中には江戸御蔵にお米を納入しなければならなかった。

もはや佐一郎の一手に負えない事態であったため、佐一郎はまず小城表へ相談し、どうか米一〇〇〇石を江戸へ送ることに整えたが、それにしてもまだ当月末までに納入すべき米が残っていた。もし締め切りまでに江戸御蔵に米を納入できなくなると、これは佐一郎の咎めに終わらず、小城藩主である加賀守、ひいては本家である佐賀藩までも汚名をきせられることになる、ここで小城藩は佐賀藩に対して事態が鍋島氏一族の問題になる始末であることを強調し、今回佐一郎が期限までに問題なく江戸御蔵へ米が納入できるように佐賀藩の助力を求めている。

その具体的な内容は「大坂御蔵屋敷御廻米御囲等御座候ハ、一先御取替セ被下、一刻も当表着船仕候様、御取計被下候義者、御叶被成間敷哉、若又御廻米御振替之儀難被成筋も御座候ハ、格段之御吟味を以、何れ之筋方も早々御廻米被成下候通、御心配被下候様仕度奉願候」<sup>(19)</sup>と佐賀藩の大坂蔵屋敷の備蓄米を肩代わりとして江戸御

蔵へ納入するか、もし蔵屋敷にそれほどの米がなかったら、他所からの廻米を用いてまでも江戸御蔵へ納入することであった(20)。

この書付と一緒に本人の佐一郎の書付も添付されているが、今の事態はもっぱら自分の失策であるが、約束通りに幕府御蔵へお米を納入できなくなると、小城藩まで巻き込む大問題になると、ぜひとも小城藩を助けてくれることを嘆願している。

かくして小城藩から嘆願を受けた佐賀藩は、下記のように佐一郎に詰問した。

〔史料五〕『佐賀県近世史料』(21)

村川佐一郎江之問題

一、其方御勝手向御指支ニ而、去暮到而御難渋ニ付、公儀御買上米三千石、近江屋喜左衛門・垂水屋清右衛門与申者江、小城米為積登之約定ニ而、売渡証文相渡、代銀三千七百兩余御借入有之候処、右返納不行届ニ付被相達候趣致承知候、惣而御難渋之事二者候得共、大金之儀ニ候得者、返納筋前を以目論見無之而、前文之申組可被相整様無之候、最初右返納米借入心当之向々、或者手廻シ之目論見、何レ之通相附被置候哉

一、右借入手段御一存之趣被相達候得共、去暮之儀者、加賀守様御参府中ニ而頭立候御役人も詰合之事ニ候得者、容易ニ大金之借入一存ニ而取計可被相整様無之、殊證文面ニ連印之御役人且奥書之名前も相見候処、一存之

取計と有之儀如何之訳候哉

一、右御借入ニ相成候金子、いつれ之筋如何様之御入用ニ相成候哉、委細書付可被相達候

一、公儀御買上米代銀之事ニ候得者、返納相滞候節ハ御難題ニ相成候儀眼前ニ而、聊不容易筋候処、大金借入有候ハ、前邊御沙汰も可有之、返納期月も過、且夕ニ迫り被相達候儀、何等之御心得方候哉（後略）

佐一郎への詰問は、幕府の米方御用達に江戸御蔵へ小城米三〇〇〇石の納入を前提に金三七〇〇両を受け取った際に約定したその返納の仕方を詳細に説明すること、また佐一郎一人がそうした大金を借りうるとは考えにくく、また当時小城藩主も江戸参府中であり、それに売渡証文に他の小城藩の役人の連印が見えるが、この事態を佐一郎一人の取計であると言っている理由は何故なのか、また当時受け取った金子はどこへ充たさせたのか、などその取引に関する子細な内容を佐一郎に確認している。その一方、幕府御蔵へ納入米の代金は公儀にかかわる重大問題であることにもかかわらず、佐賀藩に一言なしに密かに大金を借り、困難な状況になってから手遅く援助を要請している小城藩の行動が責められた。それに緊迫な事態なのに、書面の掛け合いのみで、今更大坂表へ役人を派遣するなど不精に働くさまも非難された。当今の事態が佐一郎個人の不覚のみからではなく、小城藩の安易な対応に問題があるという佐賀藩の認識が読み取れる。普段から小城藩主の加賀守の身持ちなどに憂慮を示した佐賀藩にとっては、この事態をある一人の役人の手落ちにすることはどうもできなかった（22）。

しかしながらこうした事態に黙ってはいられなかったようで、佐賀藩は諸役人を動員し江戸御蔵への米納入を助ける一方<sup>(23)</sup>、小城藩へお金まで貸した。同年十二月、小城藩の家老宛に出した書付をみると「其御元年来御勝手向御差支之上、当秋江戸表一件二付、右御返済方等二而御重代之品等も御取散二相成趣相被聞召、甚御気毒被思召候付、御手元方七百金御取替を以被差出候」<sup>(24)</sup>と今回の江戸御蔵納入米の件による小城藩の散財に懸念を示し、金七〇〇両を貸し付けていたことがわかる。

以上、寛政四年(一七九二)小城藩は借金返済のため、幕府の江戸御蔵への米納入を約束に米方御用達から代金三七〇〇両を受け取ったが、約定の通りに江戸御蔵へ米納入ができなくなったため、結局本藩の佐賀藩に援助を求めたことを確認した。

さて寛政三年(一七九一)佐一郎が幕府御蔵の米代金まで手を出すほど、急いで解決しようとした借金は何であるか。「史料一」で確認したように、前年の寛政二年(一七九〇)妙法院の名目金貸付の借金返済が一〇年賦の内済になっていた。おそらく寛政三年の時、小城藩に迫られた借金返済は、この妙法院名目金ではあったと思われる。上記の「史料五」の佐一郎への追及に対して小城藩が佐賀藩宛に出した書付をみてみよう。

〔史料六〕 『佐賀県近世史料』<sup>(52)</sup>

御用之儀御座候付、村川佐一郎御国許呼下二相成候趣、被仰達候付而者、早速出立仕候様取計可申之処、彼者儀

数年来勝手方相勤罷在候得者、第一公邊江相拘り候金筋、妙法院宮様返納金・伊東様・茶屋四郎次郎筋等を初、公訴御切金其外之取計向、是迄一人二而押々諸口共漸取鎮相凌居候付而者、只今不斗差迦候而者、不審をも相立、諸口一同二趣立之義与相見候、然時者無人中取鎮候役人も詰合無御座、其上頭立候役人御呼出之儀も多々有之、奥印其外名前等年来公邊ニも差出置、代人等無御座候而者不都合之儀も有之、彼是甚当惑仕候、追々代人等も可被差越候へ者、何卒夫迄之処被差下候義、御猶豫被下義者相叶間敷哉、御用之者右躰可申上様無御座候得共、不私儀二付、此段奉願候、宜御評儀被成下候様奉願候、以上

子九月

佐一郎の召喚について小城藩が佐賀藩に猶予を求めている内容であるが、ここから佐一郎が小城藩でどのようなことを担ってきたのが明らかになる。佐一郎は小城藩の財政担当の役人であり、妙法院宮様・伊東様・茶屋四郎次郎をはじめ、幕府にかかわる金筋を佐一郎一人が仕切って取り静めていたことがわかる。なので、いきなり佐一郎がその場を離れると貸主から不信を買うなどの混乱が予想され、また他の代理人も現在見当たらないので、佐一郎の召喚に暫く猶予をくださることを小城藩は佐賀藩に願っている。

ここで佐一郎が取り静めていた「公邊江相拘り候金筋」として挙げられている「妙法院宮様返納金」は、恐らく前年の寛政二年（一七九〇）幕府の関与で一〇年賦の借金返済が決められた妙法院の名目金貸付であると推測できる。

佐一郎が寛政三年（一七九一）歳暮、米方御用達から幕府御蔵への納入米の代金を借りることになったのは、借金返済が危うく状態になったためであった。前年の寛政二年、妙法院名目金貸付の借金返済が内済になったことを考えると、初年目から返済を怠ることは出来ない、妙法院名目金貸付の借金返済が緊要な問題になったため、佐一郎は江戸御蔵への米納入を約定し、その前貸金で返済することにしたと思われる。

また彼に代金を渡した近江屋喜左衛門と垂水屋清右衛門は、寛政二年（一七九〇）幕府が江戸で米価調節を目的に創設した米方御用達（廻米納方御用達）として登用された四人の米商人の内、二人であり、特に近江屋は江戸に送られる幕府の廻米の三分の一を担当する頭取格であった<sup>(26)</sup>。

この米方御用達は勘定所御用達とともに寛政三年（一七九一）幕府の米価調節において活躍されたという指摘されるが<sup>(27)</sup>、まさに小城藩の佐一郎が米方御用達しから幕府御蔵納入米の代金を受け取った年のことである。

寛政三年幕府の米価調節の詳細を見てみると<sup>(28)</sup>、同年八月、大風雨・洪水によって関東は大きな打撃を受け、江戸の米価は上昇一路であった。そこで幕府は勘定所御用達一〇人に江戸への買米を命じ、彼らは資金三〇〇〇両を出して米六〇〇〇俵を江戸へ買米することにした。九月十五日、幕府はその買米の対象地域として大坂・下関などの上方以西から買米することを勘定所御用達に命じたが、その同日に勘定所御用達の頭取である三谷三九郎の居宅に、近江屋喜左衛門、垂水屋清右衛門、古川屋五郎兵衛、徳田屋五郎兵衛の四人の米方御用達も幕府の命によって呼び出され、相談に乗っていた。

これを米商である米方御用達の買米技術を利用したものと評価されるが、実際の買米は彼ら米方御用達の手  
に任せて行われていたと思われる。検討したように小城藩の役人佐一郎が米方御用達の近江屋喜佐衛門、垂水屋清右  
衛門と約定して、翌年江戸御蔵へ米納入を条件にその代金を先に受け取ることができた。また買米の対象地域として  
上方以西地域が指定されたが、二週間後に幕府はこの地域からの買米を延期し、関東筋からの買米を指示し、十月十  
日勘定所御用達一〇人は、年内に買米を完了することに合意したとされるが<sup>(29)</sup>、西国の小城藩が翌年の春に米三  
〇〇〇石の上納をめどにその代金を受け取っていたことから、実際の買米は恐らく米方御用達の裁量によって行われ  
ていたと思われる。

寛政四年佐賀藩へ渡された小城藩の書付によると<sup>(30)</sup>、寛政三年(一七九一)歳末に米相場は金一両につき八斗一  
升の相場であったため、翌年春に納入を約定した米三〇〇〇石に対して金三七〇三両ほどを前貸金として受け取った。  
しかし翌年寛政四年の春になって、相場は金一両につき八斗と米高になったため、約定の米三〇〇〇石を買い上げる  
ためには金三七五〇両が必要とされた。結果的に小城藩には約五〇両の損金が生じるが、その代金で返済しなければ  
ならない当面の借金を返済できたことを考えると決して大きな損ではない。

そして、こうした差し迫った借金返済を解決させた幕府御蔵米の代金は、単に役人と米方御用達町人とのやり取  
りによって渡されたことではなく、「御米方御用達近江屋喜佐衛門・垂水屋清右衛門迄申込、御勘定御奉行御聞届之上、  
在所米三千石御買揚ニ相成候」と最終的に勘定奉行の許可を得たうえで可能になったことに注目したい。つまり、小



城藩の借金―特に妙法院の名目金貸付のように公辺へかかわるお金―返済が支障なく行われるように、幕府の米価調節のための政策資金が幕府容認のもとに用いられていたことである。これは重要な事項であるだろう。

また、こうした借金返済のため幕府御蔵米の納入を約定し、その代金を前以って受け取っていたのは、当時小城藩だけではなかった。佐賀藩へ渡された小城藩の書付によると<sup>(31)</sup>、(前田利謙)松平出雲守(越中富山藩、外様一〇〇〇〇石)、(堀田正順)堀田相模守(下総佐倉藩、譜代一一〇〇〇石)、(土屋泰直)土屋能登守(常州土浦藩、譜代九五〇〇石)、(牧野忠精)牧野備前守(越後長岡藩、譜代七四〇〇石)、(小笠原長光)小笠原佐渡守(奥州棚倉藩、譜代六五〇〇石)、(相馬祥徳)相馬因幡守(陸奥相馬中村藩、譜代六〇〇〇石)、(織田信徳)織田出雲守(丹波柏原藩、外様二〇〇〇石)などの大名も、当時「小城同様之申組ニ而御売米有之由御座候」と当時小城藩のように米方御用達へ申し入れ、江戸御蔵米の代納を約束してその代金を受け取って、諸藩の財政に用いたと推測できる。

以上から、この時期の小城藩は妙法院名目金貸付を始め、公辺にかかわる筋のお金を買い入れてその財政を運用してきたこと、またその借金返済が問題になった際、結局幕府の政策資金を用いることでその借金返済ができたことが分かる。

## 小括

本章では、寛政期妙法院名目金の借金を負っていた小城藩を取り上げ、大名金融における名目金貸付の様子を見てみた。

寛政二年（一七九〇）妙法院は領主へ貸した名目金貸付の返済遅滞を理由に、幕府に拝借金を求めた。この拝借金請願は却下されたが、幕府はその代りに名目金貸付の返済目途が立てるようにし、貸し手の妙法院と借り手の小城藩で一〇年賦の内済で決着した。一〇年という返済期間は妙法院が当初予想していた二〇年の半分に過ぎない期間であった。結果的に借主であった小城藩は妙法院に約一〇〇〇〇両の金を一〇年以内に皆済しなければならぬはめになった。そして、その返済期間の初年から小城藩がその返済金調達に困った。小城藩の勝手方役人の村川佐一郎は、幕府の米方御用達宛に翌年江戸御蔵へ米三〇〇〇石を納入することを約定し、その代金三七〇〇両を彼らから受け取ることに成功した。その金はもともと江戸の米価調節のため幕府が勘定所御用達として命じた有力町人から調達された金である。この政策資金を用いて小城藩は当面した借金返済を解決できた。その借金の中に前年幕府から返済が命じられた妙法院の名目金貸付が含まれていたことは重要である。

恐らく小城藩が幕府御蔵米の代金を受け取ることまで踏み切ったことには、前年返済が決められた妙法院名目金貸付の借金処理と深く関連するものと思われる。小城藩のこうした動きが可能であったことは、その裏に勘定奉行―幕府の容認があった。このことから見えるのは、幕府は貸し手の妙法院側に立って借り手の小城藩へ借金返済を求め、また小城藩側に立って一時的ではあるがその返済の道を開かせていたことである。

近世の大名領主が、その財政を大坂金融市場に多く依存していたことは周知の通りである。宝暦期以降の大坂金融市場についての説明をみると、諸藩は財政改革を背景に大坂との関係整理に進め、貸付の中心となる館入りの確保など特定町人と手を組み、安定的な資金調達のルートを確保することに励んだ。またこうした状況下、条件が悪く特定銀主との緊密な結びつきもない大名は、自然に金融市場から疎外され、不利な条件での融資しか受けられなくなつた<sup>(32)</sup>。幕府はこうした大名救済のため、彼らを金融面から援助しようとしたが、そこには限界が存在した。たとえば、一八世紀後半の幕府の大名への拝借金推移をみると明和期以降拝借金数が増加してはいるが、その内訳をみると、幕閣の重職についている譜代大名、または御三家など幕府近親の大名への拝借金が多<sup>(33)</sup>い。

最後の手である幕府の救済金融―拝借金―からも疎外された大名領主は、どのようにその財政のやりくりをしていたのであろうか。安永期幕府へ拝借金を願い出たが拒まれた経験がある小城藩はまさにこれにあたる。彼らは妙法院名目金貸付など公辺にかかわる筋のお金を借り入れることで急場を凌いでいたと思われる。恐らく名目金貸付はこうした差詰まった大名における救済金融として動いていたのである。名目金貸付は、それにおける債権が幕府によって保護されたゆえ、貸し手はこうした危険な借主への貸付を果敢に踏み切ることができたのである。妙法院が小城藩への貸金返済の延滞を理由に幕府に拝借金を請願したこと、またその借金取立の援助を幕府へ呼び掛けていることも、

まさにそうした名目金貸付の様子を語っているのではないだろうか。名目金貸付がその債権が幕府によって保護されたため、こうして広義の公金貸付として働く結果となったのである。

第二章で検討したように、幕府は名目金貸付を低利の金融であるように抑えていた。もちろん、名目金貸付の実際の運用は貸付支配人の裁量に任せられていたため、時には支配人の恣意で実質利子がやや高いこともあったかもしれないが、「利足之儀、世間通例ニ准候様被渡度候」という名目金貸付の利子上げの請願から分かるように<sup>(34)</sup>、名目金貸付の公定利子は幕府によって一般より基本的に低く設定されていた。その意図は金融市場の安定においてあったのであるが、これは結果的に差し詰まっていた領主金融の風穴になり、またそのように期待されることにいったと思われる<sup>(35)</sup>。言い換えれば、一般の金融市場においてはその財政が不健全と見なされ、不利な条件の借金をやむを得ざる領主にとって、比較的にたやすく借りうる金融として名目金貸付が機能されることになったと思われる<sup>(36)</sup>。

検討した寛政期小城藩の妙法院名目金貸付件から見えるように、幕府は名目金貸付の返済遅滞を訴えてくる妙法院を慰め、借主にその返済を求めながら、その一方で、この借金返済に苦しむ小城藩へは御蔵米納代金の前渡しを許可し、それで差当りの返済ができるようにし、名目金の貸付と返済の構造が破綻にならないように動いた。もちろん、

これは名目金貸付の貸し手である妙法院が破産にならないようにする意図でもあったが、結果的にこれは名目金貸付の貸主が当時の金融市場―特に大名金融―において果敢な貸付を行っても成り立つことを可能とし、恐らく当時の幕府権力もそうした名目金貸付の意味合いを十分認識していたのではないかと思われる。かくして名目金貸付は、幕府に直接的な損害をきたす危険性は少ないが、領主金融の援助・金融市場の安定という幕府の公金貸付なみの効果を期待できる、いわば「半官金融」としてこの時期になりえたと評価できる。

(1) 菅野和太郎 「紀州家名目金」(『經濟論叢』三四(三)、一九三二年)九六頁。

(2) 江頭恒治 『近江商人中井家の研究』雄山閣、一九九二年、五七五頁。

(3) 三浦俊明 「宮門跡方名目金の展開と幕府金融政策―青蓮院宮名目金の考察を中心に(上)(下)」『人文学報』三五(一)(二)、関西学院大学、一九八五年。

(4) 「妙法院宮御貸附金之儀ニ付伺書」 国立国会図書館デジタルコレクション 「宮門跡貸附金 上ノ二」、八二〇八五コマ。

(5) 安永六年の九条家と美濃郡上藩主(譜代、四八〇〇〇石)の青山大和守幸完、天明元年の九条家と美作国津山藩主(新藩、五〇〇〇〇石)の松平越後守康哉、寛政八年の九条家と豊後杵築藩主(譜代、三二〇〇〇石)松平駿河守

親賢などが、借金返済が熟談で内済されている。

(6) 藤野保『佐賀藩の総合研究』吉川弘文館、一九八三年、二三八頁。佐賀藩鍋島家の支配体制の核心は三家・親類・親類同格・家老・着座順の体制になるが、この三家である小城鍋島・蓮地鍋島・鹿島鍋島が三支藩に相当する。これらは知行高七三二五二石、五二六二五石、二万石の順である。

(7) 同右、二七八頁。

(8) 『佐賀県近世史料 第九卷 泰国院様御年賦地取』(以下『佐賀県近世史料』と略)平成十三年、四四三頁。

(9) 同右、四五六頁。

(10) 『佐賀県近世史料 第九卷』、四六一頁。

(11) 野口朋隆『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』吉川弘文館、二〇〇一年、一〇八頁。これによると明和七年(一七七〇)小城藩に仙洞御所の普請役が幕府から命じられた際にもこうした上支配となって、その費用を調達していた。また『佐賀県近世史料 第九卷』の解題によると、寛政期後半の佐賀藩財政がその前の明和・安永・天明の財政再建状況から再び借金財政に後戻りする傾向であるが、これに追いかけた原因が、当時小城・蓮池・鹿島の三支藩の財政破綻による上支配の所為であると記述されている。

(12) 佐賀藩の支配体制において重要なポストの三家の代表格である小城藩が維持できなくなると、その影響はその影響は佐賀藩の支配体制自体を揺るがす問題として発展する可能性が高かったと思われる。

(13) 森泰博『大名金融史論』大原新生社、一九七〇年、一七一頁。

(14) 高槻泰郎「金融概観―資産・送金・資金貸借」(中村尚文・中林真幸 編『岩波講座日本経済の歴史』近世)深尾京司・岩波書店、二〇一七年)、一三九頁。

(15) 『佐賀県近世史料 第九卷』小宮睦之の解題。

(16) 同右。また 野口朋隆氏は、この公家衆馳走役一件を取り上げ、幕府―本家―分家の三者関係を分析した(『近世分家大名論―佐賀藩の政治構造と幕藩関係―』吉川弘文館、二〇〇一年、一〇六―一二四頁)

(17) 『佐賀県近世史料 第九卷』、三九八―三九九頁。

(18) 『佐賀県近世史料 第八卷』五二五―五二六頁。

(19) 同右。

(20) 『佐賀県近世史料』をみると、この時の米納入に支障が出たことには廻船の大坂入津に問題が発生したためであった。同年である寛政四年八月の記録をみると、小城藩の買上米を積みこんで大坂に向かった廻船が強風に会い「水船同様之仕合ニ而、中々上納難相成米柄ニ罷成候趣」と米柄がどうも幕府御蔵に上納できそうな状態ではなかった。また大坂表に振替えできる米もなく、また在所から米を積み立てて送りには日数がかかるため、どうも予定された期日には間に合わなかった。そこで小城藩は佐賀藩に米納入の肩代わりを願い出るようになったと思われる

- (『佐賀県近世史料 第八卷』五二七～五二八頁参照)。
- (21) 『佐賀県近世史料 第八卷』五二八～五二九頁。
- (22) 同右、三九八～三九九頁。
- (23) 同右、五三九頁。
- (24) 同右、五四五～五四六頁。
- (25) 同右、五二九～五三〇頁。
- (26) 竹内誠「寛政改革と米方御用達の成立」(『歴史教育』九卷一〇号、一九六一年)、五五頁。
- (27) 竹内誠「寛政改革と勘定所御用達」再論」(『徳川林政史研究紀要』一九七一年)、四五五頁。
- (28) 『佐賀県近世史料 第八卷』、四五四～四五五頁。
- (29) 同右。
- (30) 『佐賀県近世史料 第八卷』五三〇頁
- (31) 同右。
- (32) 森泰博『大名金融史論』大原新生社、一九七〇年、一七一頁。
- (33) 大口勇次郎「幕府の財政」(新保博・斉藤修編『日本経済史』近代成長の胎動』岩波書店、一九八九年)、



一五七〜一五九頁。

(34) 「宮門跡貸附金」をみると、明和六年(一七六九)圓照寺、寛政三年(一七九一)妙法院などが名目金貸付の利子上げを請願している。

(35) 吉川秀造氏によると、寛永寺は文化五年(一八〇八) 諸侯に対する年利一〇%の名目金貸付を許可された。元来、寛永寺は町奉行を通じる町方への貸付、また同宗寺院への寺院貸付も行ってきたが、後の文久元年(一八六一)の記録をみると何より大名への貸付比重が多い(吉川秀造「寛永寺貸付金」『明治維新社会経済史研究』日本評論社、一九四三年、一五三頁)。これを当時大名の財政難を示すものとして評価しているが、逆にこうした名目金貸付があったからこそ、その財政難から少なくとも救われていたのではないかと思われる。

(36) 寛永寺は大名への名目金貸付では、大した担保を取らなかったようである(吉川秀造「寛永寺貸付金」『明治維新社会経済史研究』日本評論社、一九四三年、一六〇頁)。

## 終章 近世後期における名目金貸付の意義

本論文では十八世紀後半における名目金貸付の特質とその展開の様相を、幕府権力とその貸付政策とのかかわりの中で考察した。

第一部「近世名目金貸付の成立」では、宝暦・明和期に京都の宮門跡寺院である妙法院が名目金貸付に乗り出す過程、また当該期寺社の幕府への請願とその交渉過程を考察し、成立期の名目金貸付を全体的な様相を幕府との関わりの中で考察した。

第二部「名目金貸付に対する幕府の認識」では、名目金貸付に対する最初の幕府法令である安永四年令を再検討し、その公金貸付化案の構想が修正にいたる過程を明らかにした。また天明期、名目金貸付の訴訟優先処理権の廃止にいたる幕閣の議論を取り上げ、公金貸付化案の再浮上と当時大坂における名目金貸付の運用に対する幕府権力の対応を考察した。

第三部「名目金貸付と公金貸付の諸関係」では、明和期の在方手当貸付と同時期の名目金貸付との係わりを見だし、また幕府に委託された名目金貸付を名目金貸付と公金貸付の中間者として想定し、江戸深川靈運院の名目金貸付の様子を考察した。また寛政期小城藩を取り上げ、大名金融における名目金貸付の可能性を検討した。

その論点をまとめると、以下の通りである。

一) 名目金貸付の許可とその代価

近世後期の名目金貸付は、幕府への援助請願、または自力による募金活動からも、それまでのような成果を挙げられなくなった寺社などが、貸付を確たる財源拡充の手段として明確に認識したことから始まった。彼らは貸付における安全を期するため、幕府に債権保護を要請し、自らの貸付が幕府の保護を受けることを図った。宝暦・明和期に頻発した触流請願―町奉行所など幕府の行政機構が借主宛に証文通りの返済を促す触れを流してくれるように求めること―は、まさに名目金貸付の成立の様相であった。こうして幕府の許可を得ることで成立した名目金貸付ではあるが、このことを幕府からの完全な恩典として理解してはならない。幕府は名目金貸付を全的に支援したわけではなく、許可の代りに遵守を求められた幕府が示した諸条件は、むしろ貸し手にとって不利・不自由な貸付をするように規定された。

二) 異なる主体によって成り立った名目金貸付

幕府によって債権の保護を受ける名目金貸付になることは、換言すれば貸付における幕府の関与を招くことになったとも言える。また名目金貸付は貸付の円滑さを図るため、それに長けた町人を貸付専門の支配人として包摂した。つまり、名目金貸付というのは、有力寺院などその名目の持ち主、貸付運用の実務者である貸付支配人、そしてその

取立を口実にそれに関与する幕府権力という異なる主体が参加したうえで成り立った複層的性格を帯びた貸付であった。こうした特徴を持ったため、各主体間に名目金貸付をめぐるの軋轢を頻りに発生することになった。検討した触流再請願や貸付支配人の選定や取締りからは、こうした葛藤が如実にあらわれる。且つ、こうした名目金貸付の特徴は、当時における名目金貸付の盛行の要因でもあった。これは貸主の本人ではなく、委任された貸付支配人との相対で行われる間接貸付であったため、貸付支配人の裁量によって運用される面も存在した。それは上から見れば「不正」の貸付でもあった。

### 三) 名目金貸付の公金貸付一本化構想

安永四年(一七七五)幕府が名目金貸付を直接運用する構想が浮上したのは注目すべきことである。以前とは違い、幕府は寺社の名目金貸付により積極的に関与しようとする動きを見せはじめたのである。実務者の反対で一部修正されることになったが、これを起点に名目金貸付の取立の基本前提として貸付の役所報告が確立されたことは重要である。本来、触流許可の一条件に過ぎなかった貸付の役所報告が、触流の廃止にもかかわらず、借金取立の前提要件になったことである。これは、幕府が名目金貸付を自ら把握できる仕組みを作り出すことに成功したことを意味する。また、後の天明八年(一七八八)公金貸付一本化案が再議論されたが、その訴訟仕法を変更することで結論付けられた。ここから名目金貸付がもはや当時社会において必須不可欠な金融となったことを読み取れる。

四）先行的な公金貸付としての名目金貸付

明和二年（一七六五）江戸における上野宮（寛永寺）の名目金貸付は、その貸付資金もさることながら町奉行所―町年寄に貸付を委託して行うという貸付の仕方も、京都における町奉行所管轄の名目金貸付と似ており、これを京都から江戸へ移管された名目金貸付ともいえる。また明和三年（一七六六）町行所に委託された江戸深川靈雲院の名目金貸付も、同様な手法で運用されることになった。江戸で本格的に展開された幕府の公金貸付である明和八年（一七七二）在方御手当貸付は、こうした町奉行所における名目金貸付運用の経験を踏まえた上で出されたものである。この公金貸付は、明和元年（一七六四）上方における名目金貸付の調査がその発端にあり、その後江戸町奉行所において委託運用された寺社の名目金貸付で試され、やがて江戸における公金貸付として本格的に始められることになったのではないかと思われる。いわば明和期町奉行所に委託・運用された名目金貸付は、先行的な公金貸付としての性格を持っていたと評価できる。名目金貸付における金融の論理が、当時幕府の公金貸付の方にも反映されることになったのである。

五）都市金融としての名目金貸付への期待

寺院からの要請で幕府に委託された名目金貸付からは、幕府が名目金貸付を管理下に置くことで達成しようとした意図が読み取れる。天明期、江戸深川の靈運院は、江戸町奉行所に委託していた名目金貸付を引き上げ、上方において新たに貸付を開始しようとしたが、その計画は幕府によって阻止され、江戸における名目金貸付が続けられることとなった。また明和期、江戸廻り代官に委託されていた江戸湯島の靈雲寺名目金貸付は、その増額請願に懸念が示された。こうした村方における貸付の抑制には、これが百姓の年貢収納を損なう理由もあったが、その一方幕府は町方へ貸付が廻されることを意図したと思われる。つまり、当該期の幕府は委託された名目金貸付が特定地域―恐らく江戸―で廻されることを目論んでいたのである。名目金貸付は、江戸という都市における都市民に対する金融としての役割が期待されていたと思われる。

#### 六）名目金貸付の大名金融としての可能性

近世後期の幕府の公金貸付は、財政不健全や信用不良などの理由で一般の金融市場から疎外された大名を救済することに主目的があった。しかしながら御用金の徴集やその運用などにも限界があり、結局、特定の役職につく幕府官僚としての大名、または幕府と近親な関係にある大名へ公金貸付が行われる傾向にあった。では、幕府からの援助も期待できず、市場における信用も不安な大名は、如何にして財政を運用していたのであろうか。それを支えた一つの金融として名目金貸付が存在していたと思われる。

西国の外様支藩である小城藩は寛政期に京都妙法院の名目金貸付の借金返済につき妙法院からの幕府への提訴で一〇年賦の返済をすることで内済した。しかしながら同藩の財政状況は厳しかったようで、その借金返済は最初から行き詰まった。最終解決は、幕府の米方御用達へ小城米を納入することを約定し、彼らから受け取った前渡金をその借金返済に充てた。小城藩が差当り借金返済を可能となった裏には米方御用達、つまり幕府があった。名目金貸付において幕府は、借金返済を願ってきた貸し手の妙法院を慰めながら、一方その借り手の小城藩へ一時的ではあるが返済できる道を提供し、その合間に立って名目金における貸付と借金返済の構造が破綻にならないように努めた。

恐らく名目金貸付を本来幕府が勤めるべき大名援助の金融として機能していたと思われる。以前の安永期に小城藩は、幕府へ拝借金を請願したが、却下されるのみであった。結局、「上々様手元金」などから調達したお金で幕府公役を勤めることができた。幕府への拝借金請願は拒まれたが、小城藩は名目金貸付などを借りることなどでやりくりをしていたと思われる。名目金貸付の取立が幕府によって保護されるということは、逆にその貸し手が貸金の焦げつきを恐れずに貸すことができたことも意味するだろう。小城藩の妙法院名目金貸付に対する借金返済は、まさに幕府の懐―正確には幕府の御用達町人―から出されたお金で充当されたことは重要な事項である。

#### 七) 展望および今後の課題

本論文は、十八世紀後半登場した名目金貸付の成立と展開の様相を幕府権力とのかかわり方を考察した。しかし

ながら、名目金貸付と当該期の幕府の経済政策である公金貸付との関連性を示したものの、その他の幕府の諸政策との検討までは至らなかつた。またこれ以降公金貸付の本格的な展開過程において両者の関係はどのような様相を帯びることになったのか、長いスパンで各時期ことの幕府のあり方の変化や金融市場の変動まで視野に入れての検討が必要であろう(1)。

また名目金貸付の大名金融としての可能性を提示したが、これには更なる論証が求められる。名目金貸付を借りた領主が存在する一方で、領内に名目金貸付の借入を禁じた領主も確かに存在した(2)。これらの差は何処から起因するものなのか、その意味合いについて、できる限り実例を集めて追及しなければならない。もちろんこれは大名金融という枠組みから見直す必要もあるだろう。

また名目金貸付は全国的に展開された貸付であるため、その地域的特性も念頭にいった綿密な検討が求められる。特に本論文で取り上げた名目金貸付の貸主の多数は、京都に本拠を構えた門跡寺院であり、これら門跡の内部まで入って検討しなければならぬと思われる。門跡寺院の本格的な研究はほとんどない現状であるが、名目金貸付を手掛かりとした接近も有効であると思われる。そしてこれら門跡に対する研究は、結局朝幕関係まで立ち入る問題になると思われるが、それらの研究も検討しなければならないと思われる。

近世の名目金貸付は、金主と借り手の間に貸付支配人が立てられた貸付であったことも、その盛行の一つの原因にもなったと思われる。こうして実際の貸主と借手の間にワンクッションをいれる間接的な方式が、円滑な貸付はも



とより危険回避のため、選好されたと思われる。幕府が名目金貸付に目を付け、幕府の公金貸付の中に編入しようとしながらも、結局その実行までいたらなかったことは、そうした形態の貸付金融も当時の金融市場に必要であるという認識がその裏にあったと思われる。こうした近世的金融のあり方の意味合いについても更なる考察 考察が要される。

(1) 後の公金貸付が本格的に展開される時期では、公金貸付と名目金貸付が競合したため、文政二年の法令(名目金貸付の許可制限)のように名目金貸付に対する幕府の規制が強くなったと指摘されるが(三浦前掲書、一一二―一四頁)、その時期ごとの様相を綿密に検討すべきであろう。たとえば、天保改革においては、市中取締役が名目金貸付を「不相当の筋につき、差止められて然るべし」と廃止の意見を江戸町奉行に対して述べたが、実際の改革においては名目金貸付利子下げなどの法令が出されている。

(2) 安岡重明「江州郡山藩領における名目金借入制限」『大坂大学経済学』八巻一号、一九五八年。

